

令和4年9月発行

令和5年度

ほいくしせつ 保育施設のしおり

～申込と施設紹介～



令和5年4月 認可保育施設一斉入所の申込について

受付期間	一次	令和4年10月25日(火)～11月10日(木)午後5時必着	郵送・電子
	二次	令和5年2月1日(水)～2月6日(月)午後5時必着	郵送・窓口・電子
申込先	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市 子ども家庭部 子ども育成課 保育認定担当 ※郵送の際は、申込書に添付されている切貼用の送付先をご活用ください。		

特定記録郵便・
レターパックライト等
発着記録が残る方法での
送付を推奨します。

※年度途中の申込受付期間は、P12をご確認ください。



武蔵野市
Musashino city

子ども家庭部 子ども育成課

目次

1	昨年度からの変更点	3
2	保育施設・事業の種類	4
3	申込時の注意事項	6
4	給付認定の種類と区分について	7
5	認可保育施設の利用手続きについて	11
1	申込書類の配布場所・申込方法について	11
2	認可保育施設入所（転所）申込受付期間・有効期限一覧表	12
3	施設選びから令和5年4月一斉入所申込までの流れ	13
4	令和5年4月一斉入所申込から入所までの流れ	14
5	入所（転所）申込書類	17
6	申込にあたっての注意事項	21
7	申込児童の利用調整について	23
8	入所できなかった方の申込の取り扱いについて	23
9	育児休業の延長が可能のため他の申込者を優先することに同意した場合 の利用調整について	24
10	企業主導型保育事業における支給認定証の交付について	24
11	市外の保育所等へ利用申込をする場合	25
12	市外転出後の継続通園について	25
13	市外在住の方が武蔵野市内の認可保育施設へ利用申込をする場合	26
6	認可保育施設の利用調整方法について	27
1	令和5年度利用調整基準の主な変更点	27
2	利用調整基準	32
3	令和5年度 保育施設入所・転所に関する確認票について	39
7	認可保育施設の入所が決まったら	42
1	保育の利用期間について	42
2	保育時間（基本保育時間・延長保育時間）について	43
3	保育所等の長期休園について	44
4	利用者負担額（保育料）について	44
5	利用者負担額（保育料）の支払い方法について	47
6	入所後の各種手続きについて	48
7	現況の確認について	50
8	保育所等での各種対応について	50

8	特別保育について	51
	1 産休明け保育	51
	2 年末保育	51
	3 発達や疾病等による健康状態に心配がある子どもの申込について	51
	4 障害児保育（4月一斉入所）	52
9	施設等利用給付認定（2・3号）について	54
10	その他の保育サービス等について	56
11	東京都認証保育所の助成金について	60
12	認可外保育施設等の無償化（施設等利用費）について	62
13	南保育園入所をご希望される方へ	63
14	よくある質問（Q & A）	64
	【保育施設ガイド】	67
I	認可保育所・認定こども園	68
II	家庭的保育	89
III	小規模保育	92
IV	事業所内保育	101
V	居宅訪問型保育	102
VI	認証保育所	103
VII	企業主導型保育事業	110
VIII	ベビーホテル	112

※令和5年度に向けた、令和4年9月現在の情報です。

1 昨年度からの変更点

重要

1

昨年度からの変更点

1 利用調整基準

- 毎年見直しを実施しております。令和5年度の利用調整基準の主な変更点については、P27以降でご確認ください。

2 教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書等

- 一部様式が変更となりました。

令和4年11月入所申込以降は新しい様式をご使用ください。

- 申込書類について、原則押印を省略します。ただし、就労先又は施設が作成する書類（就労証明書等）を訂正する際は、就労先又は施設の担当者が訂正し、訂正者がわかる記載（訂正署名、訂正印等）が必要です。

申込書類の確認をお願いします。

市のホームページから新しい書類がダウンロードできます。

※就労状況等の証明内容に虚偽の記載があった場合、刑法上の罪に問われる場合があります。

- 申込書類等については、P21「6 申込にあたっての注意事項（3）提出書類について」をご参照ください。また、就労証明書の注意点については、申込書類に同封の「就労証明書 主な確認ポイント」をご参照ください。

3 認可保育施設に関する手続きの電子申請について

- マイナポータルの「ぴったりサービス」から、教育・保育給付認定申請兼認可保育施設利用申込が電子申請できるようになりました。パソコン又はスマートフォンから時間を問わずご利用いただけます。

利用には、①マイナンバーカード及び暗証番号、②パソコン+ICカードリーダー又はスマートフォンが必要です。

※スマートフォンを利用する場合はマイナポータルアプリのインストールが必要です。

利用方法について、詳しくはP11及び市ホームページをご参照ください。

4 育児休業の延長が可能のため、他の申込者を優先することに同意した場合

- 育児休業の延長が可能のため、他の申込者を優先し利用調整において著しく不利になることに同意した場合は、指数を一律で「50」とし、入所の可能性が著しく低くなります。
- 利用調整の結果、保留となった場合は、保留通知が発行されます。詳細はP24をご確認ください。

2 保育施設・事業の種類

2

保育施設・事業の種類

保護者の就労や病気などで子どもの保育を必要とする場合に、子どもを保護者に代わって保育します。

保育所（保育園）や認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は児童福

保育施設・事業の種類		内 容	年齢（歳児）	
認可保育施設・事業	保育所 (保育園)	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、都道府県が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設です。 市区町村が運営する公立保育園と、社会福祉法人や株式会社などが運営する民間保育園があります。	0～5	
	認定こども園 (2・3号認定)	認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能をあわせ持つ施設です。 施設・整備・運営のあり方を定めた東京都の認定基準を達成することで認定を受けた施設です。		
	地域型保育事業	家庭的 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、利用定員を5人以下に設定して、家庭的な雰囲気のもとで、保育を行う事業です。 ※ 市外に転出した場合は、継続して通園することができません。	0～2
		小規模 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、定員6～19人の比較的小規模な環境で、保育を行う事業です。 ※ 市外に転出した場合は、継続して通園することができません。	
		事業所内 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。 ※ 地域の子どもは、市外に転出した場合は、継続して通園することができません。	
居宅訪問型 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満で障害・疾患などで集団保育ができず個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。 ※ 市外に転出した場合は、継続して利用することができません。			
その他の施設・事業	グループ保育室	戸建住宅又はマンションの1室等を利用して、保育士などの資格を有する者数名が保育を行う武蔵野市独自の事業です。市が設置基準を定め、この基準を満たしていると認めた保育室です。現在、武蔵野市内にはありません。	施設による	
	認証保育所	大都市特有の多様な保育ニーズに柔軟に応えるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所です。規模が大きく駅前などに設置されるA型と、小規模で家庭的な保育を行うB型の2種類があります。		
	企業主導型 保育事業	企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所持機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とした施設です。利用しやすい保育料金とするため内閣府から委託を受けた児童育成協会が運営費の助成を行っています。		
	ベビーホテル	午後8時以降の保育を行っている施設、児童の宿泊を伴う保育を行っている施設、時間単位で児童の預かりを行っている施設のいずれかに該当する施設で、他の分類に含まれない施設の総称です。運営実態は様々です。		

※ 1 家庭的保育者とは市区町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者です。
現在の武蔵野市における家庭的保育者は、保育士・幼稚園教諭等の資格を持ち必要な研修を受けた者です。

祉法に基づく認可保育施設・事業です（以下、保育所等といいます）。

職員数		職員資格	基準面積	給食	利用者負担額	入所の申込先	保育施設ガイドのページ	
0歳児：児童3人につき1人 1歳児：児童6人につき1人 2歳児：児童6人につき1人 3歳児：児童20人につき1人 4歳以上：児童30人につき1人 (国基準)		保育士 栄養士 保健師・看護師の特例を設けています	0・1歳児 一人あたり 3.3㎡ 2歳児以上 一人あたり 1.98㎡	自園調理 調理室 調理員	市の基準 による	子ども 育成課	P68～	
0～2歳児：児童3人につき1人 家庭的保育補助者を置く場合5：2		家庭的保育者 ^{※1} +補助者	0～2歳児 一人あたり 3.3㎡	(原則) 自園調理 調理室 調理員 ^{※2}			P89～	
A型	保育所の配置基準 +1名	保育士 保健師・(准)看護師の特例を設けています	保育所の面積基準 と同様	(原則) 自園調理 調理室 調理員			P92～	
B型		1/2以上が保育士						
C型	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合5：2)	家庭的保育者・補助者	0～2歳児 一人あたり 3.3㎡					P101～
定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様								
0～2歳児 1：1		必要な研修を修了した 家庭的保育者 ^{※1}	—		—	P102～		
保育所と同様の配置基準		配置する保育者のうち 6割以上の者が有資格者	0・1歳児一人あたり 3.3㎡ 2歳児以上一人あたり 1.98㎡		自園調理 調理室 調理員	施設による (助成金対象)		—
			0・1歳児一人あたり 3.3㎡ ただし、弾力基準として0・1歳児1人あたり2.5㎡まで緩和	R4.9月 現在、 市内施設は 自園調理	P103～			
保育所の配置基準 +1名以上		小規模保育事業と同様	原則、小規模保育事業と同様	原則、小規模保育事業と同様	施設による (助成金対象外)	各施設	P110	
保育所と同様の配置基準		配置する保育者のうち 1/3以上の者が有資格者	一人あたり 1.65㎡	自園調理 (外部搬入可)			P112	

※2 家庭的保育事業において園児3名以下の場合、補助者がいれば調理が可能です。

3 申込時の注意事項

申込後の
「変更」に注意！

3

申込時の
注意事項

1 育児休業中に申込をする方

- 育児休業中に申込をされた方で、入所が決定した場合は**入所日の翌月1日までに復職することが条件です。**
- 復職とは、**産前産後休暇や育児休業取得前と同じ条件（就労日数・就労時間等）で復帰して就労することを意味します。**復職できなくなった場合や勤務条件が変更となった場合は、内定の取り消しや退所となりますのでご注意ください。
- **育児休業の制度や、育児休業給付金については、就労先やハローワーク等にお問い合わせください。**
- 申込後に復職した場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼届出書と復職証明書を子ども育成課に提出して下さい。

2 申込後に転職する場合や就労状況が変更になる方

- 申込後に転職をする場合や就労状況が変更になる方で**申込時点の就労証明書に記載されている就労日数・就労時間等が変更となり、申込時点より指数が下がる場合は、**内定の取り消しや退所となります。
- 転職する場合、退職日の翌日から転職後の就労を開始しないと、就労がない期間は求職活動の要件になります。その結果、**申込時点より指数が下がるため、**内定取消や退所となります。

3 求職中に申込又は入所する方

- **入所日より3か月以内に「月48時間（休憩時間除く）以上」の実績が確認できる就労を開始できない場合は退所となります。**
- ※ 「3か月以内に就労を開始」とは、例えば、4月1日が入所日となる場合、6月30日までに就労を開始することです。

4 現在在籍している保育施設等がある方

- 内定月の前月末までに在籍施設を退所し、内定月の最初の開所日から内定した認可保育施設に登園してください。ただし、武蔵野市の認可保育施設からの転所については、退所届の提出は不要です。
- ※ 1か月のうちに複数の保育施設に在籍することはできません。

申込後に内定の取り消しや入所後に退所となった事例

- ・ 育児休業中に申し、入所日の翌月の1日までに復職できなかった、又は産前産後休暇や育児休業取得前と同じ条件で復職できなかった。
 - ・ 申込時点の就労証明書に記載の就労日数、就労時間等が変更となった。
 - ・ 就労を要件に入所したが、転職したため退職日と転職日の間が空いてしまった。
 - ・ 求職活動を要件に入所していたが、3か月以内に就労開始できなかった。
 - ・ 入所前月末までに、健診と面談が受けられなかった。
- ※ 上記は例となります。申込時点と状況が変更になる場合は、必ず変更する前に子ども育成課保育認定担当へご相談ください。

4 給付認定の種類と区分について

4

給付認定の種類と区分について

◆教育・保育給付認定

認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育事業の教育・保育を利用する子どもについては、教育・保育の必要性の認定を受ける必要があります。3つの認定区分に基づいて給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

入所申込では教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書により、入所申込と給付認定の申請を同時にできます。利用調整後、市から支給認定証兼通知書（教育・保育給付）を送付します。保育の必要性が認定されなかった場合は認定申請却下通知書（教育・保育給付）を送付します。

認定区分	給付の内容	利用施設
1号認定 満3歳以上の就学前子どもで、「子ども・子育て支援新制度」に移行した幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合	●教育標準時間	幼稚園 （新制度移行園） 認定こども園 （幼稚園枠）
2号認定 満3歳以上 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 ●保育標準時間	認可保育所 認定こども園 （保育所枠）
3号認定 満3歳未満 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 ●保育標準時間	地域型保育事業

※ 新制度に移行した幼稚園と保育所等の両方に申込をする方は、「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けてください。その後の幼稚園又は保育所等の利用状況によって、認定の維持または変更を行います。

※ 企業主導型保育事業（認可外保育施設）を地域枠で利用される方は2号又は3号認定が必要です（P24参照）。

◆施設等利用給付認定

幼稚園や認可外保育施設等（注）を利用する方が無償化（一部無償化）の給付を受けるために必要な認定です。

認可保育施設に入所する場合、教育・保育給付認定の対象になるため、施設等利用給付認定の手続きをする必要はありません。保育の必要性が認定されなかった場合は認定申請却下通知書（施設等利用給付）を送付します。申請方法等は、P54～55をご覧ください。

認定区分	利用施設
1号認定 3歳児～5歳児クラス ※幼稚園の満3歳児を含む 幼稚園（新制度に移行していない園）での教育を希望する場合	幼稚園 （新制度に移行していない園）
2号認定 3歳児～5歳児クラス 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合 ※ 幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用者を含む	認可外保育施設等 幼稚園の預かり保育 認定こども園の預かり保育
3号認定 0歳児～2歳児クラス 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で保育を希望し、 <u>市区町村民税非課税世帯</u> の場合	

注）特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設で、国が定める基準を満たした施設に限られます。

(1) 保育を必要とする事由 ※保護者が2人とも下記のいずれかに該当することが必要です。

就労（外勤）	就労しているため子どもの保育にあたることができない。 就労の最低基準は、月 48 時間以上（実働）。
就労（自営業） （経営者・配偶者等が 経営者・業務委託・ フリーランス等）	※ 無償のボランティアや、対価の支払いがないものは「就労」とみなすことはできません。 ※ 勤務時間に見合った収入が必要です。勤務地の最低賃金を基準として、勤務時間を算出します。
疾病・障害	保護者本人に疾病、傷病、心身障害があるため子どもの保育にあたることができない。
看護・介護	同居の親族を看護・介護するため、子どもの保育にあたることができない。 看護・介護の最低基準は、月 48 時間以上（実働）。
妊娠・出産	母親が出産前後のため子どもの保育にあたることができない。 （出産月を挟む前後 2 か月の計約 5 か月までの入所です。） ※ 多胎出産の場合は出産前 4 か月から出産後 2 か月の計 7 か月までとなります。
就学	就学又は職業訓練をしているため子どもの保育にあたることができない。 就学の最低基準は、月 48 時間以上（実働）。 ※ 通学のため外出を常態としている場合に適用します。
求職活動	求職活動をしているため子どもの保育にあたることができない。（入所日より 3 か月以内に「月 48 時間以上（実働）」の就労を開始できない場合は退所となります。） ※ 就労開始後、勤務時間に見合った収入が必要です。勤務地の最低賃金を基準として、勤務時間を算出します。
不存在（ひとり親）	死亡等により子どもを保育する人がいない。
災害復旧	地震や火災などの災害にあい、子どもの保育にあたることができない。
その他	明らかに児童が保育を必要とすると認められる場合。

P17 を確認の上、該当する書類をご提出ください。提出書類の内容と保育施設の利用開始後の状況が異なる場合（就労日数・勤務時間が変更になった、転職した時など）は、内定取消し又は退所となる場合がありますので、十分ご注意ください。

申込時と状況が変更となる場合は、必ず事前に子ども育成課保育認定担当へご相談ください。

(2) 利用できる保育時間の違い (保育の必要量)

2号又は3号認定は、保育の必要量によって「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

区分	最大利用時間	認定該当事由	利用できる保育所等
保育標準時間	開所時間中、施設が定める保育時間（最大11時間）を超える利用は延長保育となり別途延長保育料が必要です。	おおむね月120時間以上の就労・就学・看護又は介護/出産/疾病/災害/その他	保育所、認定こども園、保育短時間施設を除く小規模保育事業・事業所内保育事業 ※ただし、保育標準時間の方が保育短時間を希望する場合、保育短時間の認定に変更することができ、家庭的保育事業等の保育短時間施設を利用することができます。
保育短時間	開所時間中、施設が定める保育時間（最大8時間）を超える利用は原則、保育標準時間への変更が必要です。 ※ただし、標準時間預かりを行っていない施設の利用が8時間を超える場合、延長料金がかかります。	基本保育時間内でおおむね月120時間未満で、月48時間以上の就労・就学・看護又は介護/求職/育休	保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※産前産後休暇中は、原則、標準時間認定です。短時間認定への変更を希望する場合は、施設と相談の上、「変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）」にその旨を記入し、在園施設へご提出ください。

◎保育標準時間認定と保育短時間認定

保育の必要量（利用時間）の認定は、保育標準時間認定と保育短時間認定の2つに分かれ、それぞれ保育利用可能時間と利用者負担額（保育料）が異なります。

利用者負担額（保育料）は毎月1日時点の認定に基づき算定します。

保育標準時間認定の方は、希望により保育短時間認定に変更することもできます。

また、市立保育園において、保育短時間認定の場合、原則延長保育の利用はできません。常時、基本保育時間を超えて利用する場合には、保育標準時間認定への変更が必要になりますので、在園施設にお問い合わせください。

※民間保育園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業において、保育短時間認定で基本保育時間を超えて利用する際の取扱いについては、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。（保育施設の種類については、P4～5を参照してください。）

※保育施設の利用時間は、認定内容等に基づき、保育の必要量（就労要件の方であれば就労時間+通勤時間）を在園施設との面談で決定します。

※1か月あたりの就労時間は120時間未満であっても、1日の就労時間が長く、園での保育時間が基本保育時間（短時間）を超える場合は、保育標準時間認定となります。

【市立園の場合】

区分	早朝保育 7:30～8:30	基本保育 8:30～16:30	夕方保育 16:30～18:30	延長保育 18:31～19:15
保育標準時間	この範囲内で 最大11時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）			
		原則的な利用時間（8時間）		延長保育
保育短時間	この範囲内で 最大8時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）			
		原則的な利用時間（8時間）		

※民間保育園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の保育標準時間・短時間の設定は、施設によって異なります（認可保育所については、標準時間は開所時間から11時間です）。各施設の預かり時間については後半の保育施設ガイド（P67～）をご覧ください。

◎教育・保育給付認定の変更申請・届出について

認定された後、次のとおり認定内容に変更がある場合には、変更申請・届出が必要です。

- ・住所、連絡先が変わった場合
 - ・世帯員が増減した場合
 - ・保育を必要とする事由が変わった場合
 - ・就労状況が変わった場合
 - ・産前産後休暇・育児休業を取得する場合
 - ・産前産後休暇・育児休業から復職した場合
 - ・勤務時間を変更した場合
- } 保育の必要量が変わる場合があります。

※ 保育標準時間・短時間の両方を設定している保育施設に在園している場合、認定内容の変更により利用者負担（保育料）が変わることがあります。その場合、原則、届出の翌月から変更が適用されますので、お早めに申請・届出をお願いします。

※ 保育短時間のみの保育施設に在園している場合も、申請・届出は必要です。

※ 3号認定（満3歳未満）の子どもが満3歳になった際の認定変更については、市が手続きを行うため、保護者が改めて手続きをする必要はありません。また認定証は希望者にのみ発行します。



5 認可保育施設の利用手続きについて

1 申込書類の配布場所・申込方法について

申込書類の配布場所 … 子ども育成課（市役所南棟3階）、各市政センター、各認可保育所、子育て支援施設（0123 吉祥寺、0123 はらっぱ、おもちゃのぐるりん、桜堤児童館）

※市ホームページからダウンロードもできます。申込方法は郵送、窓口、又は電子申請（ぴったりサービス）となります。

※不足書類や内容に不備がある場合は、入所選考の対象外となりますのでご注意ください。また、不足不備により利用調整が不利になった場合でも、利用調整の結果を変更することはできません。

※一度受付けた書類の返却はできません。必要な方は事前にコピーをお取りください。

※受付ができない状態の場合は協議の上、ご連絡する場合があります。お早めにご提出ください。

※各受付期間締切日の午後5時必着です。

※以下に該当する場合は、必ず事前に子ども育成課保育認定担当までご相談ください。

- ・ 出産予定児の申込（P22 参照）
- ・ 武蔵野市から転出予定で市外保育施設への申込（P25 参照）
- ・ 武蔵野市に転入予定での申込（P26 参照）
- ・ 障害児保育での申込（P51～53 参照）

申込みは…

郵送 、窓口  又は電子申請 

窓口申込

提出先 武蔵野市役所 南棟3階 子ども育成課保育認定担当

※各市政センターでは受付けていません。

※4月入所1次申込は原則郵送受付です。

郵送申込

送付先

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市 子ども家庭部 子ども育成課 保育認定担当

※特定記録郵便やレターパックライトなど、自身で到着を確認できる方法でお送りください。

※郵送事故については責任を負いかねます。

※到着確認の問い合わせの対応はできません。

※受付期間内に到着するよう日程に余裕をもって準備してください。

※書類の記入漏れや同封漏れがないことをよく確認の上、送付してください。書類内容について、事前確認ができます。

（4月入所1次申込は、受付期間中の書類確認はできません。）

電子申請

マイナポータルでのぴったりサービスでの電子申請となります。下記及び市ホームページをご確認の上、申込みをしてください。

ぴったりサービスとは

国が運営するマイナポータルにおける電子申請サービスで、インターネット経由で行政サービスに関する検索や電子申請ができます。

利用するために必要なもの

- ① マイナンバーカード及び暗証番号
 - ② パソコン+ICカードリーダー（マイナンバーカード対応のもの）又はスマートフォン
- ※スマートフォンを利用する場合はマイナポータルアプリのインストールが必要です。

申請の手順

市ホームページをご覧ください。

※各保護者の要件書類などの添付書類は、必ずデータですべて添付してください。添付データが不足している場合やデータに不備がある場合には、受付ができません。

※申請情報入力中に一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり、入力情報が失われる場合があります。

※電子申請後、家庭状況に変更がある場合はオンラインで変更することはできません。速やかに子ども育成課にて手続きを行ってください。

5

認可保育施設の利用手続きについて

2 認可保育施設入所（転所）申込受付期間・有効期限一覧表

◆令和5年4月一斉入所申込（1次受付）

受付期間：令和4年10月25日（火）～令和4年11月10日（木）

注意

令和5年4月一斉入所の1次受付は原則郵送、又は電子申請（ぴったりサービス）のみです。

※ 送付先は表紙をご覧ください（申込書に添付している切貼用の送付先をご活用ください）。

- 受付期間中（10月25日～11月10日）は入所相談の予約ができません。入所相談をご希望の方は、受付期間前までに保育コンシェルジュの事前予約をおすすめします。
- 障害児保育の申込については、P52『障害児保育（4月一斉入所）』を合わせてご参照ください。
- 申込は令和6年1月1日入所利用調整まで有効です。
- 就労証明書等の要件書類は、証明日が令和4年8月1日以降に証明されたものが有効です。
- 令和4年度12月入所を同時に申込む場合は、申込書と令和4年度の確認票を同封してください。

◆年度途中の申込

年度途中の入所申込は、郵送、窓口、又は電子申請（ぴったりサービス）での受付となります。申込の有効期限は、令和6年1月入所利用調整までです。毎月申込をし直す必要はありません。具体的な日程（予定）は下表を参照してください。

入所希望月	受付期間	申込有効期限
令和4年11月	令和4年10月 3日(月) ～ 令和4年10月11日(火)	令和5年1月入所 利用調整まで
令和4年12月	令和4年10月25日(火) ～ 令和4年11月10日(木)	
令和5年 1月	令和4年12月 1日(木) ～ 令和4年12月12日(月)	
令和5年 4月 (1次利用調整)	令和4年10月25日(火) ～ 令和4年11月10日(木)	令和6年1月入所 利用調整まで
令和5年 4月 (2次利用調整)	令和5年 2月 1日(水) ～ 令和5年 2月 6日(月)	
令和5年 5月	令和5年 4月 3日(月) ～ 令和5年 4月10日(月)	
令和5年 6月	令和5年 5月 1日(月) ～ 令和5年 5月10日(水)	
令和5年 7月	令和5年 6月 1日(木) ～ 令和5年 6月12日(月)	
令和5年 8月	令和5年 7月 3日(月) ～ 令和5年 7月10日(月)	
令和5年 9月	令和5年 8月 1日(火) ～ 令和5年 8月10日(木)	
令和5年10月	令和5年 9月 1日(金) ～ 令和5年 9月11日(月)	
令和5年11月	令和5年10月 2日(月) ～ 令和5年10月10日(火)	
令和5年12月	令和5年11月 1日(水) ～ 令和5年11月10日(金)	
令和6年 1月	令和5年12月 1日(金) ～ 令和5年12月11日(月)	

※ 武蔵野市では、2月1日及び3月1日付の入所利用調整は行いません。

3 施設選びから令和5年4月一斉入所申込までの流れ

事前準備

申込の時期までに、預け先として希望する施設を選んでいきます。

施設見学

各施設には、独自の特色・方針があります。

大切なお子さんを預ける上で希望する施設には見学に行きましょう。

※ アレルギーなどがある方は、各施設にお問い合わせください。

見学予約については各施設ページの見学方法を参照してください。

見学はいつ頃がいいの？

4・5月は新入園児のお子さんが保育施設に慣れていない時期です。それ以外の時期に各施設にお問い合わせください。

※ **新型コロナウイルス感染症の影響で施設見学を行っていない園もあります。事前に施設にご確認ください。**

相談

- ・ 申込書類の記載方法について
- ・ 認可保育施設の利用調整について
- ・ 保育料や認可外保育施設等の助成金について
- ・ 武蔵野市の申込状況について
- ・ 認可、認可外保育施設の違いについて
- ・ 各施設の特色についてなど

保育施設のことについて相談したい場合は「保育コンシェルジュ」へお問い合わせください。保育コンシェルジュに相談する際は、事前に予約することをおすすめします。

詳しくは下記「活用してください」

保育コンシェルジュ」参照

各園の募集人数は
10月15日号市報で公表予定です。

申込書の作成・利用調整基準の確認

書類の有効期限は、発行後3か月です。提出書類に不足や不備がある場合利用調整の対象外となるおそれがあります。早めに作成し、記入漏れのないように準備することをおすすめします。

希望施設の絞り込み

入所したい順番に施設を書きましょう。

P21 6 (1) 利用を希望する施設（事業者）についてをよくお読みください。



4月一斉入所申込1次受付期間：10月25日～11月10日

活用してください 保育コンシェルジュ

保育施設で勤務してきた保育士が、専門性を活かして相談に応じています。



現在の
保育施設の空き
状況はどうなっ
ているの？

◇窓口・電話等での相談を受付けています！

保育施設の入所状況や申込方法、幼稚園や一時保育など、安心して子育てできるように、各ご家庭の状況に合った情報をお伝えします。お気軽にご相談ください。

※ 出張等で保育コンシェルジュが不在の場合もありますので、ご予約をおすすめしています。

幼稚園や未就園児
対象のプレ情報を
知りたい！

近くにどんな
保育施設が
あるかな？



Web から予約できる相談枠も設けています。



<通常の相談時間>

相談日時：月曜日～金曜日 午前9時～11時 午後1時～4時
場所：市役所南棟3階 子ども育成課 Tel 0422-60-1854

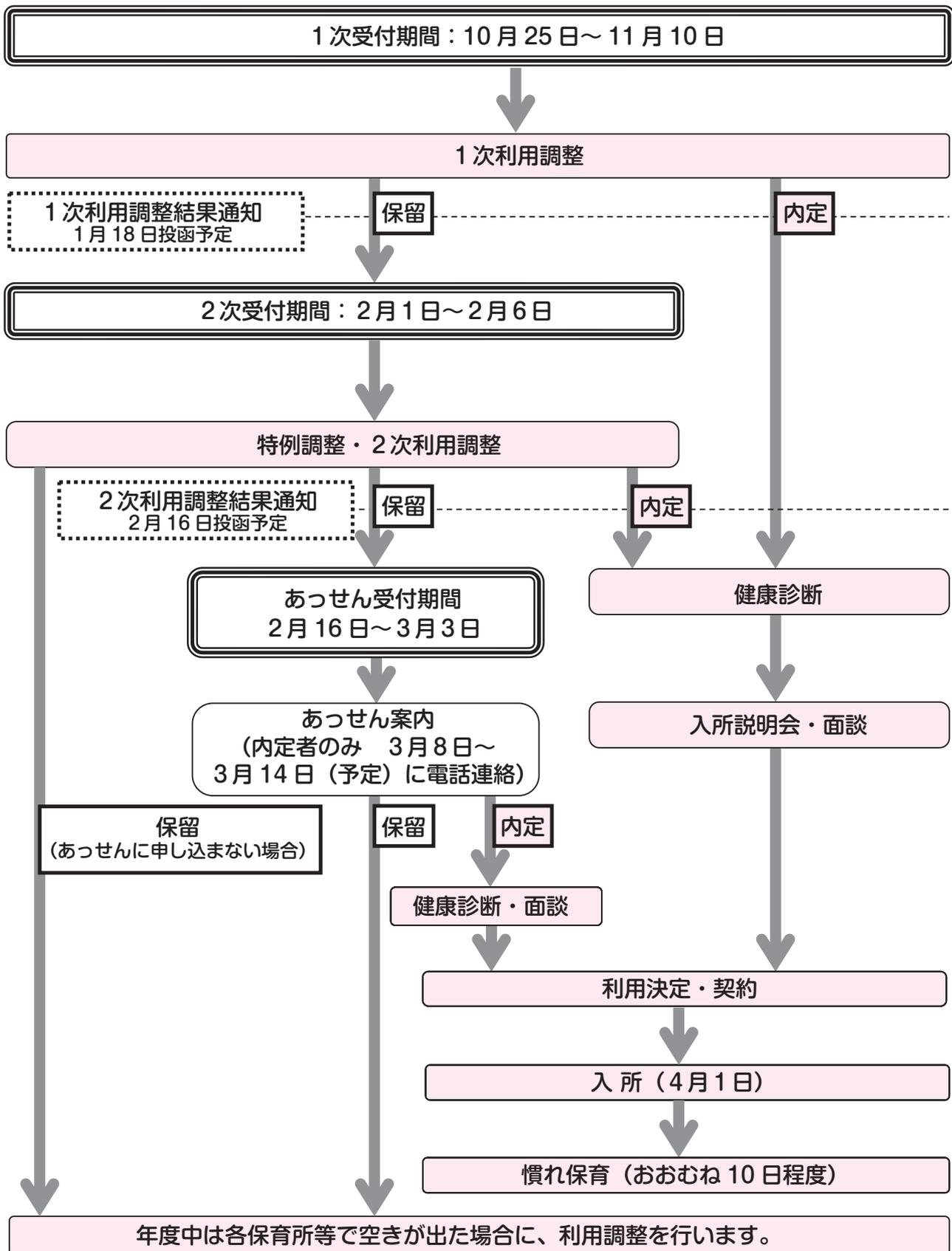
一時的に子どもを
預ける所は？
などなど…

4 令和5年4月一斉入所申込から入所までの流れ

(入所は1日です。月途中の入所はできません。)

5

認可保育施設の利用手続きについて



◆ 1次受付（原則郵送または電子申請（ぴったりサービス））

1次利用調整

受 付	結果通知（郵送）	辞退期限
令和4年10月25日～11月10日午後5時必着	令和5年1月18日（投函予定）	令和5年1月25日（水）午後5時必着

- ※ 1月20日以前の申込結果に関するお問い合わせには対応できません。
- ・ 転所申込の内定を辞退した場合、元の施設には戻れません。

◆ 2次受付（郵送・窓口・電子申請（ぴったりサービス））

- ・ 1次利用調整で内定し転所を希望される方は、申込を行ってください。
- ・ 各施設の空き状況は1月30日に市のホームページで公開予定です。

特例調整・2次利用調整

- ・ 特例調整についてはP37をご参照ください。

受 付	結果通知（郵送）	辞退期限
令和5年2月1日～2月6日午後5時必着	令和5年2月16日（投函予定）	令和5年2月22日（水）午後5時必着

- ※ 2月20日以前の申込結果に関するお問い合わせには対応できません。
- ・ 2次受付で新たに申込した方は、保留の場合も結果通知を送付します。
- ・ 転所申込の内定を辞退した場合、元の施設には戻れません。

1次利用調整の結果が保留で「入所を希望する施設」を変更する場合

- ・ 2月6日午後5時必着で「希望認可保育施設（事業）変更届」を子ども育成課に提出してください。
- ※ 郵送、窓口、電子申請（東京電子自治体共同運営サービス）

◆ あっせん希望受付（郵送・窓口・電子申請（東京電子自治体共同運営サービス））

- ・ 1次及び2次利用調整で一度も内定が出ていない児童（転所申込者を除く）のうち、あっせん希望の申込者を対象に、指数の高い世帯から順に空きがある施設をすべて案内します。（連絡が取れた時点で、内定を受けるか辞退するかの即答が必要です。）
- ・ 各施設の空き状況は2月27日に市ホームページで公表予定です。
- ・ 次の場合は、あっせん希望の申出ができません。
 - ・ 転所申込の場合
 - ・ 障害児保育枠での申込の場合
 - ・ 指数の制限に関する同意書を提出した場合
 - ・ 内定を辞退した場合
 - ・ 申込を取り下げている場合
 - ・ 1次も2次も申込をしていない場合
- ・ 対象者（申出ができる方）には、2次利用調整結果通知と同日に「武蔵野市認可保育施設あっせん希望申出書」を送付します。

受 付	結果通知（電話連絡）
2次利用調整結果通知後～3月3日午後5時必着	令和5年3月8日～3月14日

- ※ 原則として保護者の方がお出になるまで電話をかけ続けますが、どうしても電話が繋がらない場合は、次の方に電話をする場合があります。
- ※ 内定承諾後に辞退した場合は、利用調整基準「す」の適用対象となります。
- ※ 連絡時間は午前8時30分から午後9時までです。(午後5時15分以降は市役所が閉庁するため子ども育成課への電話はつながらなくなりますが、子ども育成課からの電話連絡は継続して行います。)
- ※ 電話で複数の施設をご案内しますので、入所希望施設を即答できるようにホームページで公表する空き施設を事前にご確認ください。
- ※ お子様にアレルギーがある場合など、対応不可となる施設はご案内しません。

健康診断

- 内定施設の嘱託医による健康診断を、指定された日程と場所で受診してください。案内を内定通知に同封します。
- ※ 市内認可保育所等からの転所や、地域型保育施設から卒園する場合も新しく内定した施設で受診していただきます。

入所説明会・面談

- 健康診断後、各保育所等で入所説明会を行います（一部、個別に面談を行う施設もあります）。
- また、2次利用調整及びあっせんの内定者は個別面談となる場合があります。

利用決定・契約

- 保育所⇒市より利用決定通知を送付します。保育料（0歳児～2歳児クラス）は、市へ支払います。
- その他の保育施設⇒施設と直接契約します。保育料は、各施設・事業者へ支払います。

入所（4月1日）⇒慣れ保育

- 子どもの状況を見ながら短い時間での保育から進めていきます。（慣れ保育）
- ※ 期間は様々ですが、おおむね10日程度とお考えください。
- ※ 転所の際も、同様に短い時間での保育を行います。

◆保留により待機になった方については、各保育所等で空きが出た場合に利用調整を行います。

- ・申込は令和6年1月入所利用調整まで有効です。
- ・初回のみ利用調整結果通知書をお送りします。以後、内定が出た場合にのみご連絡し、内定を受けるか辞退をするかを即答していただきます。
- ・家庭状況等が変わる場合、必ず事前に子ども育成課保育認定担当へご連絡ください。
- ・希望施設を変更する場合は、希望認可保育施設（事業）変更の手続きを行ってください。
- ・「保育施設の利用調整に係る保留通知」は申込みを行った最初の月のみ発行されます。翌月以降も保留証明書が必要な場合は、P65のQ9をご参照ください。



5 入所（転所）申込書類

- ・転所申込も新規申込と同じ書類をご提出ください。
- ・市のホームページから申込書類をダウンロードすることができます。



Webからも申込書類を確認できます。



※ ①～⑤は提出必須、⑥、⑦は状況に応じて提出

①【教育・保育給付認定等申請書 兼 認可保育施設利用申込書】

②【マイナンバー記入用紙】

③【令和5年度 保育施設入所・転所に関する確認票】

④【児童状況書】※ 母子手帳を参考に全項目をご記入ください。

※ 出産予定児の申込の場合、児童状況書の代わりに出産予定児の申込に関する誓約書を提出し、児童状況書は出産後に提出してください。

⑤【各保護者の保育を必要とする事由を確認する書類】（下表）

必要書類	保護者の状況	(予定含む) 外勤	自営	疾病等	障害等	看護・介護等	妊娠・出産	職業訓練 就学・	求職中	自営準備	(ひとり親の方) 不存在
就労証明書（所定様式）（原本を提出）（発行後3ヶ月以内）		○	○							○	
自営を証明する書類※ P19（3）参照			○								
収入を証明する書類※ P19（3）参照			○								
医師の診断書（病名、通院頻度、保育にあたれない旨記載のもの）（発行後3ヶ月以内）				○							
障害者手帳等の写し（有効期限のあるものは期限内のもの）					○	○					
・看護・介護状況申告書 ・看護・介護を要する方の診断書又は介護認定を受けている介護保険証の写し（有効期限内のもの）						○					
タイムスケジュール表（所定様式）（原本を提出）						○		○			
母子手帳（表紙、出産予定日のわかるページ）の写し							○				
・在学証明書又は学生証の写し （証明書は発行後3か月以内、学生証は有効期限内のもの） ・授業の時間割								○			
求職活動誓約書（所定様式）									○	○	
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し（発行後3か月以内）、又はひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるものの写し（児童扶養手当証書等）											○

※ 証明書類は保護者それぞれ必要です。

※ 保育を必要とする事由が就労の方について、「就労証明書」のご提出がない場合は入所申込の受付ができません。

※ 兄弟姉妹で申込をする場合、①「教育・保育給付認定等申請書 兼 認可保育施設利用申込書」と④「児童状況書」はそれぞれ必要です。他の書類は1部で結構です。

※ 出産予定児の入所申込をする場合も、母子手帳（表紙、出産予定日のわかるページ）の写しと「出産予定児の申込に関する誓約書」が必要になります。

⑥ 【各保護者の税資料】 提出された書類はお返しできません。

保護者の状況	令和5年4～8月 入所利用調整希望 (9月以降も利用を希望する方は 右欄も合わせて確認してください)	令和5年9月～令和6年1月 入所利用調整希望
令和4年1月1日、 令和5年1月1日と もに武蔵野市に住民 登録がなかった方		住民登録のあった自治体の令和5 年度の個人住民税課税（非課税） 証明書
令和4年1月1日には武蔵野市に住民登録がないが、令和5年1月1日に武蔵野市に住民登録があった方	住民登録のあった自治体の令和4 年度の個人住民税課税（非課税） 証明書	不要 ※武蔵野市へ住民税の申告をして いない場合は、申告の手続きを してください。
それぞれの年の1月 1日に国内に住民登 録がなく、該当年度 の課税がされていない方 ※必要書類については事前に子ども 育成課にご相談 ください	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月～12月の給与等 支払証明書 ※それぞれの年の国内及び国外の 収入をもとに市が市民税につい て仮定計算を行います（外国語 の場合は和訳し、円に換算した 内容で記載してください）。 年間収入申告書（所定様式） ※社会保険料控除等がある場合 は、その控除額を記載してくだ さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月～12月の給与等 支払証明書 ※それぞれの年の国内及び国外の 収入をもとに市が市民税につい て仮定計算を行います（外国語 の場合は和訳し、円に換算した 内容で記載してください）。 年間収入申告書（所定様式） ※社会保険料控除等がある場合 は、その控除額を記載してくだ さい。
税情報がなく、上記 書類を提出すること ができない方	令和3年1月～12月の年間収入 申告書（所定様式）	令和4年1月～12月の年間収入 申告書（所定様式）

- ※ 個人住民税未申告の場合や、市外からの転入者等で市区町村住民税所得割額の分かる書類（課税証明書等）が未提出の場合は、子ども育成課で税額が確認できるまで、税額を最高階層として取り扱います。税の申告又は書類の提出をお願いします。
- ※ 特別徴収税額通知書の写しでは給与収入以外の収入について確認ができないため、必ず課税（非課税）証明書をご提出ください。
- ※ 国外の収入がある方は事前に子ども育成課保育認定担当にご相談ください。
- ※ 引き続き武蔵野市に住民登録がある方は税資料のご提出は不要です。

⑦【その他の書類（状況に応じて）】

※(1)(2)(5)(7)(8)(9)(10)(12)(14)は作成・発行後3か月以内のものが有効です。

※下記以外にも状況によって、書類の提出を求める場合があります。ご不明な場合は子ども育成課保育認定担当までお問い合わせください。

保護者の状況	下記の表内のいずれか1つを提出してください。								
(1) 就業等を理由に子どもを長期契約で認可外保育施設等に預けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・保育受託証明書（発行後3か月以内のもの）（所定様式、海外含む） ・契約書の写し及び直近の保育料の領収書の写し等 ※過去1年間のうちに切れ目なく複数の施設に預けている場合は、施設ごとの証明が必要です。 								
(2) 育児休業等から復職した方	<ul style="list-style-type: none"> ・復職証明書（所定様式） 								
(3) 自営（中心者）の方	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の2つの書類を提出してください ① 自営を証明する書類 （例）登記簿謄本 開業届 営業許可証 法人の印鑑証明 の写し ② 収入を証明する書類 （例）前年分の確定申告書の写し（第一表及び第二表） 売り上げのわかる書類の写し（様式は問いません） 								
(4) 前職との切れ目なく転職した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前職の退職日が証明できるもの 前職の退職日の翌日から就労していることが条件です。 ※申込後に転職する場合も同様です。 ※退職日の翌日から転職後の就労を開始できない場合、就労してない期間は求職活動要件となり指数が下がるため内定取消又は退所となります。申込時の提出書類と状況が変わる場合は、必ず変更前に子ども育成課へご相談ください。 								
(5) 就労予定や就労状況を変更する予定で申込をされる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・変更予定がある場合は、事前に子ども育成課へご相談ください <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">状 況</th> <th style="text-align: center;">必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労の予定が決まっている方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・就労予定先の就労証明書 ・求職活動誓約書 <p style="text-align: right;">計2枚</p> </td> </tr> <tr> <td>現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わらない場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 <p style="text-align: right;">1枚</p> </td> </tr> <tr> <td>現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わる場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の就労先の就労証明書 ・就労予定先の就労証明書 <p style="text-align: right;">計2枚</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※就労予定の就労証明書はあくまでも『予定証明』です。 予定どおり就労した又は、就労状況を変更した際は、速やかにその旨の就労証明書を提出してください。</p> <p>※入所後に就労予定の内容と状況が変わり利用調整指数が下がった場合、退所になります。</p>	状 況	必要書類	就労の予定が決まっている方	<ul style="list-style-type: none"> ・就労予定先の就労証明書 ・求職活動誓約書 <p style="text-align: right;">計2枚</p>	現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わらない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 <p style="text-align: right;">1枚</p>	現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わる場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の就労先の就労証明書 ・就労予定先の就労証明書 <p style="text-align: right;">計2枚</p>
状 況	必要書類								
就労の予定が決まっている方	<ul style="list-style-type: none"> ・就労予定先の就労証明書 ・求職活動誓約書 <p style="text-align: right;">計2枚</p>								
現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わらない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 <p style="text-align: right;">1枚</p>								
現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わる場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の就労先の就労証明書 ・就労予定先の就労証明書 <p style="text-align: right;">計2枚</p>								
(6) 申込児童の兄弟姉妹に障害児がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の写し ・愛の手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ※上記のうち、有効期限のあるものは期限内のもの。 								

保護者の状況	下記の表内のいずれか1つを提出してください。
(7) 64歳未満（令和5年4月1日時点）の祖父母が同居し、その祖父母が就労・疾病・介護等を理由に保育の援助ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父母の直近1か月分の給与明細書等の写し（就労の場合） ・ 医師の診断書（疾病の場合）（発行後3ヶ月以内） ・ 被介護者の介護保険証等（有効期限内のもの）の写し（介護認定を受けている場合）
(8) 就学に該当する方で、大学の研究機関等にて無報酬で研究している方等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究活動証明書（発行後3ヶ月以内） ・ 国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できるもの（発行後3ヶ月以内）
(9) 保育施設の廃業により継続利用ができない方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の廃業で継続利用することができないことを証明できるもの（発行後3ヶ月以内） ※就労等の理由により週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極め若しくは年間で締結していることが必要です。
(10) 2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない方（4月入所のみ） ※市内地域型保育事業は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2歳児までしか在園することができない保育施設の受託証明書（発行後3ヶ月以内） ・ 2歳児クラスから3歳児クラスへの継続利用が施設の事情によりできないことを証明できるもの（発行後3ヶ月以内） ※いずれも就労等の理由により週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極め若しくは年間で締結していることが必要です。 ※市内の地域型保育施設卒園児については不要です。 ※2歳児までしか在園することができないことが記載された証明書が必要です。
(11) 保育を必要とする要件が就労の方で、障害等をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の写し ・ 愛の手帳の写し ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し ・ マル都医療券の写し（特殊疾病） ・ 特定疾病療養受療証の写し（特定疾病）等 ※上記のうち、有効期限のあるものは期限内のもの。
(12) 育児休業を取得して、申込児童を家庭で保育している方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の取得状況が記載してある就労証明書 ・ 育児休業証明書等
(13) 保育士又は幼稚園教諭として就労している方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し ※就労証明書の保育士等としての勤務実態の有無欄で有または有（予定）に<input checked="" type="checkbox"/>があること。
(14) 育児休業の延長が可能のため他の申込者を優先することに同意する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指数の制限に関する同意書 ※提出があった場合、一律で指数が低くなり入所の可能性が著しく低くなります。 詳細はP24をご確認ください。
(15) 入所日までに申請児童の下の子が生まれ、多子世帯（P.36 4表優先項目指数表「い」「う」）に該当となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子手帳の写し（表紙、出産予定日の分かるページ）

6 申込にあたっての注意事項

(1) 利用を希望する施設（事業者）について

- ・令和5年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を過ぎてもクラスは変わりません。なお、0歳児クラスについては、入所時点での月齢（日齢）により入所できる保育所等が異なります。産休明け保育について、詳細はP51をご参照ください。
- ・希望する保育所等に入所できるかどうかは、他の方の申込状況に大きく左右されます。
- ・第1希望のみ記入した方に優先的に入所の内定が出ることはありません。
- ・利用を希望する保育所等は、入所したい順番でご記入ください。
- ・内定後に辞退される方が増えています。希望施設は十分に検討した上でご記入ください。
- ・転所希望の場合は、転所したい認可保育施設のみを記入してください。
※ 4月入所1次及び2次利用調整において、転所の内定は辞退できません。
- ・希望する保育施設の変更は「希望認可保育施設（事業）変更届」により行うことができます。

(2) 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業について

- ・保育短時間のみに対応した保育施設があります。確認の上、お申込みください。
- ・家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は2歳児クラスまでの保育施設・事業です。卒園後に他の保育所又は認定こども園へ入所することを希望する場合は改めて申込が必要です。

(3) 提出書類について

- ・児童状況書は、お子さんの状況を詳しく記入してください。申込後、お子さんの状況（疾病や発育）が変わった場合は、必ず子ども育成課保育認定担当までご連絡ください。
- ・2か年度分の入所申込を行う場合、提出を省略できる書類があります。省略可能な書類は、お子さんや保護者の状況によって変わります。詳しくは子ども育成課保育認定担当までお問合せください。
- ・提出書類に不足や不備がある場合は、申込の有効期限内であっても、必要に応じて書類の追加提出や再提出を求める場合があります。
- ・一度取受した書類はお返しすることができません。
- ・利用調整に際し、発行された就労証明書の証明事項について不明な点がある場合は、就労先へ照会させていただくことがあります。提出された書類の内容と状況が異なる場合は、内定取消又は退所となりますので、十分ご注意ください。
- ・保護者記入書類以外（就労証明書等）を訂正する際は、訂正者がわかる記載が必要です。（訂正署名・訂正印等）
- ・修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。
- ・以下のような家庭の状況に変更が生じる場合は必ず事前に子ども育成課保育認定担当までご連絡ください。利用調整で不利になったり、入所内定取消や、入所後であれば退所になる場合があります。
 - ① 保育の利用希望がなくなった場合
 - ② 保護者の就労状況が変わる場合
 - ③ 住所や電話番号が変わる場合
 - ④ 家族構成が変わる場合
 - ⑤ その他要件等が変わる場合

利用調整は、提出された書類を基に行います。書類の内容と状況が異なる場合は、内定取消又は退所となりますので、十分ご注意ください。

(4) マイナンバー記入用紙の確認について

認定申請の際に、個人番号の確認をします。「マイナンバー記入用紙」に申込に係る保護者全員及び申込児童の個人番号を記入し、個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写しを貼付してください。

※ 通知カードは記載事項に変更がない場合に限り、番号確認書類として使用できます。

(5) 保育所等入所内定の辞退について

入所の内定を辞退した場合、辞退した保育所等は次の利用調整における希望保育所等から除かれます。



↑詳しくはHPをご覧ください。

下記の点にご注意ください。

- 指定日時を過ぎて辞退した場合、及び内定取り消しの場合は、辞退した入所月を含めた3か月間（辞退した年度内）は利用調整対象から除外されます。また、優先項目指数でマイナス1が申込年度中と翌年度中に適用されます。
 - ※ 次に待機をしている方へのご案内が遅れたり、ご案内ができない場合があるため、辞退する場合は期日の厳守をお願いします。
- 4月一斉入所（1次利用調整及び2次利用調整）において、転所申込の入所内定を辞退した場合は、もとの保育施設に在園し続けることはできません。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の在園児が認可保育所へ転所申込をする場合も同様です。

(6) 申込の無効について

以下の場合には、申込が無効になる又は取下げしたものとみなしますのでご注意ください。

- ・ 申込書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ 市の状況調査に協力していただけない場合
- ・ 住所、家庭状況、就労状況その他申込書類の記載内容に変更が生じ、それを申告しなかった場合
- ・ 申込の有効期限を経過した場合
- ・ 申込書類が受付期間外に提出された場合
- ・ 武蔵野市外に転出した場合

(7) 出産前に申込をする場合は・・・

- ・ 令和5年2月3日までに出生の予定がある場合は、4月一斉入所申込に限り、出生前に申込ができます。その場合は、「母子手帳（表紙・出産予定日がわかるページ）」の写しと「出産予定児の申込に関する誓約書」を提出してください。（その他提出書類についてはP17～20参照）
- ・ 育児休業取得予定の場合は「出産予定児の申込に関する誓約書」にその旨を記載してください。
 - ※令和5年1月2日～令和5年2月3日生まれの子どもは、産休明け保育（実施施設のみ）の対象となります。希望園は必ず実施施設のみ記入してください。
 - ※出産前に申込をする場合、申込書の児童名は「名字＋出産予定児」とし、生年月日は出産予定日を記入してください。
- ・ 出生後は、下記の書類を提出してください。
 - ※出生後およそ2週間以内に書類を提出してください。ただし、出生後令和4年12月31日までに1か月健診を受診できる場合は、受診日のおよそ2週間以内に提出してください。

必要書類	細目
①児童状況書	すべての項目を記入し（不明の場合は、未受診・ない・いいえを記入）注意事項を確認のうえ署名してください
②教育・保育給付認定変更申請書兼届出書	申込児童の氏名及び裏面「世帯員の増減」を記入してください。
③産前産後・育児休業証明書	育児休業を取得する場合のみ用意してください。ただし、申込時に提出した就労証明書等に育児休業等の取得期間が記載されている場合は提出不要です。

下記のことにご注意し、慎重に希望施設等を選んでください。

(注1) 出産予定日が令和5年2月4日以降の方は、4月入所申込ができません。

(注2) 令和5年1月2日以降に生まれ、内定した保育所等が産休明け保育を実施しない保育所等であった場合、内定取消になります。令和5年1月1日以前に出産予定がある方で、令和5年1月2日以降に出生が遅れる場合には、必ず令和5年1月7日までに子ども育成課保育認定担当へご連絡ください。

(注3) 令和5年2月4日以降に生まれた場合、令和5年4月入所対象外となります。内定が出ていても内定取消になります。

(8) 育児休業中の方が申込をされる場合は…

育児休業中に申込をされる方は、入所日の翌月の1日までに復職することが条件となります。

(育児休業取得者は父・母を問いません) (例 4月1日入所の場合は5月1日までに復職)

※ 復職とは、産前産後休暇や育児休業取得前と同じ条件(就労日数・就労時間等)で復帰して就労することを意味します。

※ 復職証明書の記載については、実際の勤務開始日ではなく、復職日を記載するよう就労先へ依頼してください。

※ 育児休業給付金の支給延長手続きについては、あらかじめ就労先の担当者又はハローワーク等にご確認ください。

下記の場合には、下の子の育児休業中(産前・産後休暇中も含む)であれば、1か月以内に復職する必要はありません。

- 1 市内又は市外の認可保育所・地域型保育事業から転所した場合
- 2 地域型保育事業の卒園児が認可保育所等に入所した場合
- 3 認可外保育施設・幼稚園からの転所児及び卒園児が認可保育所等に入所した場合

※ 上記1～3について、入所が決まった児童の下の子が1歳に達する日の前日まで、保護者が育児休業を取得しながら在園できます。また、当該児童の下の子が保育施設に入所することができない等の理由により、保護者が育児休業の期間を延長する場合には、育児休業中に限り、在園することができます。

(9) 育児時間(短時間勤務)を取得する場合は…

育児時間(短時間勤務)については1日あたり2時間までは取得することが可能です。ただし、その旨を就労証明書に記載していただく必要があります。また、2時間を超えて取得する場合は、原則として、その超える時間(例: 3時間取得する場合は1時間分)を就労契約時間から除きます。

7 申込児童の利用調整について

武蔵野市では、公平・公正な利用調整を行うため、市長が定める利用調整方法(P32～37参照)に基づき申込児童の利用調整を行います。大勢の申込児童の利用調整を行う4月一斉入所では、民生・児童委員による立会いのもとに利用調整会議を実施します。

※ 保育所等の定員はクラス年齢別に決まっているため、申込児童の利用調整はクラス年齢別に行います。

※ 兄弟姉妹で同時に申込をする場合、別々の保育所等で内定が出る、又はひとりだけ内定が出るという可能性もありますので、ご了承のうえお申込ください。

8 入所できなかった方の申込の取り扱いについて

入所を希望した最初の月のみ、申込者全員に利用調整結果通知書をお送りします。申込の有効期限は令和6年1月1日入所利用調整までです。入所・転所が内定しない限り、毎月申込をし直す必要はありません。有効期限内であれば、希望保育所等に空きが出た場合に利用調整の対象となります。

9 育児休業の延長が可能のため他の申込者を優先することに同意した場合の利用調整について

認可保育施設の利用申込において、育児休業の延長が可能のため他の申込者を優先し利用調整において著しく不利になることに同意した場合は、指数を一律で低くします。

上記の取扱いを希望する場合は、必ず以下をお読みください。

対象者

以下すべてに該当する場合に対象となります。

- (1) 認可保育施設の利用申込をしていること。
- (2) 就労要件で申込をしており育児休業を取得中であること。
- (3) 入所を希望する月の申込締切日までに「指数の制限に関する同意書」の提出があること。

※ (1) (2) に該当しない場合は、「指数の制限に関する同意書」の提出があっても対象外となります。

取扱い内容と注意点

- ・ 利用調整基準その他の指数「他の申込者の優先に同意する」の適用により、基準指数、調整指数にかかわらず指数が50となり、入所の可能性が著しく低くなります。
- ・ 利用調整の結果、保留となった場合は、保留通知書が発行されます。
- ・ 入所を希望する月の申込締切日午後5時までに就労証明書等の利用申込書類一式の提出が必要です。提出がない場合、利用調整の対象外となるため、保留通知書は発行されません。
- ・ 入所を強く希望する場合は「指数の制限に関する同意書」を提出しないでください。
- ・ 申込者の希望により指数を制限するものです。必ず保留となることを約束するものではなく、希望した保育施設に空きがある場合は内定となることがあります。

適用を希望する場合

入所を希望する月の入所申込締切日午後5時までに利用申込書類一式に加え、「指数の制限に関する同意書」を子ども育成課までご提出ください。

適用の解除を希望する場合

解除を希望する月の入所申込締切日午後5時までに「希望認可保育施設（事業）変更届」を子ども育成課までご提出ください。

10 企業主導型保育事業における支給認定証の交付について

武蔵野市に住民票のある方で、企業主導型保育事業の施設を利用する際、支給認定証（教育・保育給付認定）が必要な場合には、市に申請を行うことで支給認定証の交付を受けられます。

申請時期…認可保育施設・事業の入所受付と同じ期間（P12 参照）

申請方法…下記の申請書類を揃えて、郵送又は市役所3階子ども育成課窓口にて提出してください。後日、支給認定証を郵送します。

申請書類…支給認定証交付には、「教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書」と保育を必要とする事由を確認するための書類が必要となります。就労をしている方は、就労証明書が必要です。それ以外の事由で申請される場合は、子ども育成課保育認定担当までお問い合わせください。

その他…企業主導型保育事業を地域枠で利用される方は支給認定証2号・3号認定が必要です。事前に保育施設にご確認ください。また利用料の無償化に関することも直接保育施設にご確認ください。

※ 遡及して認定することはできません。必ず施設利用開始前に申請してください。

11 市外の保育所等へ利用申込をする場合

(1) 武蔵野市外に転出予定で、市外の保育所等へ入所希望の場合

転出先の市区町村の申込締切日までに転出可能な場合は、武蔵野市を介さず、転出後に直接転出先の市区町村に申込をすることをお勧めします。転出先の市区町村の申込締切日時点で、武蔵野市に住民登録がある場合の申込方法は以下のとおりです。

- ① 転出先の市区町村の保育担当課に連絡の上、申込締切日、必要書類、入所を希望できる保育園の数や空き状況、入所までの日程等についてご確認ください。
- ② 転出先の市区町村で申込書類に指定がない場合は、武蔵野市の申込書類一式をご用意ください。
転出先の市区町村で申込書類に指定がある場合は、その様式で提出してください。ただし、武蔵野市様式の「教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書」については、必ず提出が必要です。
- ③ 必要書類をすべて揃えて、転出先の市区町村の締切日の**5開庁日前までに**、武蔵野市子ども育成課窓口で教育・保育給付認定申請及び保育施設の利用申込をしてください。
※ 転出先の市区町村の締切日の5開庁日前までにご提出がない場合、申込が間に合わない可能性があります。
※ 2か所以上の市区町村に同時に申込みすることはできません。
※ ファクス、インターネットでの受付は行っていません。
- ④ 入所の可否に関わらず、転出後は、必ず転出先の市区町村の保育担当課で、正式な認定申請及び利用申込を行ってください。
※ 入所日までに転入手続き及び保育担当課での転出後の正式な申込が行われないと、内定が取消される場合があります。

(2) 武蔵野市外に転出予定がなく、市外の保育所等へ入所希望の場合

市区町村によっては利用申込の制限を行っている場合がありますので、希望される際には入所を希望する認可保育施設が所在する市区町村にお問い合わせの上、お申込ください。

12 市外転出後の継続通園について

(1) 手続き方法

武蔵野市内の認可保育所・認定こども園の在園児で、市外に転出した後も継続して当該施設に通園を希望する場合のお手続きは以下の通りです。

- ※ 手続きが遅れると継続通園できない場合があります。
 - ※ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の地域枠（市の利用調整による入所受入枠）・居宅訪問型保育事業の在園児が市外へ転出する場合は、退所となります。
- ① 手続き方法、必要書類等については、子ども育成課と転居先の市区町村の保育担当課までご連絡ください。
 - ② 在園施設へ「退所（継続通園）届」（施設にあります）をご提出ください。
 - ③ 転出先の市区町村で転入手続きが完了したら、必ず保育担当課で継続通園の手続きをしてください。

(2) 継続通園の条件

武蔵野市内の認可保育所に市外から継続通園をするためには、次の条件を満たす必要があります。

- ① 転出先の市区町村で支給認定を受けていること
- ② 転出先の市区町村の保育所等に入所ができていないこと
 - ※ 継続通園を開始した年度の3月末までは、転出先市区町村に保育所等への入所申込をしなくても通園することはできますが、翌4月の入所申込は転出先の市区町村にしてください。
 - ※ 翌4月入所、年度途中入所問わず、転出先の市区町村の認可保育施設に内定が出た場合には、そちらに入所していただきます。

13 市外在住の方が武蔵野市内の認可保育施設へ利用申込をする場合

(1) 武蔵野市に転入予定がなく、武蔵野市内の認可保育施設へ入所希望の場合

- ・ 0歳児から3歳児クラスについては、申込を受付けていません。
- ・ 4歳児・5歳児クラスについては、武蔵野市民の利用調整後、2人以上の欠員がある場合にのみ利用調整の対象となります。

利用申込先…お住まいの市区町村の保育担当課

利用申込期間…武蔵野市の受付期間最終日の5開庁日前

※ 地域型保育事業は、転入予定のない方の申込受付をしていません。

※ 現在お住まいの市区町村で別途書類が必要となる場合もあるため、必ず事前にお住まいの自治体へご確認ください。

(2) 武蔵野市に転入予定で、武蔵野市内の認可保育施設へ入所希望の場合

入所日の前月末日までに転入（武蔵野市での住民登録と実際に居住を開始することが必要です）し、入所前健康診断、園長（施設長）面談等の手続きをすべて完了することを条件に利用調整を行います。

認定申請・利用申込先 … 武蔵野市子ども育成課

認定申請・利用申込期間 … 武蔵野市の受付期間の最終日までに提出（P12 参照）

利用申込書類	細目
① P17～18に記載のある申込書類一式	■武蔵野市の所定様式で提出してください。 (申込書類は市のホームページでダウンロードできます。)
② 転入誓約書	■武蔵野市所定様式
③ 売買契約書、賃貸契約書の写し等	■転入地及びその時期がわかる書類の写し ■売買契約の日付が古い場合、現在も物件を所有していることを確認するため、最新の「固定資産税決定通知」の写しを提出してください。
④ 現住所が記載されている住民票	■世帯全員分が必要です。 ■国内の自治体に住民登録がない場合は、パスポートの写しを世帯全員分ご提出ください。

※入所申込の時点で転入後の住所が決まっている必要があり、転入誓約書に記載した住所に転入できない場合、内定取消や退所になることがあります。ただし、4月入所1次申込に限り、転入後の住所が確定していなくても申込いただけます。その場合、2次申込締切日までに売買契約書、賃貸契約書の写し等の提出が必要です。提出がない場合、内定取消又は申込が無効となります。

※現在在籍している保育施設等がある場合、内定月の前月末までに在籍施設を退所し、内定月1日から内定した認可保育施設の在園児となる必要があります（内定月の前月末までに退所していない場合、入所内定が取消になることがあります。）。

※令和5年4月入所1次申込に限り、売買契約書・賃貸契約書の写しの提出締切日を2次申込締切日とします。ただし、1次申込締切日までに提出がない場合、優先項目指数「せー1」（P37参照）を適用します。2次申込締切日までに提出がない場合、内定取消、又は申込が無効となります。



6 認可保育施設の利用調整方法について

6

認可保育施設の利用調整方法について

利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については様々なご意見をいただきながら、毎年度見直しを行っています。今後も入所状況や申込状況を踏まえ、公平で明確な基準作りを目指し、見直しを行っていきます。

1 令和5年度利用調整基準の主な変更点

★については適用基準の解説があります。

	区分	項目	基準指数該当箇所	変更内容
1	変更	保育所等利用調整の基準指数表	1表 5の項	外勤と自営の表を統一しました。
2★	変更	同居祖父母あり	3表 H	祖父母の年齢の基準日を、誕生月から入所年度に変更しました。
3	変更	2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	3表 J	加点指数を「+10」から「+20」へ変更しました。
4	新設	障害児枠での申込	3表 M	児童が発育や発達の遅れ、疾病等があり、障害児枠での入所申込が必要であると認められる場合に+10の項目を新設しました。
5★	変更	最終実施指数が同一である場合の優先順位	第1順位	地域型保育事業を対象施設に加えました。
6	変更	保護者が保育士等	4表 優先項目指数(あ) ※令和4年度基準(さ)	幼稚園に勤務する幼稚園教諭等を対象に加えました。
7	変更	多子世帯(未就学児童) /多子世帯(小学3年生以下の児童)	4表 優先項目指数(い)/(う)	基準日を「利用調整会議の日」から「入所予定日」へ変更しました。
8★	変更	認可外保育施設1年以上利用 /認可外保育施設利用	4表 優先項目指数(か)/(き)	転所申込を対象外としました。
9★	変更	育児休業取得1年以上 /育児休業取得	4表 優先項目指数(さ)/(し) ※令和4年度基準(し)/(す)	対象を就労要件のみとしました。 復職済みの育児休業の取得期間を加点の対象外としました。
10★	新設	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	4表 優先項目指数(せ)	転入予定での4月入所1次申込において、受付期間中に提出できない場合に-1とする項目を新設しました。
11	削除	就労実績1年以上	4表 優先項目指数(あ)	削除しました。
12	削除	地域型保育施設に0歳児から入所し、育児休業の取得が1年未満の2歳児クラス卒園児	4表 優先項目指数(せ)	削除しました。
13	削除	市内在住者	4表 優先項目指数(た)	削除しました。
14	削除	最終実施指数が同一である場合の優先順位	第6順位	削除しました。

《利用調整基準の主な変更点 適用基準の解説》

3表 世帯にかかわる調整指数表

H	- 3	同居祖父母あり	入所予定日において児童と64歳未満（入所年度の4月1日時点）の祖父母が同居している場合に適用する。同居とは、丁目、番、号まで（集合住宅は号室まで）一致しているものをいう。父方及び母方のいずれも該当するときは、いずれかについてのみ適用する。ただし、当該祖父母が、就労をしていること、要介護者、障害者等であること、要介護者、障害者等の介護をしていること等の理由により、児童の保育にあたることができないことを証明できるときを除く。
---	-----	---------	--

＜適用される場合の例＞

- 入所年度の4月1日時点で63歳の祖父母（就労、要介護、障害等、児童の保育にあたれない事由がない）が児童と同居している（世帯分離をしていても、住民登録上の住所が一致していれば同居とみなします）。

＜適用されない場合の例＞

- 入所年度の4月1日時点で64歳の祖父母が児童と同居している。
- 入所年度の4月1日時点で63歳の祖父母（就労、要介護、障害等、児童の保育にあたれない事由があり、直近の給与明細の写しや診断書等が提出されている）が児童と同居している。
- 入所年度の4月1日時点で63歳の祖父母（就労、要介護、障害等、児童の保育にあたれない事由がない）が児童と同じ複合住宅の別の部屋に居住していることを住民登録情報で確認できる。

最終実施指数が同一である場合の優先順位

- 第1順位** 既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童。（4月入所1次利用調整で内定し転所申込をした場合、4月入所2次利用調整から適用）

＜適用される場合の例＞

- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）に在園または内定している。
- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）に在園または内定している。
- 上の子が市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）、下の子が市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）に在園または内定している。
- 上の子が市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）、下の子が市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）の2歳児クラスに在園しており、4月入所1次利用調整にて内定となったが、2次で転所申込をする。

＜適用されない場合の例＞

- 上の子が市内認可保育所・認定こども園、下の子が認証保育所に在園している。
- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市外認可保育施設・認定こども園に在園している。
- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市内認可保育所・認定こども園に在園しており、4月入所で下の子の転所申込をしたが、上の子が3月末で卒園する。
- 上の子が市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）、下の子が市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）の2歳児クラスに在園しており、4月入所に新規で申し込む。

4表 優先項目指数表

か	+ 2	認可外保育施設 1年以上利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等（海外の施設を含む。）を引き続き1年以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する。（転所申込を除く。）ただし、利用予定は含まないものとする。また（き）の項の適用該当者のうち、就労証明書等の提出により育児休業から切れ目なく認可外保育施設を利用していることを確認でき、育児休業取得から入所予定日の前日までの期間が1年以上となる場合に適用する。
---	-----	-------------------	---

※保育受託証明書（または契約書と領収書のセット）の提出が必要です。

＜適用される場合の例＞

- ・ 入所予定日の前日において、認可外保育施設を1年以上利用している。
- ・ 育児休業から切れ目なく認可外保育施設の利用を開始した場合で、入所予定日の前日において、認可外保育施設の利用は1年未満であるが、育児休業取得期間を合算すると1年以上となる。（※育児休業取得期間の算定は、産後休暇から切れ目なく育児休業を取得している場合には誕生日を起算日とします。）

＜適用されない場合の例＞

- ・ 認可外保育施設の保育受託証明書が提出されているが、入所予定日の前日において利用期間が1年に満たない。
- ・ 認可外保育施設の保育受託証明書が提出されているが、就労時間より保育時間・日数が少ない。
- ・ 過去に認可外保育施設を利用していたが、入所予定日の前日において退所している。
- ・ 4月入所1次利用調整において「か」が適用され内定となり、2次で転所の申込をする。
- ・ 育児休業取得期間と認可外保育施設利用期間を合算すると1年以上となるが、育児休業からの復職と認可外保育施設利用開始の間に切れ目がある。

4表 優先項目指数表

き	+ 1	認可外保育施設 利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等（海外の施設を含む。）を引き続き1か月以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する（転所申込を除く。）。ただし、利用予定は含まないものとする。
---	-----	---------------	---

※保育受託証明書（または契約書と領収書のセット）の提出が必要です。

＜適用される場合の例＞

- ・ 入所予定日の前日において、認可外保育施設を1か月以上利用している。

＜適用されない場合の例＞

- ・ 「か」が適用されている。
- ・ 認可外保育施設の保育受託証明書が提出されているが、就労時間より保育時間・日数が少ない。
- ・ 過去に認可外保育施設を利用していたが、入所予定日の前日において退所している。
- ・ 4月入所1次利用調整において「き」が適用され内定となり、2次で転所の申込をする。
- ・ 保育受託証明書の証明日時点において認可外保育施設の利用を開始していない（予定証明となっている）。

4表 優先項目指数表

さ	+2	育児休業取得 1年以上	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1年以上取得している場合に適用する。ただし就労証明書等の提出により、育児休業を取得できることに限る。(転所申込を除く。)取得期間の算定については、育児休業中に下の子の産前産後休業に入る場合は、上の子の育児休業期間に、下の子の産前産後休業と育児休業の期間を合算する。
---	----	----------------	--

※就労証明書（または産前産後・育児休業等証明書）に育児休業の取得状況が記載されていることが必要です。

<適用される場合の例>

- ・ 入所予定日の前日時点で申込児童の育児休業を1年以上取得中。
- ・ 申込児童の誕生日が入所予定日の1年以上前であり、産後休暇から切れ目なく育児休業を取得中。
- ・ 入所予定日の1年以上前から申込児童の育児休業を取得し、復職せずに引き続き下の子の産前産後休業及び育児休業を取得中。

<適用されない場合の例>

- ・ 就労先はあるが、疾病要件で申し込む。
- ・ 申込児童の育児休業を1年以上取得したが、入所予定日の前日時点ですでに復職済み。
- ・ 申込児童の誕生日が入所予定日の1年以上前であるが、産後休暇と育児休業の間に切れ目があり、育児休業開始から1年経っていない。
- ・ 入所予定日の前日時点で申込児童の下の子の育休中であり、申込児童の育児休業から下の子の産前産後休業取得までの間に切れ目がある。
- ・ 転所申込。

4表 優先項目指数表

し	+1	育児休業取得	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1か月以上取得している場合に適用する（転所申込を除く）。ただし、就労証明書等の提出により、育児休業を取得できることに限る。なお、出産予定児においては、入所予定日において育児休業を1か月以上取得予定であることを、出産予定児の申込に関する誓約書及び出生後に提出する産前産後・育児休業等証明書等にて確認できる場合に適用する。
---	----	--------	---

※就労証明書（または産前産後・育児休業等証明書）に育児休業の取得状況が記載されていることが必要です。

<適用される場合の例>

- ・ 入所予定日の前日時点で申込児童の育児休業を1か月以上取得中。
- ・ 4月入所で出産予定児の申込を行う場合において、出産予定児の申込に関する誓約書で育児休業を1か月以上取得することを誓約している。

<適用されない場合の例>

- ・ 「さ」が適用されている。
- ・ 就労先はあるが、疾病要件で申し込む。
- ・ 申込児童の育児休業を1か月以上取得したが、入所予定日の前日時点ですでに復職済み。
- ・ 転所申込。
- ・ 出産予定児の申込に関する誓約書で育児休業を1か月以上取得することを誓約したが、その後提出した産前産後・育児休業等証明書にて、育児休業の取得が確認できない（利用調整後に指数が下がることになるため、内定取消または退所となります）。

4表 優先項目指数表

せ	-1	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	転入予定での4月入所1次申込において、受付期間中に提出できない場合に適用する。
---	----	------------------------	---

※年度途中入所または4月入所2次申込においては、受付期間中に売買契約書・賃貸契約書等の写しが提出できない場合は申込ができません。

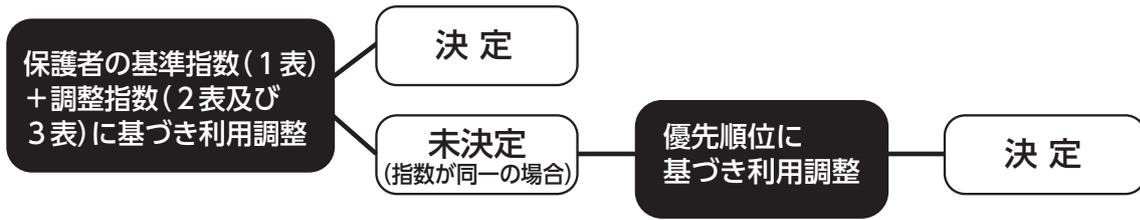
<適用される場合>

- ・ 転入予定で4月入所1次申込をしたが、1次受付期間中に賃貸契約書の写しが提出できず、2次受付締切までに提出する。

<適用されない場合>

- ・ 転入予定で4月入所1次申込をし、1次受付期間中に賃貸契約書の写しを提出する。
- ・ 転入予定で4月入所1次申込をし、1次受付期間中に転入する。

2 利用調整基準



1表 武蔵野市保育所等利用調整の基準指数表

	類型	細目	基準指数		
1	不存在	離婚、未婚、行方不明、死亡等	100		
2	災害	火災等による家屋の損壊その他災害復旧のために保育にあたることができない場合	100		
3	疾病、傷病又は心身障害	疾病又は傷病	入院（おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。）	100	
			常時病臥	100	
			入院を要する精神性疾患、感染症、特殊疾病、特定疾病	100	
			週1日以上以上の通院を要する精神性疾患、感染症、特殊疾病、特定疾病	95	
			月1日以上以上の通院を要する感染症、特殊疾病、特定疾病	90	
			精神性疾患	90	
			療養（週3日以上通院）	90	
			療養（週2日通院）	80	
			その他（上記以外の一般療養）	55	
		心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持	100	
			身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級を所持	90	
その他（身体障害者手帳4級等を所持）	55				
4	看護又は介護	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれに準ずる状態にある者、感染症若しくは特殊疾病である者又は要介護4・5の高齢者の看護若しくは介護をしている場合5の項を準用する。ただし、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。 その他（上記以外の同居親族の看護又は介護） 月48時間以上（実働）	50		
5	就労	週5日又は月20日以上就労	1週、38時間45分以上の就労を常態とする。	100	
			1週、37時間30分以上38時間45分未満の就労を常態とする。	95	
			1週、35時間以上37時間30分未満の就労を常態とする。	90	
			1週、32時間30分以上35時間未満の就労を常態とする。	85	
			1週、30時間以上32時間30分未満の就労を常態とする。	80	
			1週、27時間30分以上30時間未満の就労を常態とする。	75	
			1週、27時間30分未満の就労を常態とする。	65	
			週4日又は月16日以上就労	1週、31時間以上の就労を常態とする。	85
				1週、30時間以上31時間未満の就労を常態とする。	80
				1週、28時間以上30時間未満の就労を常態とする。	75
				1週、26時間以上28時間未満の就労を常態とする。	70
				1週、24時間以上26時間未満の就労を常態とする。	65
				1週、24時間未満の就労を常態とする。	60
				週3日又は月12日以上就労	1週、23時間15分以上の就労を常態とする。
			1週、21時間以上23時間15分未満の就労を常態とする。		60
			1週、21時間未満の就労を常態とする。		55
			その他	上記に掲げるもののほか、月48時間以上（実働）の就労で、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	50

6

認可保育施設の利用調整方法について

	類型	細目	基準指数
6	妊娠、出産	入所予定日が、出産月を挟む前後おおむね2か月の間に該当する場合（多胎出産の場合は出産前おおむね4か月前から出産後おおむね2か月）。	70
7	特例	就学、職業訓練等	5の項を準用する。
		求職中	35
		その他	前各項に掲げるものの他、明らかに児童が保育を要すると認められる場合

- 《備考》
- 1 3の項に該当する場合は、医師の診断書等で通院頻度を確認する。
 - 2 3の項の感染症とは、感染症法の対象となる感染症の場合をいう。
 - 3 3の項の特殊疾病とは、国の指定難病と都単独の対象疾病の場合をいう。
 - 4 3の項の特定疾病とは、介護保険法施行令及び国民健康保険法施行令の規定の場合をいう。
 - 5 5の項は育児休業中の者も含む。
 - 6 5の項の就労時間の算定において、原則として、勤務地の最低賃金で収入を割り返した勤務時間とする。
 - 7 5の項の就労時間の算定において、産前休暇前に悪阻等の体調不良により、勤務時間が減少した場合は、産前休暇前の半年間の内、就労時間の多い月の実績を適用できる。
 - 8 7の項の就学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学するため、外出を常態としている場合をいう。

2表 保護者それぞれにかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
A	- 5	親族経営	保護者の3親等内の親族が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。ただし、当該就労の実績が証明できるときを除く。
B	- 2	就労等状況変更予定	就労又は就学、職業訓練等を行っている保護者について、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに当該就労又は就学、職業訓練等の状況に変更の予定があり、当該変更により基準指数が増加する場合に適用する。
C	- 10	就労等予定	無職の保護者が、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに就労又は就学、職業訓練等を開始する予定がある場合に適用する。
D	- 20	就学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学するため、外出を常態としている場合に適用する。ただし、大学等の研究機関において無報酬で研究を行っている場合、大学等が発行した証明書で就労状況等を証明できる場合は適用しないものとする。また、国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できる場合についても適用しないものとする。
E	- 10	職業訓練	国、都道府県又は市区町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合に適用する。
F	- 20 まで	証明内容不整合	証明書に記載された雇用条件と勤務実績とに相当の差異がある等証明書の内容と就労実態に不整合がある場合に適用する。

- ≪備考≫ 1 Bの項又はCの項についてひとり親の場合は、適用しないものとする。
 2 Bの項又はCの項（いずれも就学、職業訓練等の場合。）を適用する場合は、Dの項及びEの項を併せて適用する。



3表 世帯にかかわる調整指数表

調整指数	名称	適用要件
G - 10 ※未納1か月につき	保育料滞納	入所申込月において当該世帯の児童（卒園児も含む）の保育料の滞納がある場合にそれぞれの滞納月数に乗じて適用する。ただし、入所申込月の前月までに納付誓約書を子ども育成課に提出しており、当該納付誓約書どおりに納付されることを確認することができることを除く。
H - 3	同居祖父母あり	入所予定日において児童と64歳未満（入所年度の4月1日時点）の祖父母が同居している場合に適用する。同居とは、丁目、番、号まで（集合住宅は号室まで）一致しているものをいう。父方及び母方のいずれも該当するときは、いずれかについてのみ適用する。ただし、当該祖父母が、就労をしていること、要介護者、障害者等であること、要介護者、障害者等の介護をしていること等の理由により、児童の保育にあたることができないことを証明できるときを除く。
I + 6	ひとり親	保護者がひとり親又はひとり親家庭のための手当等を受給している場合に適用する。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいるときを除く。
J + 20	2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	2歳児までしか在園することができない市内の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠（市の利用調整による入所受入枠）、居宅訪問型保育事業を卒園する児童が、入所申込をする場合に適用する。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
K + 5	施設の廃業で継続利用ができず緊急的に保育を必要とする児童	市内又は市外の保育施設を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用しており、当該保育施設が廃業することを理由に継続して利用することができず緊急的に保育を必要とする場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、保育施設の事情で継続契約ができないことを証明できる場合に限る。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
L + 3	2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない児童	2歳児までしか在園することができない市内又は市外の保育施設（企業主導型保育事業及び武蔵野市認定グループ保育室を含む。）を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用している場合、又は3歳児以降の保育定員がある保育施設においても、2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、施設が継続契約をしないことを証明できる場合に限る。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
M + 10	障害児枠での申込	児童が発育や発達の遅れ、疾病等があり、障害児枠での入所申込が必要であると認められる場合に適用する。

《備考》 Jの項、Kの項、及びLの項については、いずれかの項についてのみ適用する。

最終実施指数が同一である場合の優先順位

第1順位 既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童。

(4月入所1次利用調整で内定し転所申込をした場合、4月入所2次利用調整から適用)

第2順位 4表「優先項目指数表」に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童

4表 優先項目指数表

	優先項目指数	名称	適用要件
あ	+1	保護者が保育士等	入所予定日において、市内又は市外の認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育所又は幼稚園で、保護者が保育士又は幼稚園教諭等として勤務していることを就労証明書で確認でき、かつ保育士証又は幼稚園教諭免許状の写しを提出した場合に適用する。
い	+2	多子世帯 (未就学児童)	入所予定日において、未就学児童(平成29年4月2日以降に生まれた児童)が3人以上いる世帯に適用する。
う	+1	多子世帯 (小学3年生以下の児童)	入所予定日において、小学3年生以下の児童(平成26年4月2日以降に生まれた児童)が3人以上いる世帯で、かつ、そのうち未就学児童が2人いる場合に適用する。
え	+2	多胎児の 兄弟姉妹有	入所予定日において、申込児童(転所申込は除く。)の他に入所申込(転所申込は除く。)している多胎児の兄弟姉妹がいる場合又は認可保育施設に在園又は内定している多胎児の兄弟姉妹がいる場合に適用する。
お	+1	兄弟姉妹有	入所予定日において、申込児童(転所申込は除く。)の他に入所申込(転所申込は除く。)している兄弟姉妹がいる場合又は認可保育施設に在園又は内定している兄弟姉妹がいる場合に適用する。
か	+2	認可外保育施設 1年以上利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1年以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。また(き)の項の適用該当者のうち、就労証明書等の提出により育児休業から切れ目なく認可外保育施設を利用していることを確認でき、育児休業取得から入所予定日の前日までの期間が1年以上となる場合に適用する。
き	+1	認可外保育施設 利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1か月以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。
く	+2	保護者が障害者等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳1～3級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しているか、感染症、特殊疾病若しくは特定疾病の場合に適用する
け	+1	保護者が障害者 (身体障害者手帳4・5級所持)	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳4・5級を所持している場合に適用する。
こ	+2	兄弟姉妹障害児	保護者のいずれもが1表 4の項の適用を受けていない場合で、申込児童の兄弟姉妹に障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳)を所持する障害児がいる場合に適用する。
さ	+2	育児休業取得 1年以上	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1年以上取得している場合に適用する。ただし就労証明書等の提出により、育児休業を取得できることに限る(転所申込を除く。)。取得期間の算定については、育児休業中に下の子の産前産後休業に入る場合は、上の子の育児休業期間に、下の子の産前産後休業と育児休業の期間を合算する。
し	+1	育児休業取得	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1か月以上取得している場合に適用する(転所申込を除く。)。ただし、就労証明書等の提出により、育児休業を取得できることに限る。なお、出産予定日においては、入所予定日の前日において育児休業を1か月以上取得予定であることを、出産予定日の申込に関する誓約書及び出生後に提出する産前産後・育児休業等証明書等にて確認できる場合に適用する。
す	-1	内定辞退期限後に 辞退した場合等	利用調整で内定を受けたが、決められた辞退期限を過ぎて辞退・取下げた場合、又は内定取消の場合に適用する。適用する期間は年度中及び翌年度とする。

せ	- 1	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	転入予定での4月入所1次申込において、受付期間中に提出できない場合に適用する。
---	-----	------------------------	---

- 《備考》 1 (い)の項又は(う)の項、(え)の項又は(お)の項、(か)の項又は(き)の項、(く)の項又は(け)の項、及び(さ)の項又は(し)の項については、いずれか指数の高い項を適用する。
 2 (か)の項、(さ)の項又は(し)の項について、育児休業取得期間の算定について、産後休業後に引き続き育児休業を取得する場合には、出産日及び産後休業期間も含む。
 3 (す)の項の適用者については、内定取消となった入所月を含めた3か月間は利用調整の対象外となる。

第3順位 生活保護受給世帯に属する児童

第4順位 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属する児童

第5順位 虐待されるおそれがあると認められる児童又は保護者が配偶者から暴力を受けるおそれがあると認められる世帯に属する児童

第6順位 市区町村住民税所得割額・均等割額の低い世帯に属する児童（利用調整会議の日現在）
 （武蔵野市と異なる税率の市区町村に住民登録があった者の所得割額・均等割額は、武蔵野市に住民登録があった者とみなして算定する）

※市区町村住民税所得割額の算定は調整控除を除き、税額控除は適用しない。

第7順位 合計所得金額の低い世帯に属する児童（利用調整会議の日現在）

その他の指数（育児休業の延長が可能な場合）

名称	適用要件
他の申込者を優先することに同意する	保育所等に入所できない場合に育児休業の延長が可能な保護者から、他の申込者を優先することの同意書（指数の制限に関する同意書）の提出があった場合には、基準指数、調整指数に関わらず、当該児童の指数を50とする。ただし、保護者が1表5の項の適用を受ける場合に限る。

《特例調整》

・特例調整の概要と目的

市内認可保育施設で兄弟姉妹別々在園（内定）している児童について、在園児童（内定児童）同士での内定した認可保育施設の交換が行える場合に調整します。

・要件・調整方法

項目	対象・要件	調整方法
在園児童（内定児童）同士の内定した認可保育施設の交換	以下の要件をすべて満たす児童 ① 市内認可保育施設に在園（内定）している。 ② 調整を行う時点で、転所申込をしている。	① 在園（内定）施設と第1希望の施設で、同じ学年で交換が成立する児童を抽出する。 例：北町保育園在園・第1希望吉祥寺保育園で転所申込している1歳児⇔吉祥寺保育園在園・第1希望北町保育園で転所申込している1歳児 ② 抽出した児童のうち、競合する児童がいる場合には、最優先は兄弟姉妹で別々在園となっている児童とする。以降は利用調整基準に準じる。 ③ 交換できる児童が特定した後、それぞれの保護者に電話連絡を入れ意向確認を行う。両者とも交換に応じる意向がある場合には、交換成立としそれぞれの施設に連絡を取り、転所に必要な案内を行う。

※ 令和5年度入所においては、令和5年4月2次利用調整と令和5年5月利用調整から毎月実施する。

《利用調整の計算例》

P32～35の1表、2表、3表及びP37のその他の指数に基づいて最終実施指数を決定し、順位をつけます。最終実施指数が他世帯と同一の場合のみ、P36～37の優先順位により決定します。

下の例では、【世帯B】よりも【世帯A】の方が、利用調整順位は上位となります。（優先指数は【世帯B】の方が高いが、最終実施指数は【世帯A】の方が高いため。）

世帯A

保護者1 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

保護者2 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

（調整指数なし）最終実施指数 200

入所予定日において育児休業を1年以上取得する +2 優先指数 2

世帯B

保護者1 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

保護者2 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

（調整指数あり）
 （母）就労等予定・・・調整指数 -10 最終実施指数 190

申込児童の他に新規入所申込をしている兄弟姉妹がいる +1
 入所予定日において育児休業を1年以上取得する +2 } 優先指数 3

《就労要件の指数決定方法について》

「就労」要件の指数決定の際、就労証明書に記載された勤務時間に見合った収入がない場合には、勤務地の最低賃金（東京都の場合は1,041円（令和4年8月1日現在））で収入を割り返して、勤務時間を算出します。

※ 勤務地の最低賃金の改定が行われた場合、割り返し計算に用いる最低賃金額も変更します。

例 就労証明書に記載された勤務日数が週5日（月20日）、勤務時間が1日8時間（休憩1時間）
 で収入額が100,000円の場合。

$100,000 \text{ 円} / \text{月} \div 1,041 \text{ 円} / \text{時間} = \text{約} 96 \text{ 時間} 3 \text{ 分} / \text{月}$

$96 \text{ 時間} 3 \text{ 分} / \text{月} \div 4 \text{ 週} / \text{月} = \text{約} 24 \text{ 時間} 0 \text{ 分} / \text{週}$

$24 \text{ 時間} 0 \text{ 分} / \text{週} + \text{休憩} 5 \text{ 時間} / \text{週} = \text{約} 29 \text{ 時間} 0 \text{ 分} / \text{週}$

⇒ 1週、27時間30分以上30時間未満の就労なので、基準指数は75点が適用されます。

※ 就労要件で申込む方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用契約上の就労時間に見合った収入が得られていない場合は、就労証明書備考欄に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している旨と、令和2年1月以降で新型コロナウイルス感染症の影響がない月の3か月分の収入実績を追加で記入してください。外勤の方は就労先に記入を依頼してください。

3 令和5年度 保育施設入所・転所に関する確認票について

確認票には重要事項が記載されていますので、申込前に必ず内容を確認してください。

★申込に関すること	
①	今回の申込は、入所の希望月から令和6年1月入所の利用調整まで対象となります。(保育施設の入所が決まった場合、申込はなくなります。) 毎月申込をし直す必要はありません。令和6年4月以降の入所については別途申込が必要です。今回の申込の有効期限は入所希望月から令和6年1月入所の利用調整までですが、 有効期限が切れた証明書(保育受託証明書など)は、再度提出が必要です。
②	利用を希望する施設は、通える範囲で希望順にご記入ください。
③	保育施設の預かり時間は内定した保育施設と月齢・年齢・保護者の状況等を相談の上、決定となります。開所時間は施設によって異なりますので、事前に確認の上、申込してください。
④	家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を利用する場合、保育の必要性の認定区分は保育短時間になります。原則として通常の保育時間は8時間となり、それを超える時間は延長保育となります。(居宅訪問型保育事業は延長保育の設定はありません。)
⑤	小規模保育事業を利用する場合、施設により保育標準時間(11時間)での利用ができる施設と保育短時間(8時間)での利用ができる施設があります。
⑥	認可保育所・認定こども園では、アレルギー食についてできる範囲で対応しています。対応については、子どもの症状により異なりますので、各保育施設へお問い合わせください。 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業でのアレルギー食への対応の可否については、各施設によります。詳細については、各施設へお問い合わせください。
⑦	認可保育所・認定こども園では、原則として薬は預かりませんが、症状等により対応が異なりますので、各保育施設へお問い合わせください。家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業では、与薬対応はできません。
⑧	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の地域枠(市の利用調整による入所受入枠)・居宅訪問型保育事業へ入所後、 市外へ転出される場合には、退所となります。 ※認可保育所・認定こども園においては、入所後、市外へ転出される場合、継続して在園し続けることができる場合があります。入所後、市外へ転出される際は、お早めに子ども育成課へご相談ください。また、転出先自治体の保育所等に内定が出た場合には、そちらに入所していただけます。
⑨	令和5年1月2日から令和5年2月3日の間に出生予定の児童は令和5年4月入所においては、産休明け保育を実施している施設のみ申込ができます。(「保育施設のしおり」P51の「産休明け保育」参照)
⑩	申込後、入所の意思がなくなった場合は、速やかに保育施設入所申込(辞退届・取下届)を提出してください。(市ホームページから電子申請可) ※取下届として申請してください。
⑪	提出された書類はお返しできません。コピーが必要な場合はあらかじめご自身で写しをおとりください。
⑫	市外に転出する場合は、職権により申込を取り下げます。
⑬	認可外保育施設入所児童保育助成金の申請又は幼稚園保護者補助金の申請で既に税資料等を子ども育成課に提出している場合は、認可保育施設入所申込の利用調整資料として利用します。
⑭	認定証は申込日より30日以内に郵送します。ただし、4月入所については認定事務が集中し、審査に時間を要することから、3月末までに郵送します。すでに認定証を発行済みの方につきましても再度郵送いたします。(転所申込は除く)
★申込書類や利用調整に関すること	
⑮	申込書類に不足や不備があった場合は、利用調整の対象外となる場合又は利用調整で不利になる場合があります。ご提出前に不足不備がないか必ずご確認ください。
⑯	申込書類の確認のために、職場やご家庭に電話する場合があります。
⑰	申込書類に事実と異なる記載があった場合は、内定の取消または退所となります。 申込後、ご家庭の状況に変更(転職含む※転職の場合は、間に切れ目がないことを確認する書類が必要になる場合があります。)がある場合は必ず事前にご連絡ください。就労先・就労日数・就労時間等、申込の内容と事実が異なる場合は、内定の取消または退所となります。

⑱	申込書類、健康診断情報及び健康状況等は、入所先及び転所先の保育施設へ情報提供します。また、転所した場合、転所元の保育施設から転所先の保育施設に対して、保育に必要な情報の提供を行います。
⑲	外勤の場合、就労証明書は、必ず事業所の担当者が記入したものを提出してください。書類の改ざんが認められる場合は、虚偽の申込と見なします。提出前に、必ず記載内容に誤りがないかを確認し、訂正がある場合は、事業所の担当者が訂正のうえ、訂正印を押印するか訂正者の署名をして提出してください。
⑳	育児時間を取得している又は短時間勤務を行っている場合は、取得している時間又は短縮している時間のうち2時間までは就労時間とみなしますが、2時間を超えた部分については、就労時間から差引いて指数計算を行います。
㉑	令和5年4月一斉入所で転所申込をした方は、1次、2次利用調整では、転所の内定が出た場合、内定を辞退しても元の施設に戻ることはできません。5月入所以降の年度途中の転所の内定は辞退できます。転所の必要がなくなった場合は、必ず転所申込の取下げを行って下さい。
㉒	提出書類を基に、申込時の指数（就労日数や時間等）が入所後や復職後も継続するものとして利用調整を行います。申込後や入所後に指数が下がった場合は、内定の取消や退所となります。申込時と状況が変更になった場合は、子ども育成課へ届出て下さい。年度途中の入所の利用調整については、毎月10日午後5時（土日祝日の場合はその翌開庁日）までに到着した書類（必着）を、その翌月1日の入所利用調整に反映します。
㉓	不足書類がある場合、申込締切日午後5時までに子ども育成課に提出してください。締切後に提出された場合は、次の利用調整から反映します。また、必要書類の同封漏れや郵送事故による未着について、市は責任を負えません。なお、保育施設や市政センターへの提出はできません。
㉔	在園できない施設を希望園としている場合（産休明け保育対象児が産休明け保育を実施していない施設を希望園としている場合、3歳児が地域型保育事業を希望園としている場合、認証および認可外保育施設を希望園としている場合等）は職権により希望園から外します。
㉕	個人住民税が未申告の場合や税資料の提出がない場合、入所利用調整における課税額の算定や入所した後の利用者負担（保育料）の算定は最高階層で行います。
★結果通知に関すること	
㉖	令和5年4月入所の1次利用調整の結果は1月18日（予定）に、2次利用調整の結果は2月16日（予定）に通知を投函します。5月以降の入所に関しては、内定が出た場合は電話で連絡しますので、入所するかどうかを必ず即答していただきます。内定が出なかった場合は、初回のみ保留通知書を送付します。初回以外利用調整に関しては、内定が出た場合のみ連絡します。
㉗	内定を辞退する場合は、辞退届（市ホームページから電子申請可）を提出してください。なお、 指定日時を過ぎて辞退した場合は、辞退した入所月を含めた3か月間は利用調整対象から除外されます。また、辞退年度及び翌年度中は優先項目指数す（-1）が適用されますのでご注意ください。 また、辞退した保育施設は次の利用調整における希望保育施設から除かれます。※内定取消の場合も同様の取り扱いとなります。
㉘	4月入所利用調整（1次・2次・あっせん案内）の結果通知後、保育コンシェルジュより情報提供等のご連絡をさせていただく場合があります。※保育コンシェルジュは各ご家庭のニーズに合わせて、保育施設の相談及び様々な保育サービスの情報提供を行っています。
★内定後や入所後に関すること	
㉙	内定した場合は入所日までに健康診断と内定した保育施設で面談を受ける必要があります。健康診断の結果によっては、専門医受診をお願いする場合があります。面談や健康診断が受けられない場合や、面談と健康診断の結果、保育施設での受け入れが困難と判断された場合は入所できないことがあります。
㉚	内定後に記載のない疾患が判明した場合、入所できないことがあります。
㉛	入所後しばらくは慣れ保育を行います。慣れ保育の期間や時間は保育施設によって異なります。転所した場合も同様に慣れ保育を行います。
㉜	長期にわたり保育施設を利用しない場合、1ヶ月以上休園する場合は原則として退所になります。
㉝	在園している保育施設がある場合、内定月の前月末までに在園施設を退所し、原則内定月の最初の開所日から内定した認可保育施設に登園することとなります。（市内認可保育施設からの転所の場合、退所手続きは不要です。）

※ I～IVは、該当する方のみ確認してください。

I 産休中及び育児休業中に申込する方（取得予定も含む。）
入所予定日において育児休業中の方、もしくは育児休業中に申込をした方は、入所した月の翌月1日までに復職する必要があります。産休中に申込み入所予定日より前に復職する方も含め、復職日より2週間以内に「復職証明書」を提出してください。 復職できなかったときや就労日数・就労時間等を変更した場合、「復職証明書」を提出しなかった場合は退所となります。 ※ただし、下の子の育児休業中で、「保育施設のしおり」P 23の「申込にあたっての注意事項（8）」下枠に該当する場合は、1か月以内に復職する必要はありません。
II 就労予定または就労状況変更予定で申込する方
就労予定又は就労状況変更予定で申込した方は、入所した月の末日までに申込時の証明書どおりの就労を開始し、就労予定日以降2週間以内に改めて就労証明書を提出いただきます。 就労を開始できなかった場合、また就労証明書の提出がない場合は退所となります。 ※就労予定又は就労状況変更予定の場合、就労開始後改めて就労証明書を提出いただかない限り、就労予定のままとして利用調整を行います。
III 求職中で申込する方
求職中で申込をした方は、 入所した日から3か月以内に就労を開始したことを証明する就労証明書の提出がない場合は退所となります。
IV 妊娠・出産のために申込する方
妊娠・出産のために申込した方の在園期間は出産月を挟む前後2か月の計5か月です。在園期限後に就労等をする場合でも継続在園はできません。退園となる翌日以降に保育を希望する場合は、再度申込していただき、改めて入所利用調整を行います。 ※多胎妊娠の場合は、出産前4か月、出産後2か月の計7か月です。

7 認可保育施設の入所が決まったら

1 保育の利用期間について

保育の利用期間（保育所等を利用できる期間）は、小学校就学始期までの間で子どもに保育が必要な期間（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は2歳児クラス卒園まで）となりますが、次の場合はそれぞれ別の保育の利用期間が設定されます。

育児休業中	<p>入所日の翌月1日まで</p> <p>※ 復職後、2週間以内に『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』及び『復職証明書』を保育所等に提出された場合には、保育の利用期間を延長します。</p> <p>【注意】 以下の場合は、入所後であっても退所となりますので、十分ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所日の翌月1日までに復職できない場合 ・ 復職後2週間以内に復職証明書を提出しない場合 ・ 就労日数や就労時間に変更になる場合 <p>※ 下の子の育児休業中でP23（8）下枠に該当する場合は、1か月以内に復職する必要はありません。</p>
就労予定 ・ 就労状況 変更予定	<p>1か月以内（ただし、入所月末日までに就労開始することが条件です。）</p> <p>※ 就労開始又は就労変更後、2週間以内に、『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』及び就労を開始した又は状況が変更した旨の『就労証明書』を保育所等に提出された場合には、保育の利用期間を延長します。</p> <p>【注意】 以下の場合は、入所後であっても退所となりますので、十分ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の入所月中に就労の開始・変更ができない場合 ・ 申込時に提出した書類と就労事業所が変更となる場合 ・ 申込時に提出した書類と就労時間又は日数が異なる場合 ・ 就労開始や変更後、2週間以内にそれを証明する新たな就労証明書を提出しない場合
求職中	<p>入所日より3か月以内 （例）4月入所の場合、6月末日までに就労を開始できていること</p> <p>※ 『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』及び就労を開始した旨の『就労証明書』を保育所等に提出された場合には、保育の利用期間を延長します。</p> <p>【注意】 入所日より3か月以内に「月48時間（休憩時間除く）以上」の就労を開始できない場合は、退所となりますので、十分ご注意ください。</p>
妊娠・出産	<p>出産月を含めた前後2か月（計約5か月間）</p> <p>※ 多胎妊娠の場合は、出産前4か月、出産後2か月（計約7か月間）となります。妊娠・出産要件で入所して在園期間が過ぎた場合、就労等をする場合でも継続通園はできません。退園となる翌月以降に保育を希望する場合は、入所申込期限までに新たな申込が必要となります。</p>
疾病・介護・ 災害・その他	それぞれの事由が終了するまでの期間
就学・ 職業訓練	在学・通所期間

《ご注意ください！》

入所後、保育を必要とする事由がなくなった場合には、その月末をもって退所となります。

7

認可保育施設の入所が決まったら

2 保育時間（基本保育時間・延長保育時間）について

- ・保護者の就労の実態や通勤時間を考慮して、必要な子どもには基本保育時間に加えて早朝保育・夕方保育・延長保育を実施しています。
- ・保育時間は、子どもの月齢や保護者の就労状況によって認可保育施設が決定します。
- ・入所直後は、慣れ保育として短い時間の保育から進めていきます。おおむね 10 日程度ですが、子どもの状況を見ながら調整します。詳しくは、各認可保育施設へお問い合わせください。
- ・早朝保育・夕方保育・延長保育を希望する場合は、入所後に認可保育施設へご相談ください。
- ・日曜日・祝日は休園日です。
- ・土曜日の保育については、両親ともに就労等で保育ができない場合にのみ、利用ができます。預かり時間は保育所等と相談のうえで決定します。
- ・年末年始は原則休園です。12月29日・30日は、一部の市立保育園等で年末保育を行います（日曜日を除く）。詳しくは P51 をご参照ください。
- ・延長保育は、子どもの月齢や保護者の就労の実態及び通勤時間を考慮して、必要であると認められた場合に利用できます。利用の可否や申請方法等については、各施設にお問合せください。また、利用には別途延長保育料が必要となります。
- ・延長保育の実施状況、利用料金については施設により異なりますので後半の保育施設ガイドでご確認ください。

例：【市立園の預かり時間】

◎開 所 時 間：午前7時30分から午後7時15分まで

◎基本保育時間：午前8時30分から午後4時30分まで

	早朝保育 7:30～8:30	基本保育 8:30～16:30	夕方保育 16:30～18:30	延長保育 18:31～19:15
満3か月未満	×	保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大8時間30分まで) 17:00 まで		×
		保育短時間の利用可能時間		
満3か月以上 ～満1歳未満		保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大10時間30分まで) 18:00 まで		×
		保育短時間の利用可能時間		
満1歳以上		保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大11時間まで) 18:30 まで		別料金
		保育短時間の利用可能時間		×

※ 上表はあくまで月齢・年齢別の利用可能時間であり、実際の保育時間は子どもの月齢や保護者の就労状況等に基づき、保育施設との面談で決定します。

※ 保育短時間の場合、基本保育時間以外の保育は行いません。

【民間保育園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、 居宅訪問型保育事業）の場合】

⇒ P68 以降の各保育所等の紹介ページを参照していただくほか、直接各保育所等へお問い合わせください。

3 保育所等の長期休園について

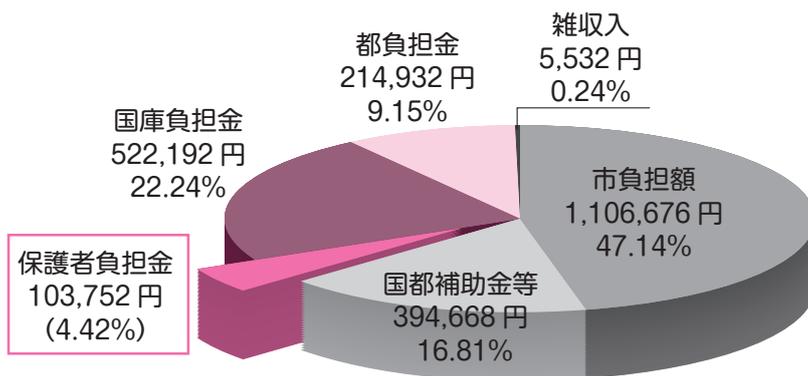
保育施設は原則1か月を超えて休むことはできません。ただし、里帰り出産等やむを得ない事情があると市が認める場合には、3か月以内であれば休むことができます。

里帰り出産をする場合は、「変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定） □その他・変更の事由」に「里帰り出産」と記入して保育施設へ提出してください。保育施設を欠席している間も利用者負担（保育料）はかかりますが、保育短時間に変更することはできません。

4 利用者負担額（保育料）について

- 利用者負担額（保育料）は扶養義務者（保護者）の**市区町村民税所得割額**（ただし、調整控除を除き税額控除は適用しません。）の合計及び保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）に応じて決定します（保護者が非課税で生計を同一にしている祖父母がいる場合、祖父母〈家計の主宰者である場合に限る〉の市区町村民税所得割額に応じて決定します）。
 - 認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の利用者負担額（保育料）についても、市が決定します。（徴収は施設が行います。）
 - 個人住民税の賦課決定が6月のため、直近の所得の状況を反映させる観点から、利用者負担額（保育料）の切り替えは、9月に行っています。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市区町村民税所得割額により利用者負担額（保育料）を決定します。）
 - 該当年度の個人住民税が市外で課税されており、武蔵野市と異なる税率で計算されている場合は、武蔵野市で適用する税率により再計算を行います。
- ※ **毎月1日に保育所等に在籍がある場合は、利用の有無にかかわらず、その月分の利用者負担額（保育料）を納めていただきます。（日割りは行いません。）**
- ※ **原則として、利用する保育施設によって利用者負担額（保育料）は変わりませんが、保育短時間施設（家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業及び一部の小規模保育事業）をご利用の場合は、保育の必要量が保育短時間認定のため、保育短時間の利用者負担額（保育料）になります。**

園児1人にかかる経費＝年間約234万円 令和3年度



武蔵野市の保育所入所児童1人あたりにかかる経費は、令和3年度実績で、年間約234万円です。このうち保護者にお支払いいただく保育料は4.42%です。国・東京都の負担金・補助金等は48.44%で、残りの47.14%は市が負担しています。

利用者負担額（保育料）は、保育所等の健全な運営のための大切な財源となります。納期限までに必ずお支払いください。子ども育成課で納期限内のお支払いが確認できない場合、督促・催告の対象となる他、入所利用調整で減点が適用される場合があります。

《保育料の減免制度について》

多子世帯については、令和元年10月より東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業が適用されています。

なお、多子世帯の負担軽減や減免の適用について、市では把握できない「生計は同一だが別住所（又は別世帯）の子ども」又は、「21歳（各月1日基準）以上で生計が同一である子ども」がいる場合は届出が必要です。該当する場合には、子ども育成課保育認定担当までご連絡ください。

対 象	第1子	第2子	第3子
負担額	全 額	半 額	無 料

また、国が定めた法令に基づき、下記の負担軽減も行っています。（延長保育料は該当しません。）

- ひとり親世帯・同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯への保育料負担軽減

市区町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯及び同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯については、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料になります。

《幼児教育の無償化について》

3歳児～5歳児クラスの利用者負担額（保育料）は0円です。

0～2歳児クラスは非課税世帯である場合、利用者負担額（保育料）は0円となります。

※ 利用者負担額（保育料）以外の実費徴収は発生する場合があります。各施設にご確認ください。



認可保育所・認定こども園(2・3号認定子ども)・地域型保育事業の利用者負担額

単位：円

各月初日において保育を受ける 子どもの属する世帯等の階層区分		利用者負担の月額 (上段が保育標準時間認定 下段が保育短時間認定の金額)			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	
A	生活保護世帯等又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分(4～8月までにあつては前年分。以下同じ)の市区町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分の市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	2,500	2,300	0	
D 1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市区町村民税所得割合算額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,700	5,600	0
D 2		48,600円以上 52,100円未満	4,800	4,000	0
D 3		52,100円以上 66,500円未満	8,500	7,000	0
D 4		66,500円以上 84,500円未満	6,100	5,000	0
D 5		84,500円以上 97,000円未満	10,500	8,600	0
D 6		97,000円以上 139,000円未満	7,600	6,200	0
D 7		139,000円以上 159,000円未満	12,500	10,300	0
D 8		159,000円以上 169,000円未満	9,000	7,400	0
D 9		169,000円以上 204,000円未満	15,000	12,200	0
D 10		204,000円以上 229,000円未満	10,900	8,800	0
D 11		229,000円以上 244,000円未満	17,000	14,000	0
D 12		244,000円以上 259,000円未満	12,300	10,100	0
D 13		259,000円以上 271,000円未満	19,000	15,700	0
D 14		271,000円以上 281,000円未満	13,800	11,400	0
D 15		281,000円以上 291,000円未満	23,000	19,600	0
D 16		291,000円以上 301,000円未満	16,700	14,200	0
D 17		301,000円以上 353,000円未満	27,000	24,000	0
D 18		353,000円以上 383,000円未満	19,600	17,400	0
D 19		383,000円以上 397,000円未満	31,500	28,500	0
D 20		397,000円以上 475,300円未満	22,900	20,700	0
D 21		475,300円以上 600,600円未満	35,500	33,000	0
D 22		600,600円以上 782,400円未満	25,800	24,000	0
D 23		782,400円以上 964,200円未満	39,500	37,000	0
D 24		964,200円以上	28,700	26,900	0

7

認可保育施設の入所が決まったら

5 利用者負担額（保育料）の支払い方法について

《保育所の場合》

利用者負担額（保育料）の支払方法は、原則口座振替となります。

【口座振替】

① 口座振替申込手続	「口座振替依頼書」（3枚複写）に必要事項を記入し、預金通帳・使用印鑑をお持ちのうえ取扱金融機関店舗の窓口へ提出してください。		
② 取扱店舗・口座	ゆうちょ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
	みずほ銀行	三井住友銀行	三井住友信託銀行
	りそな銀行	きらぼし銀行（旧八千代銀行・旧東京都民銀行・旧新銀行東京）	
	中央労働金庫	多摩信用金庫	西武信用金庫
	山梨中央銀行	大東京信用組合	都内各農業協同組合
	※上記金融機関の本支店口座（国内）が対象です。 ※令和4年8月1日時点の取扱金融機関です。		
③ 振替日	<ul style="list-style-type: none"> ・原則月末となります。（12月は12月28日） ・月末が休日の場合は翌営業日。ただし、年度末は年度内の営業日です。 		

※ 口座振替依頼書の配布場所は、各認可保育所と武蔵野市役所3階の子ども育成課窓口です。

※ 兄弟姉妹の在園等で、すでに口座振替を利用している（していた）場合であっても、改めて口座振替の申込をしてください。

※ 登録済みの口座を変更したい場合は、改めて口座振替依頼書を金融機関窓口へご提出ください。

※ 口座振替手続きが完了するまでの保育料は、「利用者負担（保育料）納入通知書」によりお支払いください。

【納入通知書】

口座振替手続きが完了していない方については、毎月中旬に「利用者負担（保育料）納入通知書」を送付しますので、月末までに納入場所（金融機関・ゆうちょ銀行・市役所・市政センター）でお支払ください。納入手続の受付時間については、事前に納入場所へご確認ください。手続きの際には、「利用者負担（保育料）納入通知書」は切り離したりせず、そのままお支払いの窓口へお持ちください。

※三井住友銀行・三井住友信託銀行・SMBC信託銀行は、令和5年3月31日をもって納入通知書の取扱いを終了します。

《認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の場合》

施設ごとの徴収となります。詳しくは、各施設等にお問い合わせください。

6 入所後の各種手続きについて

入所後も家庭の状況に変更が生じる場合は、必ず届出が必要です。

※各種書類等は直接保育所等にお求めください。

異動で職場が変わった方は…	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』を保育所等に提出してください。
下の子どもが生まれる前に… (産前産後休暇を取得する場合は)	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』を保育所等に提出してください。 産前産後休暇を取得する方は『産前産後・育児休業等証明書』を保育所等に提出してください。(出産前では育児休業の記載があっても期間が決定していないので、育児休業を取得する場合は、出産後に改めて証明書を提出してください。)
下の子どもが生まれた時は…	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』（世帯員増を記入）を保育所等に提出してください。育児休業を取得する場合は下記の通りです。
保護者が育児休業を取得する場合は…	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』（世帯員増を記入）及び『産前産後・育児休業等証明書』（出産後、期間が決定したもの）を保育所等に提出してください。 ※延長せざるを得ない場合は、育児休業中に限り、在園することができます。この場合、育児休業延長後の育児休業期間を証明する書類を提出してください。また、当該在園児が転所した場合も同様とします。
市内で転居した方は…	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』を保育所等に提出してください。
氏名が変わった方は… 保護者が変わった方は…	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』を保育所等に提出してください。 ※保護者が増減した場合は、戸籍の写しを提出してください。 ※婚姻により保護者が増加した場合は、加わった方の就労証明書等の保育を必要とする事由を証明する書類と、個人住民税課税（非課税）証明書も提出してください。 ※令和5年4～8月は令和4年度の個人住民税課税証明書を、令和5年9月以降は令和5年度の個人住民税課税証明書を提出してください。 ※それぞれの年の1月1日に武蔵野市民だった方は不要です。ただし、課税・非課税状況を市が確認できない場合は手続きが必要です。
転職される方は…	①『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』を保育所等に提出してください。 ②転職次第、『就労証明書』を提出してください。 ※退職後、転職するまでの期間が空く場合は次のページの「退職する場合は…」をご参照ください。
就労の状況（時間や日数等）が変わった場合は…	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』及び『就労証明書』等を保育所等に提出してください。
保護者が育児休業から復職した場合は…	『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』及び『復職証明書』を保育所等に提出してください。

7

認可保育施設の入所が決まったら

転所を希望する方は …	教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書及び必要書類一式を、受付期間中に子ども育成課窓口へ提出してください。 (新規入所申込と同様)
市外へ転出する方は …	『退所（継続通園）届』を保育所等に提出してください。 ・市外へ転出後も継続して通園を希望する場合、必要な条件や手続きがあります。(P25 参照) なお、 地域型保育事業は継続して通園することができません。
退所する場合は …	『退所（継続通園）届』を保育所等に提出してください。 ※卒園又は市内認可保育施設への転所をする場合は不要です。
保護者が退職する場合は …	・再就職の意思がない場合は、『退所（継続通園）届』を提出してください。 ※その月の末日で子どもは退所となります。 ・再就職の意思がある場合は、『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』の「就労状況の変更」欄に父又は母どちらかに○をし「退職日」をご記入の上、『求職活動誓約書』を添付して保育所等に提出してください。 ※退職日の翌日より3か月以内に就労を開始しない場合は、退所となります。
母親が妊娠・出産のために退職する場合は …	出産月を挟む前後2か月の計約5か月間は利用できますが（多胎妊娠の場合、出産前4か月、出産後2か月の計約7か月間）、それ以降は… ・再就職の意思がない場合は、『退所（継続通園）届』を提出してください。 ・再就職の意思がある場合は、『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』と『求職活動誓約書』を保育所等に提出してください。 3か月以内に就労を開始しない場合は、退所となります。
保育を必要とする事由がなくなった場合は …	『退所（継続通園）届』を保育所等に提出してください。

7 現況の確認について

(1) 保育を継続する要件があるかの確認

認可保育施設に入所してからも、毎年10～12月頃、翌年度からの保育を継続する要件があるか確認を行います。
(その時期になりましたら認可保育施設から案内します。)

※ 現況確認の結果、翌年度の保育を必要とする要件に該当しない場合には、退所となります。

(2) 利用者負担額（保育料）の決定について

利用者負担額（保育料）は市区町村民税所得割額を基に決定します。

令和5年4月からの利用者負担額（保育料）⇒ 令和4年度の市区町村民税課税状況により決定

令和5年9月からの利用者負担額（保育料）⇒ 令和5年度の市区町村民税課税状況により決定

※ 毎年9月が保育料の切り替えの時期になります。

8 保育所等での各種対応について

保育所及び認定こども園では、子どもをお預かりする上で、以下の事項について統一した対応をとっています。地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）については、各施設へお問い合わせください。

7

認可保育施設の入所が決まったら

◆ アレルギー食への対応について

保育所及び認定こども園では、医師の指示（生活管理指導表・具体的な食物療法等）を基に、保護者の意向を伺った上で、保育所での食事や生活について、できる範囲で対応しています。ただし、どうしても対応できない場合は、ご自宅から代替品をお持ちいただくこともあります。

※ 地域型保育事業はアレルギー食への対応を行っていない場合があります。

※ 子どもの症状により異なりますので、各保育所へお問い合わせください。

◆ 保育所における薬の取扱いについて

保育所では原則として薬は預からないことになっています。ただし、慢性疾患などで入所児童が薬の使用なしでは健康的な日常生活が過ごせない場合に限り、医師の処方した薬をお預かりしています。必要な方は、申込時に児童状況書へその旨を記入し、入所時に各保育所へご相談ください。

◆ 子どもが病気のと看

微熱があるが機嫌が良く食欲があるなど状態が良い場合には、保育の配慮をしながら経過を見ます。しかし、高熱や下痢・嘔吐の回数が多いとき、目の充血や目やにがひどいとき、また伝染性疾患の疑いがあるときなどは、保健室で安静にしたうえで保護者へ連絡をしますので医療機関への受診をお願いします。

◆ 子どもが怪我をしたとき（事故に遭ったとき）

怪我・事故が起きたら、発生状況を確認し、応急処置を行います。医療機関を受診するかどうかについては、保護者に相談の上、決定します。

◆ 保育所における安全・防犯対策について

子どもが安心して園で過ごせるよう、施設面では“オートロック門扉”“非常通報装置”の設置や、その他にも様々な取り組みを行っています。

◆ 個人情報の取扱いについて

保育所では、個人情報保護規程を定め、利用者の皆さまの個人情報の保護に万全を尽くしています。

◆ ご意見・苦情について

各保育所での保育に関するご意見や苦情につきましては、各保育所の保育士・保育園長、子ども育成課又は「市長への手紙」にて常時受付しているほか、各保育所で設置する第三者機関でもお受けしています。

8 特別保育について

1 産休明け保育

通常、保育所の入所対象児童は満3か月からですが、生後57日目からの産休明け保育を実施している保育所があります。

実施保育所及び、保育時間は施設によって異なります。各施設のページをご確認ください。

※地域型保育施設でも産休明け保育を行っている施設があります。

2 年末保育

通常、保育所は12月29日～1月3日は休園となりますが、保護者が就労等の理由により子どもの保育にあたれない場合、12月29日・30日は利用することができます。(日曜日は除く。)

保育時間：午前7時30分～午後6時30分

実施保育所：一部の市立園

対象：保育所在園児

※申込状況によって実施保育所を決定しますので、普段利用している保育所と異なる保育所でお預かりする場合があります。

※西久保保育園、ふじの実保育園は、利用児童に限り年末保育を実施します。

3 発達や疾病等による健康状態に心配がある子どもの申込について

入所の申込にあたり、子どもの発育や発達、健康状態に心配なことがある場合は事前に子ども育成課へご相談ください。

- 一般枠でお申しいただいた後、子どもの状況によっては障害児枠でのお申込をご案内する場合があります。
- 生活面に配慮（発達の遅れ、疾病等による健康状態に心配があるなど）を必要とされる場合、施設（認可保育所、地域型保育事業）により受け入れ状況が異なりますので、事前に子ども育成課にご相談ください。
- 内定後の入所前健診等で発達の遅れや疾病等の状況により、別途専門医受診等をお願いすることがあります。受診の結果、保育所での受け入れが困難と判断され、内定を取り消しとする場合があります。
- 子どもの心身の状況によりお預かりする時間を短くする場合があります。
- 申込後や入所後に手術や治療の予定があり、感染症予防の配慮が継続的に必要となるときや治療やリハビリ後の入所が望ましいと判断されるときには、入所をお断りする場合があります。
申込時と状況に変更がある場合は、速やかに子ども育成課保育認定担当へご連絡ください。
- 入所後に症状等が発現する、又は診断が確定するなどして、保育の継続が困難であると判断されると退所になる場合があります。

4 障害児保育（4月一斉入所）

障害はあるが集団・統合保育が可能な子どもを対象に、認可保育所及び認定こども園で障害児保育を行っています。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業では障害児保育を行っていません。入所を希望される場合は事前に子ども育成課保育認定担当へご相談ください。

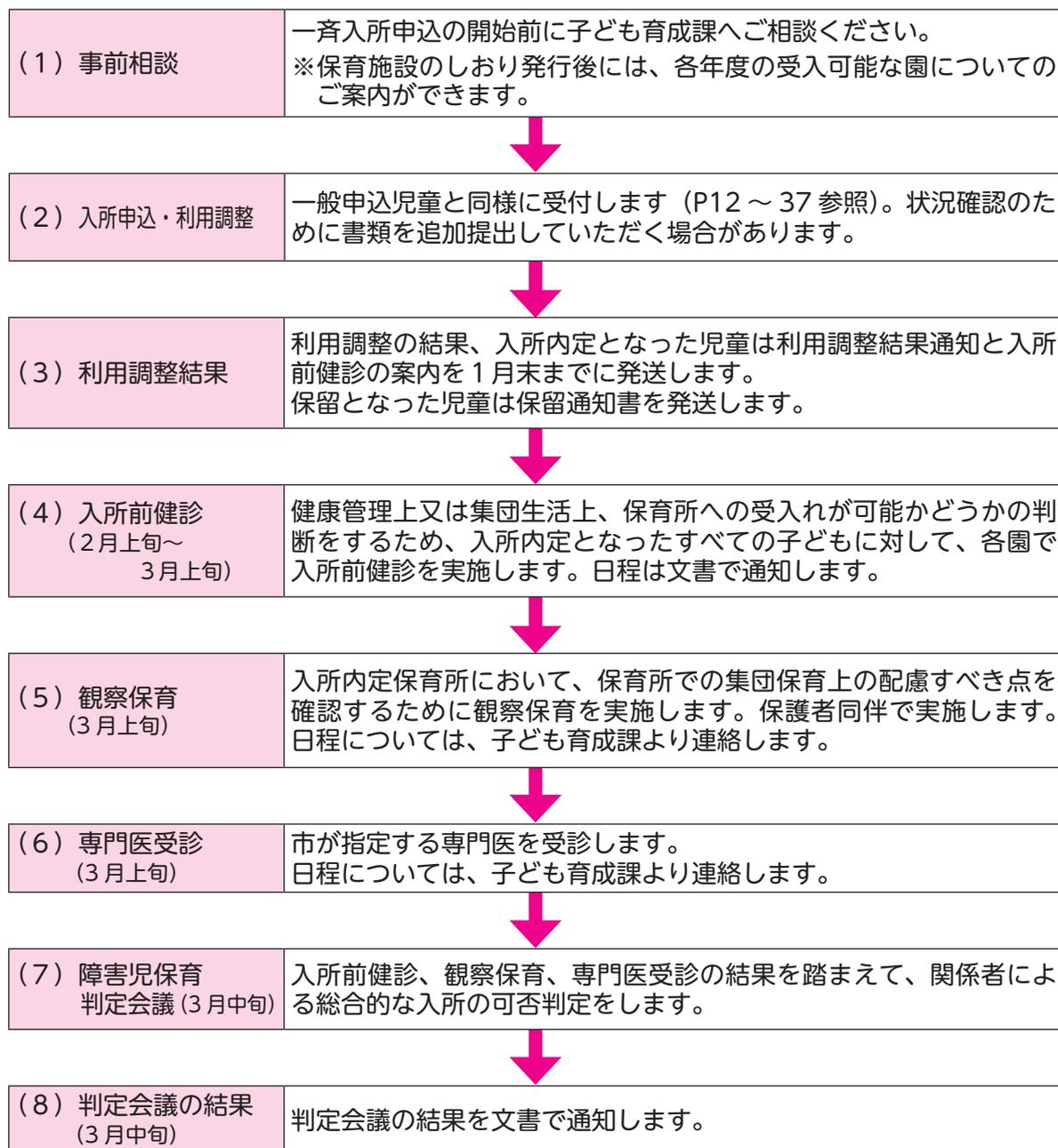
※ 令和5年4月2次利用調整及びあっせんでの申込の受付は行いません。

※ 保育所の入所定員に空きがあり、かつ、障害児保育受入枠がある場合は、年度途中の申込も可能です。ただし、園の体制により、内定のご案内ができない場合があります。

※ 入所申込前に希望する保育所の見学をすることをおすすめしていますが、見学時に入所の可否をお答えすることはできません。

対 象	市内在住で保護者の就労等で保育を必要とする0歳児～就学前児童
受入可能人数	年度により受入可能な園は変わります。希望する保育所の児童のクラス定員に空きがあり、かつ障害児枠の定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。希望園については、保育施設のしおり発行後、子ども育成課へ個別にご相談ください。 ※ 園の体制により、受け入れできない場合があります。
利用調整	0歳児クラス～3歳児クラスの対象児：一般利用調整 4歳児クラス、5歳児クラスの対象児：優先入所枠あり
保育時間	基本保育時間でのお預かりとなります。（原則1日8時間以内です。） ※ 基本保育時間の設定は、各保育所によって異なりますが、預かり時間は原則8時間以内です。 ※ 子どもの心身の状況により、各保育所で個別に保育時間を決定します。なお、就労等により長時間保育が必要な場合においても、子どもの心身の状況により長時間保育が難しい場合があります。 ※ 入所後、子どもが保育所に慣れるまで保育時間は短くなる場合があります。期間は子どもにより異なります。
保育内容	子どもの発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中で子どもの成長を支援できるように配慮した保育を行います。なお、療育や医療行為は行いません。
申込書類	① 申込書類一式（P17～20参照） ② （障害児保育申込児童）健康状況表 ※ 用紙は子ども育成課でお渡しします。 ③ 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（所持者のみ）
判定会議	【集団・統合保育の適否の判定について】 利用調整の結果、入所内定となった場合は、障害児保育判定会議において入所の可否判定をします。

◆ 障害児保育入所決定までの流れ（4月一斉入所）



〈注意事項〉

- 入所申込をされる前に希望する保育所を見学し、園の保育内容、施設設備環境について事前に確認していただくことをお勧めいたします。
- 集団保育を前提としているため、必ずしも1対1で保育するものではありません。
- 主治医が集団保育が可能と診断した場合であっても、市の指定の専門医の所見や観察保育等の結果や、子どもの状況や各保育施設の体制（施設設備、保育士の配置、クラスの状況等）により、集団保育を行う上での安全確保が困難であると判断された場合には入所できません。
- 集団保育が難しいと判断された場合、居宅訪問型保育事業をご案内する場合があります。（P102参照）

9 施設等利用給付認定(2・3号)について

1 無償化の対象施設・事業

- ▶ 幼稚園・認定こども園の預かり保育事業
 - ▶ 認可外保育施設
⇒ 東京都認証保育所、ベビーホテル、認可外の事業所内保育、ベビーシッター等
 - ▶ 一時預かり事業（保育所等の一時保育、緊急一時保育）
 - ▶ 病児保育事業
 - ▶ ファミリー・サポート・センター事業
- ※ 各事業の詳細は、P56「10. その他の保育サービス等について」をご参照ください。

2 認定手続きについて

(1) 対象者(①～③すべての要件を満たす必要があります)

- ① 武蔵野市に住民登録のある世帯
 - ② 3～5歳児クラスの児童、又は住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童
 - ③ 保育を必要とする事由※に、保護者全員が該当していること
※ P8「(1) 保育を必要とする事由」をご参照ください。
- ※原則、認可保育施設、一定基準（1日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園、企業主導型保育事業に在籍している場合、認可外保育施設等の無償化の給付の対象にはなりません。
- ※育児休業中に上の子の認定が認められるのは、下の子の育児休業開始以前から保育施設を利用している場合に限りです。

(2) 提出先

子ども育成課（市役所南棟3階）

(3) 提出方法

申請に必要な書類をすべて揃えた上、郵送又は窓口で提出してください。

※ 特定記録郵便やレターパックライト等必ずご自身で郵送記録が確認できる方法で郵送してください。到着確認のお問い合わせは対応できません。

(4) 提出期限

認定希望開始日（予定日）の2週間前までに申請してください。

提出期限を過ぎた場合、希望する認定開始日からの認定ができない場合があります。

認定の遡りはできませんので、必ず施設利用開始前に認定申請を行ってください。

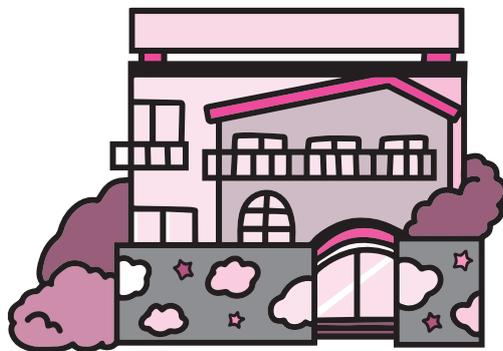
※ 認定期間の開始日は、市が申請に対し認定をした日、もしくは申請日以降初めて施設を利用した日のいずれか早い日付となります。必要書類が揃い次第、お早めにご提出ください。

(5) 必要書類

- ① 施設等利用給付認定申請書
※ 兄弟姉妹で申請する場合、申請書に添付する書類は各世帯1部で結構ですが、申請書はそれぞれ必要です。
- ② 各保護者の保育を必要とする事由を確認する書類
※ 詳しくは、P.17 5入所（転所）申込書類 ⑤ 各保護者の保育を必要とする事由を確認する書類をご参照ください。
※ 不足書類があると、希望する認定開始日からの認定ができない場合があります。
- ③ その他
マイナンバー記入用紙
◀申請書の配布場所▶
子ども育成課（市役所南棟3階）
※ 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

3 認定を受けるにあたっての注意事項

- (1) 無償化の対象となる施設は、特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設で、国が定める基準を満たした施設に限られます。
- (2) 認定通知書の発行後、その記載内容に変更があった場合は、子ども育成課に「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」を郵送又は窓口でご提出ください。
- (3) 認定有効期間を経過した場合、施設等利用給付は受けられません。認定有効期間を経過する前に改めて認定の申請を行ってください。
- (4) 申請する対象年度の翌年度以降も継続して施設等利用給付を受けるためには、毎年度認定の申請を行い、「保育の必要性」を確認する必要があります。
- (5) 武蔵野市外に転出する際は、「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」を提出してください。引き続き施設等利用給付を受けるためには、転出先の自治体で認定を受ける必要があります。



10 その他の保育サービス等について

1 保育所等の一時保育

保護者の方がさまざまな理由で一時的に子どもの保育ができなくなった場合に、日中に子どもをお預かりして保育します。

◎実施保育施設

保育所等	連絡先	予約受付時間
南 保 育 園	070-5459-7057	10:00~16:00
西久保保育園	51-5307	10:00~16:30
精華第二保育園	38-7352	9:30~16:00
桜堤保育園	090-3149-9022	10:00~16:00
境南第2保育園	090-3149-3980	10:00~16:00
北町保育園	070-2810-8924	10:00~16:00
とことこ保育室 みんなのとことこ	090-5331-6311	10:00~18:00

◎利用料金

時間	2時間まで	2~4時間	4~6時間	6~8時間	給食費
利用料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	300円

※ 利用料金は令和4年9月現在の金額です。(西久保保育園を除く。)

※ 初回登録時のみ登録料として500円徴収します。(西久保保育園を除く。)

※ キャンセルの場合、取消料が発生する保育施設があります。詳しくは各保育施設にお問合せください。

※ とことこ保育室みんなのとことこは弁当(ミルク)持参。(1歳未満は3時間以内)

◎対 象 市内在住の生後3か月~小学校就学前の児童
(西久保保育園は1歳以上就学前まで、精華第二保育園は1歳3か月以上就学前まで、とことこ保育室みんなのとことこは生後57日目から。)

◎利用方法 各保育施設へ直接連絡をし、事前に利用登録を行ってください。

◎利用時間 保育施設によって異なります。
※ 子育て支援施設「すくすく泉」等でも一時保育を行っています。(市内在住の0才6ヶ月~小学生の児童)
※ 定員に空きがある場合のみ一時保育を行う施設もあります(余裕活用型一時預かり事業)。実施施設については後半の保育施設ガイドでご確認ください。
※ 一部認証保育所でも一時保育を行っています。詳しくは各施設へお問い合わせください。

2 定期利用保育

保護者の就労、求職、妊娠期等で育児が困難な時に、1か月単位で継続的にお預かりする保育サービスです。直接施設へ連絡をし、事前の利用登録を行ってください。

実施保育施設	連絡先	定員（1日の利用定員）
ひまわり保育園	56-8732	3名
とことこ保育室みんなのとことこ	27-7195	7名

◎対象年齢

保育施設	対象年齢	備考
ひまわり保育園	満1歳3か月～2歳児	離乳食が完了している子
とことこ保育室みんなのとことこ	生後57日～2歳児	給食の提供は離乳食完了後から

※ アレルギー対応は行っておりません。
 ※ 認可保育所に入所している子どもは利用できません。

◎利用料金

時間	半日利用（9時～13時）	1日利用（9時～17時）
利用料金	1,100円	2,200円
給食費	300円（おやつ代含む）	

※ 初回登録時のみ登録料として500円徴収します。

3 緊急一時保育

保護者が死亡、行方不明、病気等による入院、同居親族の入院患者の看護・介護、又は災害復旧などの緊急な理由で子どもの保育にあたれない場合、原則として1か月（特別な場合は3か月の範囲内）、一時的に公立保育所で日中子どもの保育を行います。なお、通常の出産の場合は利用できません。

入所手続き、利用料、保育時間、施設については、子ども育成課管理担当へお問合わせください。

※ 利用にあたっては、事前に園長面談等が必要となります。

4 ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者に対して、ベビーシッター利用料の一部を助成します。詳しくは、市ホームページを確認もしくは子ども育成課管理担当までお問い合わせください。

◎対象児童 小学校就学前の児童

◎助成上限 児童一人当たり年度で144時間まで（多胎児の場合は288時間まで）

◎助成内容 1時間あたり2,500円（税込）を上限に助成

※ 午後10時～午前7時は3,500円が上限。

◎利用方法 東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者から事業者を選び、事業者と直接利用契約を行います。その際に、「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。

◎その他 ・児童1人に対して1人のベビーシッターになります。

・利用料以外の料金（入会金、保険料、交通費、キャンセル料等）は助成対象外です。また、家事援助、兄弟姉妹の送迎、その他付随サービスは本事業に含まれません。

5 病児・病後児保育施設

施設名	所在地	TEL
病児・病後児保育室プチあんず	境南町4-2-27 (あんずクリニック小児科診療室併設)	50-9774
病後児保育室ラポール	西久保2-1-10 本忠ビル2階	56-0910
病児・病後児保育室いながき	吉祥寺南町5-3-9	76-7388

生後6か月から小学校3年生までの武蔵野市在住の子どもが、病氣中又は病氣回復期などで集団生活が困難な場合に、一定期間施設でお預かりします。

利用にあたっては事前に登録が必要ですので、直接施設へお問い合わせください。

6 子育て支援サービス

《保育所等》

保育所等では、保育所等に入所せず日中家庭で子育てしている地域の親子の方を対象に、様々な子育て支援事業を行っています。

あかちゃんのひろば	0～1歳3か月までの親子が集えるひろばです。お母さん同士がおしゃべりを楽しみ、友達を作ったり、保育士に子育ての悩みなどを相談することができます。
プレママのひろば	妊娠5か月以上の方を対象に、出産後の育児をイメージできるよう実際の赤ちゃんを見てもらいながら、保育士など保育所職員や妊婦さん同士で交流する場です。
園庭開放・保育所行事	保育所等の園庭で自由に遊んだり、七夕や豆まき等の保育所行事に参加できます。

上記以外にも、保育所等には保育士のほか看護師（保健師）・栄養士もおりますので、子育ての悩みを気軽にご相談ください。子育て支援事業の日時、内容は施設によって異なりますので、市報やちらし、市ホームページをご覧の上、詳しくは、各保育所等へお問合せください。

《ファミリー・サポート・センター》

子育てのお手伝いをしてほしい方（ファミリー会員）と、地域で子育てのお手伝いをしてくださる方（サポート会員）の会員組織です。センターのアドバイザーが両会員のマッチングを行います。

- ◎対象 生後6か月から小学校6年生までのお子さんがある保護者
- ◎利用内容 保育園・幼稚園等への送迎、保育施設の開始前又は終了後の預かり、冠婚葬祭や学校行事等の外出の際の預かりなど
- ◎利用方法 会員登録後、両会員とアドバイザーで事前打合せを行います。
利用時間、料金等、詳しくは直接センターへお問い合わせください。
武蔵野市ファミリー・サポート・センター TEL 30-8077

《その他》

保育所等への送迎、赤ちゃんのお世話、簡単な家事など様々なサービスを行っています。サービスの詳細や申込については直接施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	TEL
NPO法人保育サービスひまわりママ	西久保2-3-13 第三山下ビル202	38-8830
NPO法人ワーカーズどんぐり	西久保2-21-7 勝又ビル201	53-3940
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター 子育て支援事業担当	西久保1-6-27 多摩信用金庫武蔵野支店4階	55-1231

10

その他の保育サービス等について

7 子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」

市の子育て情報を発信するウェブサイトです。会員登録すると、市からのお知らせやイベント情報が届くほか、子どもの生年月日に応じた予防接種のスケジュールが自動で調整されるため、接種漏れや接種間隔の間違いを防ぐことができます。市内の保育施設や幼稚園、認定こども園などの情報も掲載されています（会員登録をしなくても各施設の情報は閲覧することができます）。



※ スマートフォン、携帯電話、パソコンなどからアクセスできます。

8 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター（市役所南棟3階）では、子どもやその家庭に関するあらゆる相談に応じており、電話相談の他、来所や訪問による面接相談も行っています。相談は匿名でもでき、相談内容については秘密を厳守します。

子育て総合相談・虐待通報	子ども家庭相談担当 TEL 60-1850 (相談専用) TEL 55-9002 又は TEL 0120-839-002
ひとり親家庭相談	ひとり親支援担当 TEL 60-1850
親子ひろば・子育て支援	地域子育て支援担当 TEL 60-1239

《子育てショートステイ（宿泊型一時保育）》

保護者が出産、介護、育児疲れ等のため一時的に子どもの養育ができず、宿泊を伴った保育が必要な場合、市内の児童養護施設で子どもを短期間お預かりします。

- ・対象児童：市内に住所がある満1歳から小学校6年生まで
- ・期間：7泊以内
- ・養育内容：食事、入浴、睡眠等宿泊に伴う身の回りの世話
- ・利用料：有料（減免あり）

申込・お問い合わせは、子ども家庭支援センター子ども家庭相談担当（TEL 60-1850）へ。

《産前・産後支援ヘルパー》

産前・産後の体調不良等のため家事や育児が困難なお母さんのいるご家庭にヘルパーを派遣して、家事援助や上の子の世話等をします。

- ・利用限度：母子健康手帳取得～出産日から6か月未満までの間に80時間（多胎出産は、母子健康手帳取得～出産日から3年未満。母子健康手帳を取得した日から1歳の誕生日の前日まで120時間、以降1年につき120時間。）

申込・お問い合わせは、子ども家庭支援センター子ども家庭相談担当（TEL 60-1850）へ。

申込については、健康課（保健センター内 TEL 51-0700）でも受け付けます。

11 東京都認証保育所の助成金について

東京都認証保育所に子どもが入所している保護者を対象に、一定の要件を満たす場合、市から助成金（認可外保育施設入所児童保育助成金）が支給されます。
詳細については、以下のとおりです。

【対象施設】 東京都認証保育所

【支給要件】 ①～⑤のすべてを満たす必要があります。

- ① 就労や疾病等、保育にあたれない要件を有していること。
 - ② 助成を受ける月の初日に利用契約を結んでいること。
 - ③ 助成を受ける月の初日に武蔵野市内（住民票上の住所）に居住していること。
 - ④ 月 120 時間以上の利用契約を、月極もしくは年間契約で結んでいること。
 - ⑤ 保育料を滞りなく納めていること。
- ※ 一時保育は対象外です。

【支給金額】 対象児童が特定保育施設及び特定地域型保育事業の施設に入所した場合の保育料（保育標準時間認定の利用者負担額）と認証保育所へ現在支払っている基本保育料との差額（千円未満切り捨て）を助成します。

ただし、助成額は下表のとおり特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に規定されている階層区分に応じて階層別の上限額を設けています。

幼児教育・保育の無償化給付の対象者については、保育料の差額から無償化給付分（P62 を参照）を差し引いた後の金額が上限額まで助成されます。

【階層別 助成額上限表】

階層区分 (注 1)	第 1 子分		第 2 子以降分 (注 2)	
	0～2 歳児クラス	3～5 歳児クラス	0～2 歳児クラス	3～5 歳児クラス
A	25,000 円	20,000 円 ※無償化給付あり	25,000 円	20,000 円 ※無償化給付あり
B	※無償化給付あり		※無償化給付あり	
C	45,000 円		50,000 円	
D 1～4	40,000 円		45,000 円	
D 5～10	30,000 円		35,000 円	
D 11～17	20,000 円		30,000 円	
D 18～21	10,000 円		25,000 円	
D 22・23	5,000 円			
D 24	0 円			

(注 1) 階層区分は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に規定する階層区分（P46）に準じています。

(注 2) 第 2 子以降分の考え方については、「保育料の減免制度について」（P45）に記載の内容と同様となります。生計を一にする第 1 子の年齢に関わらず、「第 2 子以降分」の区分が通用されます。

※ 武蔵野市民が市外の東京都認証保育所を利用した場合も助成金の対象となります。

※ 詳細については子ども育成課管理担当へお問い合わせください。

【申請期限及び支給時期】

利用した月	申請期限	支給時期
令和5年4月から令和5年 8月利用実績分	令和5年9月初旬	申請受領後、9月末支給予定
令和5年9月から令和5年 12月利用実績分	令和6年1月初旬	申請受領後、1月末支給予定
令和6年1月から令和6年 3月利用実績分	令和6年3月末	申請受領後、4月末支給予定

【申請方法】

- ① 各施設からの報告に基づき、8月、12月、3月の初旬に市から各施設へ申請書を送付します。
- ② 保護者は、施設から申請書を受け取り、必要事項を記入してください。
- ③ 施設から納入済保育料の証明を受けてください。(申請書下段への記入・押印が必要です。)
- ④ 申請書は、施設での取りまとめがある場合は施設へ提出してください。それ以外の場合は、直接子ども育成課へ提出(郵送可)してください。

※ 事前に税資料等、世帯の収入あるいは個人住民税課税額を証明する資料の提出が必要になる場合があります。

【事前に税資料等が必要になる方】

申請する対象の月	税資料等の証明が必要な方	必要な 個人住民税課税・非課税証明書等
令和5年4月から 令和5年8月分	令和4年1月1日現在 武蔵野市外に住民票があった方	令和4年度 個人住民税課税・非課税証明書等
令和5年9月から 令和5年12月分	令和5年1月1日現在 武蔵野市外に住民票があった方	令和5年度 個人住民税課税・非課税証明書等
令和6年1月から 令和6年3月分		

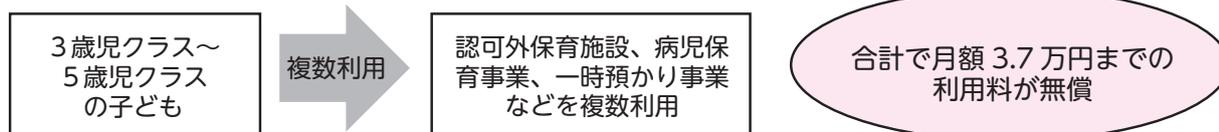


12 認可外保育施設等の無償化(施設等利用費)について

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設等を利用されている方も施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けた場合、施設等利用費の助成が受けられます。助成の対象は利用料（保育料）のみで、食材料費、行事参加費、通園送迎費、日用品等の費用は含まれません。

また、施設等利用費は保護者への償還払いになり、保護者は利用施設に利用料を支払い、後日、市から保護者へ施設等利用費が助成されます（別途、請求手続きが必要です）。

【無償化の一例】



【対象となる方】

武蔵野市から施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けた子どもが対象です。

詳しくは、「9. 施設等利用給付認定（2号・3号）について（P54～55）」をご参照ください。

対象	助成限度額
3歳児クラス～5歳児クラスの子ども	月額 37,000円
0歳児クラス～2歳児クラスの子ども (住民税非課税世帯のみ対象)	月額 42,000円

※原則、認可保育施設、一定基準（1日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園、企業主導型保育事業に在籍している場合、認可外保育施設等の無償化の給付の対象にはなりません。

【対象施設・事業】

- ・認可外保育施設（東京都認証保育所、ベビーホテル、認可外の事業所内保育、ベビーシッター等）
- ※認可外保育施設：都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たした施設が施設等利用費の対象です。
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

【請求方法】

施設等利用費の支払いは年4回（8月、11月、2月、5月）を予定しています。

施設等利用給付認定を受けた方に請求書を送付いたしますので、必要書類を添付し、子ども育成課までご提出ください。

利用対象月	受付締切日	振込予定日
令和5年 4月～6月分	令和5年 7月中旬	令和5年 8月下旬
令和5年 7月～9月分	令和5年 10月中旬	令和5年 11月下旬
令和5年 10月～12月分	令和6年 1月中旬	令和6年 2月下旬
令和6年 1月～3月分	令和6年 4月中旬	令和6年 5月下旬

※ 受付締切日を過ぎた場合は次の支払いでの処理となります（請求時効は利用の翌月1日から2年）

<必要書類>

- (1) 武蔵野市施設等利用費交付申請書兼請求書
- (2) 領収証（利用施設で発行されるもの）
- (3) 武蔵野市特定子ども・子育て支援提供証明書（利用施設で発行されるもの）

13 南保育園入所を希望される方へ

市立南保育園は、昭和 43（1968）年に建築され、令和 10（2028）年に築後 60 年を迎えるため、現園舎の建替え工事を予定しています。老朽化した施設を整備することで、子どもたちの安心安全の確保、保育の質の向上を目指します。ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程お願いいたします。

令和 9 年度より現園舎の解体工事を実施し、新園舎開設までの間は、以下のとおり、仮設園舎での保育を行います。（例えば、令和 5 年度に 0 歳児クラスに入所されるお子様は、4 歳児クラスとなる令和 9 年度から卒園までは仮設園舎での保育を行います。）あらかじめご了承の上お申ください。

武蔵野市立南保育園改築に向けてのスケジュール

	2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
南保育園						現園舎解体・ 新園舎新築工事 1968（昭和43年）築後60年		新園舎 使用開始
仮設園舎 （南町苗木畑 公園）					仮設園舎 建設工事	仮設園舎 使用開始		

仮設園舎を使用することとなる児童（クラス）

2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児

※ クラスの年齢別の編成は、入所年度の 4月1日現在の年齢で決まります。



仮設園舎は「市立南町苗木畑公園」（吉祥寺南町 4 丁目 16 番）内に建設予定となります。

14 よくある質問 (Q & A)

【申込について】

Q1 早く申込をすると有利になりますか？

A1 早く申込をしても有利になることはありません。ただし、申込書類に不備や不足があると受付できないことがありますので、受付期間内の早い時期に申込まれることをお勧めしています。

Q2 希望保育施設をたくさん書いたり、逆に第1希望しか書かなかった場合に優先されたり不利になったりしますか？

A2 希望保育施設の記入の数によって優先されたり、不利になることはありません。入所児童の利用調整は保育の必要性を指数化して行いますので、希望保育施設の数も指数化には関係がありません。通える範囲内で書くことをお勧めしています。なお、希望保育施設は必ず通える施設を、通いたい順番で書いてください。

Q3 兄弟姉妹そろって入所できますか？

A3 入所の利用調整は年齢ごと（クラス別）に行い、指数の高い世帯の子どもから順番に決定します。その結果、兄弟姉妹のうち1人しか内定の出ない場合や別々の保育所等に内定が出る場合もあります。多胎児であれば、同じ保育所等への入所を希望することもできます。

Q4 認証保育所、企業主導型保育事業の利用申込も子ども育成課にするのですか？

A4 認証保育所、企業主導型保育事業は、各施設にお申込ください。企業主導型保育事業を利用する際に支給認定証が必要な場合はP24をご参照ください。

Q5 武蔵野市外の保育所等を希望していますがどうすればよいですか？

A5 市外の保育所等を希望する場合、申込方法については、保育所等がある市区町村の保育担当課に必ず確認してください。武蔵野市を經由して申込する必要がある場合、申込先は武蔵野市子ども育成課になります。申込書類については、当該市区町村の指定書式がない場合は武蔵野市の書類をご利用ください。申込期限など申込条件は当該市区町村が定めるものとなります（P25参照）。ただし、認可外保育施設については、各保育施設に直接ご確認ください。

Q6 申込後、家庭状況に変更があるときはどうすればよいですか？

A6 出生・住所変更・婚姻・離婚等については「変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）」を提出してください。勤務状況の変更については、「変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）」と「就労証明書」等を提出してください。

Q7 現在育児休業中です。職場復帰の予定が6月ですが、4月入所の申込はできますか？

A7 申込はできます。ただし、4月入所として内定した場合、5月1日までに職場復帰する必要があります。それができない場合は内定取消又は退所になります。勤務先で育児休業期間を変更することが可能かどうか事前にご確認ください。

Q8 辞退をすると、何か不利になることはありますか？

A8 指定日時までに辞退をした場合は、不利になることはありません。ただし、指定日時を過ぎて辞退した場合は、辞退した入所月を含めた3か月間は利用調整対象から除外されます。また、優先項目指数でマイナス1が申込の年度中及び翌年度適用されます。辞退した保育所等は次の利用調整における希望する保育所等から除かれます。

4月一斉入所（1次利用調整及び2次利用調整）において、転所申込の入所内定を辞退した場合は、もとの施設に在園し続けることはできません。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の在園児が認可保育所へ転所申込をする場合も同様です。（ただし、5月1日以降の年度途中の転所内定は辞退できません。）

Q9 入所できず、育児休業を延長するため、保育施設に入れなかったという証明書が必要ですか。そのような証明書はもらえますか？

A9 保育所等の入所申込をしている方で、保育所等の定員に空きがなく入所できなかった場合には、入所を希望した最初の月のみ「保育施設の利用調整に係る保留通知書」を送付しています。2月日以降も保留証明書が必要な場合については、個別に保留証明書を発行しています。毎月20日までに申請があったものを月末に発行します。また、申請が可能となるのは、希望対象月の前月の1日からです。



↑詳しくはHPをご覧ください。

Q10 内定を辞退した場合、辞退月の保留（不承諾）通知はもらえますか？

A10 内定を辞退した場合、保留（不承諾）通知書は発行されません。

Q11 支給認定証（教育・保育給付認定）が届きました。保育所等に入所できるということですか？

A11 支給認定証は、入所の可否をお知らせするものではありません。保育所等の利用を希望する場合、保育の必要性の認定を受ける必要があるため、申請のあった方で、保育の必要性が認定された方に送付しています。

Q12 第1希望以外の保育施設に内定しました。内定した保育施設へ入所した場合、当初の入所申込は無効となってしまいますか？改めて転所申込をする必要がありますか？

A12 内定した保育施設へ入所された場合には、当初の入所申込は無効となります。もし入所した保育施設以外の保育施設に転所の希望がある場合には、改めて転所申込を行っていただく必要があります。転所申込の場合も入所申込と同じ書類が必要になります。

Q13 転所申込をしました。内定が出た場合、辞退できますか？

A13 4月入所の1次利用調整と2次利用調整については、内定辞退（元いた施設に戻ることはできません（ただし、5月1日以降の年度途中の転所内定は辞退できます））。

【入所後について】

Q14 子どもが保育施設に入所した場合、慣れるまでの保育はありますか？

A14 保育所では行っています。子どもの状況を見ながら短い時間の保育から進めていき、徐々に保育時間を延ばしていきます。その期間は様々ですが、入所後、おおむね10日程度とお考えください。転所の際も同様に行います。

※ 保育施設により異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q15 延長保育は誰でも利用できますか？

A15 子どもの月齢や、保護者の就労の実態及び通勤時間を考慮して、必要であると認められた場合は延長保育を利用できます。利用の可否や申請方法等については、各施設にお問い合わせください。また、利用には別途延長保育料が必要となります。

Q16 土曜保育は誰でも利用できますか？

A16 土曜日の保育については、両親ともに就労等で保育ができない場合にのみ、利用ができます。預かり時間は保育施設と相談の上で決定します。

Q17 子どもの体調が悪いときは預けられますか？

A17 原則として、体調不良（熱がある、下痢や嘔吐がある、または伝染性疾患等）の子どもはお預かりできません。保護者の状況（どうしても仕事を休めない等）で預けなければならない場合は病児・病後児保育施設等をご利用ください（P58 参照）。

Q18 使用したオムツは、持ち帰りが必要ですか？

A18 認可保育施設全ての園で、施設にて回収しています。

【利用者負担額（保育料）について】

Q19 産前産後休暇期間中に、保育所等の利用を基本保育時間（短時間）での利用に変更しますが利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A19 産前産後休暇期間は、原則として、保育標準時間認定となり、育児休業期間は、保育短時間認定となります。産前産後休暇期間において、基本保育時間内での保育が可能な場合には、保育短時間認定への変更も可能ですので、在園施設にご相談ください。利用者負担額（保育料）は変更の届出があった月の翌月から保育短時間認定の金額に変更になります。

【その他】

Q20 保育施設への送迎を自動車で行うことは可能でしょうか？

A20 原則として自動車での送迎はできません。

その他ご不明な点がございましたら、お気軽に子ども育成課までお問い合わせください。

0422-60-1854 保育認定担当・保育コンシェルジュ
0422-60-1843 管理担当・保育施策調整担当

保育施設ガイド



※各施設の掲載内容は、令和5年度に向けた令和4年9月現在の情報です。

認可保育所・認定こども園とは・・・

“保育所”とは、児童福祉法に基づいて設置された「乳幼児のための施設」です。就業等の何らかの理由によって、「保育が必要な乳幼児」で、0歳～小学校就学前までの集団保育が可能な乳幼児をお預かりし、保育を行います。

“認定こども園”とは、現在の多様化した社会にあって保護者に新たな選択肢を提供するための幼稚園・保育所・子育て支援の機能を併せ持った施設です。



対象年齢：0～5歳児クラス（小学校就学前まで）

※産休明け保育：施設による（実施施設はP69にてご確認ください。）



対応している保育時間：保育標準時間・保育短時間

※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。



アレルギー対応：要相談



障害児保育：受入れあり（詳細はP52）

※障害児保育を検討される場合は、必ず事前に子ども育成課にご相談ください。



市外へ転出の場合：必要な条件や手続きあり（詳細はP25）



その他

◆地域の未就園児向けの子育て支援事業を行っています。



武蔵野市では、「武蔵野市保育のガイドライン」が策定されています。

このガイドラインは、武蔵野市の保育水準を定め、保育の質の向上を目指す指標となるものです。

武蔵野市の認可保育施設では、このガイドラインを日々の保育に活かしながら、各保育施設において実践しています。



認可保育所・認定こども園一覧

地図 No.	施設名	所在地	電 話	定員 (名)	早朝・夕方 保育	延長保育 ※1	産休明け 保育	一時 保育
1	吉祥寺保育園	吉祥寺北町 5-11-51	51-5206	102	7:30～18:30	～19:15	○	—
2	武蔵野赤十字保育園	中町 3-25-7	52-3298	178	7:15～18:15	～19:15	○	—
3	西久保保育園	西久保 2-18-6	51-5307	110	7:00～18:00	～20:00	○	○
4	千川保育園	八幡町 1-4-13	51-8478	96	7:30～18:30	～19:15	—	—
5	南保育園	吉祥寺南町 3-6-15	48-1501	96	7:30～18:30	～19:15	○	○
6	桜堤保育園	桜堤 2-1-27	52-4671	96	7:30～18:30	～19:15	—	○
7	境保育園	境 4-11-3	53-1783	102	7:30～18:30	～19:15	○	—
8	東保育園	吉祥寺東町 3-28-3	21-2495	75	7:30～18:30	～19:15	—	—
9	精華第一保育園	中町 2-31-8	54-3854	72	7:00～18:00	～19:15	○	—
10	境南保育園	境南町 5-1-1	32-2443	102	7:30～18:30	～19:15	○	—
11	北町保育園	吉祥寺北町 1-23-17	21-6681	128	7:30～18:30	～19:15	—	○
12	境南第2保育園	境南町 2-20-17	32-8167	83	7:30～18:30	～19:15	—	○
13	ふじの実保育園	緑町 3-4-3	55-2525	103	7:30～18:30	～19:15	—	—
14	ありんこ保育園	西久保 1-11-10	54-1356	66	7:00～18:00	～20:00	○	—
15	精華第二保育園	西久保 2-15-3	38-7352	80	7:00～18:00	～19:15	○	○
16	境こども園 (認定こども園 保育所型)	境 4-11-6	53-2312	107 (61)	7:30～18:30	～19:15	—	—
17	まちの保育園 吉祥寺	吉祥寺本町 3-27-13	38-8260	60	7:30～18:30	～20:30	○	—
18	ニチキッズ武蔵野 やはた保育園	八幡町 1-2-25	60-2015	80	7:30～18:30	～20:30	○	—
19	武蔵境コスモ保育園	境 1-20-5	55-8686	91	7:15～18:15	～20:00	○	—
20	グローバルキッズ武蔵境園	境南町 4-2-19	51-2242	62	7:00～18:00	～20:30	○	—
21	キッズガーデン武蔵野関前	第一：関前 3-4-11 アビタシオン武蔵野 1階 第二：関前 3-4-15	38-6825	96	7:00～18:00	～19:30	○	—
22	境南すみれ保育園	境南町 1-21-6	30-9581	60	7:30～18:30	～19:15	○	—
23	ういず吉祥寺第一保育園	吉祥寺本町 2-35-12	27-1565	60	7:00～18:00	～20:00	○	—
24	ういず吉祥寺第二保育園	吉祥寺本町 2-23-4	27-5468	60	7:00～18:00	～20:00	○	—
25	マミー吉祥寺保育園	吉祥寺東町 3-1-2	27-5541	60	7:00～18:00	～19:00	○	—
26	ひまわり保育園	境 4-7-12	56-8732	96	7:30～18:30	～19:15	—	▲ ※2
27	武蔵野もみじの森保育園	関前 3-12-1	38-8611	108	7:00～18:00	～20:00	○	—
28	このえ武蔵境保育園	境 1-16-26	27-8550	90	7:15～18:15	～20:15	○	—
29	中町すみれ保育園	中町 2-5-5 クロフトコテージ 1階	38-6220	60	7:30～18:30	～19:15	○	—
30	吉祥寺きらめき保育園	吉祥寺南町 3-8-15	26-7723	60	7:30～18:30	～19:15	—	—
31	まなびの森保育園武蔵境	境 5-2-11	38-5066	69	7:00～18:00	～20:00	○	—
32	吉祥寺東町すみれ保育園	吉祥寺東町 2-6-2	20-6640	60	7:30～18:30	～19:15	○	—
33	ピノキオ幼児舎吉祥寺保育園 本園・分園	本園：吉祥寺本町 4-10-10 大信吉祥寺ビル 3階 分園：吉祥寺本町 4-10-9 ツインリーブス 1階	27-6085	78	7:30～18:30	～19:30	○	—
34	むくむくみらい保育園	中町 2-5-9	90-6484	73	7:30～18:30	～19:15	—	—
35	ミアヘルサ保育園ひびき 武蔵野西久保	西久保 2-27-15	38-8601	60	7:15～18:15	～19:15	○	—
36	キッズいなぎ保育園吉祥寺	吉祥寺南町 5-3-9	70-7833	60	7:30～18:30	～19:30	○	—
37	武蔵境すみれ保育園	境 1-17-16 グレースフラットサカイ	38-9292	64	7:30～18:30	～19:15	○	—

※1 延長保育の対象年齢や時間等の詳細は、各施設ページでご確認ください。

※2 ▲：定期利用保育（詳細はp 57でご確認ください。）

1

きちじょうじ ほいくえん
吉祥寺保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺北町5丁目11番51号					
アクセス	三鷹駅北口よりバス10分 武蔵野市役所入口停留所より徒歩5分					
TEL	0422-51-5206	FAX	0422-51-5257			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和23年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	18	20	20	20	102
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

2

むさしのせきじゅうじ ほいくえん
武蔵野赤十字保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町3丁目25番7号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩15分 ムーバス三鷹・吉祥寺 循環6号路線⑦中町二丁目停留所より徒歩5分					
TEL	0422-52-3298	FAX	0422-54-4171			
設置・運営	日本赤十字社					
開設年月日	昭和26年9月12日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	30	30	30	38	38	178
開園時間						
月曜～金曜	7:15～19:15					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:15～18:15					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	9:00～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:15～18:15				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:16～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額2,500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

3

にし く ぼ ほ いく えん
西久保保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	西久保2丁目18番6号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩13分 宮前通り・三谷通り交差点付近					
TEL	0422-51-5307	FAX	0422-51-5340			
設置・運営	社会福祉法人武蔵野緑会					
開設年月日	昭和28年5月11日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	18	20	21	21	21	110
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:15					
保育時間	生後57日～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満3か月以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	(1歳未満19時まで) ※20時までの利用は2歳児クラスの1月から。 18:01～19:15 月額2,500円 18:01～20:00 月額5,000円				



その他	
一時保育	あり 8:30～16:30 (詳細P56)
見学方法	見学日あり (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	8台程度

4

せんかわ ほ いく えん
千川保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	八幡町1丁目4番13号					
アクセス	三鷹駅北口よりバス10分 関前三丁目停留所より徒歩5分					
TEL	0422-51-8478	FAX	0422-51-8445			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	15	18	20	20	20	96
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

5

みなみほいくえん
南保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町3丁目6番15号					
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩10分					
TEL	0422-48-1501	FAX	0422-48-1502			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和31年7月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	15	18	20	20	20	96
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	あり 9:00～17:00 (詳細 P56)
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	6台程度

※令和9年度より現園舎の解体工事を実施し、新園舎開設の間は、仮設園舎での保育となります。(詳細 P63)

6

さくらづみほいくえん
桜堤保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	桜堤2丁目1番27号					
アクセス	武蔵境駅北口よりバス9分 亜細亜大学北停留所より徒歩3分					
TEL	0422-52-4671	FAX	0422-52-4689			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和37年8月15日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	15	18	20	20	20	96
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	あり 9:00～17:00 (詳細 P56)
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

7

さかい ほ いく えん
境保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

I

認可保育所・認定こども園

所在地	境 4 丁目 11 番 3 号					
アクセス	武蔵境駅北口よりバス 4 分 境四丁目停留所より 4 分					
TEL	0422-53-1783	FAX	0422-53-1733			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和 44 年 4 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
9	15	18	20	20	20	102
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	8:30～17:00				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満	7:30～18:00				
	満 1 歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満 1 歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500 円 ≪ 1 回利用 ≫ 1 回ごと :500 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5 台程度

8

ひがし ほ いく えん
東保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺東町 3 丁目 28 番 3 号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩 15 分 ムバス吉祥寺東循環④本宿小学校停留所より徒歩 3 分					
TEL	0422-21-2495	FAX	0422-21-2496			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和 46 年 6 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
3	5	12	15	20	20	75
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	なし				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満	7:30～18:00				
	満 1 歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満 1 歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500 円 ≪ 1 回利用 ≫ 1 回ごと :500 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5 台程度

9

 せいかだいいちほいくえん
精華第一保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町2丁目31番8号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩12分					
TEL	0422-54-3854	FAX	0422-54-3852			
設置・運営	社会福祉法人精華子ども会					
開設年月日	昭和47年9月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	14	14	14	72
開園時間						
月曜～金曜	7:00～19:15					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～16:30				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳になった翌月から)	18:01～19:15		補食	あり		
	延長保育料	1歳児クラス以上月額:2,500円 ※0歳児クラスは19:00まで月額:3,500円 ≪1回利用≫1回ごと:800円(0歳児は900円)				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	8台程度

10

 きょうなんほいくえん
境南保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町5丁目1番1号					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩9分					
TEL	0422-32-2443	FAX	0422-32-2444			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和48年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	18	20	20	20	102
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	7台程度

11

きたまちほいくえん
北町保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺北町1丁目23番17号					
アクセス	吉祥寺駅北口よりバス10分 ムーバス北西循環⑤ 北町コミセン前より徒歩2分					
TEL	0422-21-6681	FAX	0422-21-6682			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和51年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	20	24	24	24	24	128
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	あり 9:00～17:00 (詳細P56)
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

12

きょうなんだいにほいくえん
境南第2保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町2丁目20番17号					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩8分					
TEL	0422-32-8167	FAX	0422-32-8168			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和53年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	15	20	20	83
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	あり 9:00～17:00 (詳細P56)
見学方法	見学日あり (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	7台程度

13

 みほいくえん
 ふじの実保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	緑町3丁目4番3号					
アクセス	三鷹駅北口よりバス10分 市営プール前停留所より徒歩5分					
TEL	0422-55-2525	FAX	0422-55-2524			
設置・運営	社会福祉法人むさし福祉会					
開設年月日	昭和53年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	13	18	20	21	22	103
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	8:00～17:30				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	平日10:00～(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

14

 ほいくえん
 ありんこ保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	西久保1丁目11番10号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-54-1356	FAX	0422-54-0112			
設置・運営	社会福祉法人武蔵野緑会					
開設年月日	平成16年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	12	12	12	66
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり(別途100円)		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫ 1時間以内:500円 1時間超:1,000円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5～6台程度

15

せい か だい に ほ い く え ん
精華第二保育園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

I

認可保育所・認定こども園

所在地	西久保2丁目15番3号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-38-7352	FAX	0422-36-0048			
設置・運営	社会福祉法人精華子ども会					
開設年月日	平成21年12月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	12	12	53			80
開園時間						
月曜～金曜	7:00～19:15					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:00					
保育時間	生後57日～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳になった翌月から利用可)	18:01～19:15		補食	あり		
	延長保育料	1歳児クラス以上 月額:2,500円 ※0歳児クラスは19:00まで 月額:3,500円 ≪1回利用≫1時間以内:800円(0歳児は900円)				



その他	
一時保育	あり 9:15～16:45 (詳細 P56)
見学方法	見学日あり (要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

16

さ かい え ん
境こども園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境4丁目11番6号					
アクセス	武蔵境駅北口よりバス4分 境四丁目停留所より徒歩3分					
TEL	0422-53-2312	FAX	0422-53-2615			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	平成25年12月1日					
定員 ※()は1号認定児含む総数						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	10	12	12	12 (35)	12 (35)	61 (107)
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	10台程度

17

ほいくえん
まちの保育園きちじょうじ
吉祥寺

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町3丁目27番13号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分 吉祥寺駅北口より徒歩18分					
TEL	0422-38-8260	FAX	0422-38-8270			
設置・運営	ナチュラルスマイルジャパン(株)					
開設年月日	平成26年10月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	30			60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～20:30					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:30～20:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:30～18:30				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～20:30		補食	あり		
	延長	18:31～19:30 月額:2,500円 <<1回利用>>				
	保育料	～20:00 月額:4,000円 1時間以内:500円 ～20:30 月額:5,500円 以降30分ごと:300円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	園HP確認後メールにて申込み
父母会	なし
ベビーカー置き場	8台程度

18

むさしの
ニチイキッズ武蔵野やはた保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	八幡町1丁目2番25号					
アクセス	三鷹駅北口・吉祥寺駅北口よりバス10分 西武柳沢駅南口よりバス10分 いずれも「緑町二丁目」停留所よりすぐ					
TEL	0422-60-2015	FAX	0422-53-0503			
設置・運営	(株)ニチイ学館					
開設年月日	平成27年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	14	15	15	15	15	80
開園時間						
月曜～金曜	7:30～20:30					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:30～18:30				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～20:30		補食	あり(別途200円)		
	延長	18:31～19:30 月額:2,500円				
	保育料	18:31～20:30 月額:5,000円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	HPに日程記載(要電話予約)
父母会	2022年度設置なし
ベビーカー置き場	6台程度

19

む さし さかい ほ い く えん
武蔵境コスモ保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

I

認可保育所・認定こども園

所在地	境1丁目20番5号					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩8分					
TEL	0422-55-8686	FAX	0422-55-8685			
設置・運営	(株)コスモズ					
開設年月日	平成28年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	15	16	18	18	18	91
開園時間						
月曜～金曜	7:15～20:00					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:15～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:15～18:15				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳になった翌月から)	18:16～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:16～19:15月額:2,500円 18:16～20:00月額:5,000円 ≪1回利用≫15分ごと:300円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	8台程度(登録制)

20

む さし さかい えん
グローバルキッズ武蔵境園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町4丁目2番19号					
アクセス	武蔵境駅 nonowa 口より徒歩10分程度					
TEL	0422-51-2242	FAX	0422-38-6881			
設置・運営	(株)グローバルキッズ					
開設年月日	平成28年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	10	12	12	12	62
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:30					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:00～18:00				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:30		補食	あり(1回利用200円)		
	延長保育料	18:01～19:00月額:2,500円 ≪1回利用≫ 18:01～20:00月額:5,000円 10分ごとに100円 18:01～20:30月額:6,500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

21

 むさしのせきまえ
 キッズガーデン武蔵野関前

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	第一園舎：関前3-4-11アビタシオン武蔵野1階 第二園舎：関前3-4-15					
アクセス	三鷹駅北口よりバス5分 第五小学校停留所より徒歩1分					
TEL	0422-38-6825	FAX	0422-38-6826			
設置・運営	(株) Kids Smile Project					
開設年月日	平成29年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	15	19	19	19	96
開園時間						
月曜～金曜	7:00～19:30					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:00～19:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:00～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:00～18:00				
延長保育 (満1歳以上)	18:01～19:30		補食	あり(1回利用200円)		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～19:30 月額:4,500円 ≪1回利用≫月曜～金曜10分ごと:100円 土曜10分ごと:300円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	毎月第2、第3火曜日(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	第一園舎のみ3台程度

22

 きょうなん ほいくえん
 境南すみれ保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町1丁目21番6号					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩11分					
TEL	0422-30-9581	FAX	0422-30-9582			
設置・運営	(株) すみれ					
開設年月日	平成30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	9	9	12	12	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫10分ごと:100円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

23

 きちじょう じ だいいち ほいくえん
 ういず吉祥寺第一保育園


むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町 2 丁目 35 番 12 号					
アクセス	吉祥寺駅より徒歩 7 分					
TEL	0422-27-1565	FAX	0422-27-1575			
設置・運営	(株) WITH					
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	8:30～17:00				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満	7:00～18:00				
	満 1 歳以上					
延長保育 (満 1 歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額: 2,500 円 18:01～20:00 月額: 5,000 円 ≪1 回利用≫ 18:01～19:00 1 回 500 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6 台程度

24

 きちじょう じ だいに ほいくえん
 ういず吉祥寺第二保育園


むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町 2 丁目 23 番 4 号					
アクセス	吉祥寺駅より徒歩 7 分					
TEL	0422-27-5468	FAX	0422-27-5469			
設置・運営	(株) WITH					
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	8:30～17:00				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満	7:00～18:00				
	満 1 歳以上					
延長保育 (満 1 歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額: 2,500 円 18:01～20:00 月額: 5,000 円 ≪1 回利用≫ 18:01～19:00 1 回 500 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	7 台程度

25

 きちじょうじ ほいくえん
 マミー吉祥寺保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺東町3丁目1番2号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩7分					
TEL	0422-27-5541	FAX	0422-27-5549			
設置・運営	(株) ニューマン					
開設年月日	平成30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	10	11	11	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:00～19:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:00～19:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～19:00		補食	なし		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫30分以内:500円 30分超:1,000円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	電話予約
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

※令和5年4月1日からマミー吉祥寺東保育園より名称変更

26

 ほいくえん
 ひまわり保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境4丁目7番12号					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-56-8732	FAX	0422-56-8723			
設置・運営	NPO 法人保育サービスひまわりママ					
開設年月日	平成30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	15	21	21	21	96
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	8:00～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫30分ごと:500円				



その他	
一時保育	定期利用保育(詳細P57)
見学方法	毎週木曜日(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

27

むさしの もりほいくえん
武蔵野もみじの森保育園



所在地	関前3丁目12番1号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩17分 三鷹駅北口よりムーバス北西循環⑫ 関前公園停留所より徒歩1分					
TEL	0422-38-8611	FAX	0422-38-8612			
設置・運営	社会福祉法人信正会					
開設年月日	平成31年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	18	22	22	22	108
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日～満3か月未満	7:00～18:00				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫ 1時間以内:800円 1時間超:2,000円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	要電話予約
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

28

むさしさいほいくえん
このえ武蔵境保育園



所在地	境1丁目16番26号					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-27-8550	FAX	0422-27-8551			
設置・運営	(株) なないろ					
開設年月日	平成31年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	15	15	18	18	18	90
開園時間						
月曜～金曜	7:15～20:15					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:15～20:15					
保育時間	生後57日～満3か月未満	7:15～18:15				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:16～20:15		補食	あり		
	延長保育料	18:16～19:15 月額:2,500円 18:16～20:15 月額:5,000円 ≪1回利用≫ 15分:100円 20:15超:1,000円(15分毎)				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度

29

なかちよう ほいくえん
中町すみれ保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町2丁目5番5号クロフトコテージ1階					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-38-6220	FAX	0422-38-6221			
設置・運営	(株) すみれ					
開設年月日	平成31年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	12	10	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫10分ごと:100円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

30

きちじょうじ ほいくえん
吉祥寺きらめき保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町3丁目8番15号					
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩12分					
TEL	0422-26-7723	FAX	0422-24-7252			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	令和2年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	5	10	14	14	14	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	現在なし
ベビーカー置き場	5台程度

もっと詳しく知りたい!

I

認可保育所・認定こども園

31

もりほいくえんむさしさい
まなびの森保育園武蔵境



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境5丁目2番11号					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩8分					
TEL	0422-38-5066	FAX	0422-38-5066			
設置・運営	(株)こどもの森					
開設年月日	令和2年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	14	14	14	69
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日～満3か月未満	7:00～18:00				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫30分ごと:300円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度

32

きちじょうじひがしちょうほいくえん
吉祥寺東町すみれ保育園



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺東町2丁目6番2号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩11分					
TEL	0422-20-6640	FAX	0422-27-5170			
設置・運営	(株)すみれ					
開設年月日	令和2年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日～満3か月未満	7:30～18:30				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫10分ごと:100円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

33

ようじしゃきちょうじ ほいくえんほんえん ぶんえん
ピノキオ幼児舎吉祥寺保育園 本園・分園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	本園：吉祥寺本町4丁目10番10号 大信吉祥寺ビル3階 分園：吉祥寺本町4丁目10番9号 ツインリーブス1階					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩13分					
TEL	0422-27-6085	FAX	0422-27-6086			
設置・運営	(株)ピノコーポレーション					
開設年月日	令和2年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	12	12	15	15	15	78
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:30					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:30～18:30				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:30		補食	あり		
	延長 保育料	月額2,500円 《1回利用》1回ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	要電話予約・オンライン(ZOOM)見学
父母会	なし
ベビーカー置き場	なし(送迎時のみの置き場はあり)

34

ほいくえん
むくむくみらい保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町2丁目5番9号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-90-6484	FAX	0422-90-7447			
設置・運営	(株)グレイス					
開設年月日	令和2年9月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	15	15	15	73
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長 保育料	月額2,500円 《1回利用》15分ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度

35 ミアヘルサ保育園ひびき武蔵野西久保

ほいくえん

むさしのにしくぼ

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	西久保2丁目27番15号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩14分					
TEL	0422-38-8601	FAX	0422-38-8602			
設置・運営	ミアヘルサ(株)					
開設年月日	令和3年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	9	9	12	12	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:15～19:15					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:15～19:15					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～16:30				
	満3か月以上～満1歳未満	7:15～18:15				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:16～19:15		補食	あり		
	延長保育料	18:16～18:45 月額:1,500円 18:16～19:15 月額:3,000円 《1回利用》1回ごと:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	4～5台程度

36 キッズいながき保育園吉祥寺

ほいくえんきちじょうじ

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町5丁目3番9号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-70-7833	FAX	0422-70-7838			
設置・運営	(株)三祐産業					
開設年月日	令和4年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:30					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:30		補食	あり		
	延長保育料	《月額》18:31～19:30 月額:2,500円 《1回利用》10分毎100円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

37

む さし さかい ほ い く え ん
武蔵境すみれ保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境1丁目17番16号 グレースフラットサカイ					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-38-9292	FAX	0422-38-9297			
設置・運営	(株) すみれ					
開設年月日	令和4年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	11	11	12	12	12	64
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長 保育料	月額: 2,500円 ≪1回利用≫ 10分ごと: 100円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度



か て い て き ほ い く Ⅱ 家庭的保育

Ⅱ

家庭的保育

家庭的保育とは…

“家庭的保育”とは、保育士、幼稚園教諭、保健師又は看護師などが必要な研修を受け、家庭的保育者（保育ママ）として自宅等のお部屋などでお子さんの保育を行う平成 27 年 4 月に法制化された市区町村の認可事業です。

少人数（5名以下）の家庭的な雰囲気のもと、保育を行っています。

※現在、武蔵野市の家庭的保育者（保育ママ）は、必要な研修を受けた保育士・幼稚園教諭の資格を持った者です。

 **対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を超した3月末日まで）**

※産休明け保育：実施なし

 **対応している保育時間：保育短時間のみ**

※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。

 **アレルギー対応：アレルギーがある場合、申込前に必ず施設へ直接確認が必要。**

 **障害児保育：受入れなし**

 **市外へ転出の場合：継続通園は不可**

 **その他**

- ◆ 職員の病気等で保育を提供できない場合、家庭的保育室との連携施設にて代替保育を行います。
- ◆ 「主な連携施設」では、保育内容の支援として、連携施設の園庭や部屋を使用して遊んだり、行事に参加したりしています。また職員研修を合同で行うなど、職員同士の交流も行っています。

地図 No.	施設名	所在地	電話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
①	鈴木ママの家 鈴木 かすみ	八幡町 3-8-3	37-5772	5	8:30～17:00 (8:00～18:00)	○ 要相談	—	△	要相談
②	い～ママん家 小泉 佳子	中町 2-6-2-101	53-7909	3	8:30～17:00 (8:30～17:00)	—	—	△	—
③	家庭的保育室はぐ 佐藤 喜世子	西久保 3-9-12 木の実ハイツ 102	090-5397- 8930	4	8:30～17:00 (8:30～18:00)	○ 要相談	—	—	—

△：定員に空きがある場合のみ実施します。

※「家庭的保育室 e-room」は、令和 5 年 3 月末をもって終了します。

1

すずき いえ すずき
鈴木ママの家 鈴木 かすみ

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	八幡町3丁目8番3号			
アクセス	三鷹駅北口よりバス 15分 八幡町三丁目停留所より徒歩 3分			
TEL	0422-37-5772	FAX	0422-37-5772	
設置・運営	鈴木 かすみ			
開設年月日	平成 15年 6月 1日			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	5			5
開園時間				
月曜～金曜	8:00～18:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:30～17:00の時間内で 8時間までの保育を個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪1回利用≫ 250円/15分		
	補食	なし		



その他	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	要電話予約 (問合せ時間 12時～15時以外)
アレルギー対応	要相談
主な連携先	千川保育園
ベビーカー置き場	3台程度

2

ち こ いずみ よし こ
い～ママん家 小泉 佳子

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町2丁目6番2号101			
アクセス	三鷹駅北口より徒歩 8分			
TEL	0422-53-7909 (午後2時以降)	FAX	0422-53-7909	
設置・運営	小泉 佳子			
開設年月日	平成 20年 6月 1日			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3			3
開園時間				
月曜～金曜	8:30～17:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	上記時間内で8時間までの保育 を個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	—		
	補食	なし		



その他	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	要電話予約 (問合せ時間 14時以降)
アレルギー対応	対応不可
主な連携先	吉祥寺保育園
ベビーカー置き場	3台程度・自転車も可

3

か て い て き ほ い く し つ さ と う き よ こ
家庭的保育室はぐ 佐藤 喜世子

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報



II

家庭的保育

所在地	西久保3丁目9番12号 木の実ハイツ102		
アクセス	三鷹駅北口より徒歩15分		
TEL	090-5397-8930	FAX	0422-90-1935
設置・運営	佐藤 喜世子		
開設年月日	平成26年4月1日		
定員	0歳児	1歳児	2歳児
	4		4
開園時間			
月曜～金曜	8:30～18:00		
	保育標準時間	設定なし	
	保育短時間	8:30～17:00の時間内で8時間までの保育を個別契約	
土曜	なし		
延長保育	延長保育料	≪1回利用≫250円/15分	
	補食	なし	



その他	
一時保育	なし
見学方法	要電話予約(問合せ時間18時～22時)
アレルギー対応	不可
主な連携先	吉祥寺保育園
ベビーカー置き場	2台程度



Ⅲ しょうきぼほいく 小規模保育

Ⅲ

小規模保育

小規模保育とは…

“小規模保育”とは、多様な主体が、多様なスペースを活用して、質の高い保育を提供することなどを目的とした事業です。子ども・子育て支援新制度で市区町村の認可事業として平成27年4月に法制化されました。

少人数（定員6～19名）を対象に家庭的な雰囲気に近い環境のもと、保育を行っています。



対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を超した3月末日まで）

※産休明け保育：施設による（実施施設はP93にてご確認ください。）



対応している保育時間：施設による

- ・ 保育短時間のみ
- ・ 保育短時間・保育標準時間

※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。



アレルギー対応：アレルギーがある場合は、必ず申込前に施設に確認が必要。



障害児保育：受入れなし



市外へ転出の場合：継続通園は不可



その他

◆「主な連携施設」では、保育内容の支援として、連携施設の園庭や部屋を使用して遊んだり行事に参加したりしています。また職員研修を合同で行うなど、職員同士の交流も行っています。

小規模保育は運営体制に違いがある3つの類型に分かれています。

【3つの類型】

	小規模保育 A型	小規模保育 B型	小規模保育 C型
類型	保育所分園型 ミニ保育園に近い類型	中間型	家庭的保育（小規模保育）に近い類型
定員規模	規模・大	←—————→	
資格	保育士	保育士＋保育従事者 （一定の研修が必要）	家庭的保育者 （一定の研修が必要）

※令和4年9月現在、武蔵野市ではA型・B型のみです。

【保育短時間施設】

保育短時間施設を利用する場合は、**保育短時間認定**となります。

基本保育時間のうち一日最長 8 時間、それを超える保育時間は延長料金がかかります。

地図 No.	施設名	種別	所在地	電話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
1	ひまわり保育室 みどり	B型	緑町 2-3 武蔵野緑町パーク 7号棟 B8 号棟 104 号室	27-7019	10	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 18:00)	○	—	—	—
2	ひまわり保育室 さくら	B型	桜堤 1-2 サウジア桜堤 14 号棟 103 号室	27-7164	10	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 18:00)	○	—	—	—
3	すくすく泉 いずみのおうち	A型	吉祥寺本町 3-27-17	77-0213	10	8:30 ~ 17:00 (7:30 ~ 19:00)	○	○	※	要相談
4	とことこ保育室 みんなのとことこ	A型	関前 4-17-10 11イマゾン 1 階	27-7195	18	8:00 ~ 17:00 (8:00 ~ 18:30)	○	○	○	要相談

※ 併設「いずみのひろば」で実施。

【保育標準時間・保育短時間施設】

保育標準時間・保育短時間施設を利用する場合は、保育の必要量によって、

「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。(P9 参照)

それぞれの時間を越えた場合は延長料金がかかります。

地図 No.	施設名	種別	所在地	電話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
5	どんぐり保育室	B型	桜堤 1-2 サウジア桜堤 19 号棟 101 号室	52-9622	10	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 18:30)	○	—	△	要相談
6	吉祥寺南町 すみれ保育園	A型	吉祥寺南町 3-6-2 7号棟 1 階	26-6329	15	8:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 19:00)	○	○	—	要相談
7	みらいえ保育園吉祥寺	A型	吉祥寺本町 2-4-14 メディ・コービル 8 1 階	27-6726 (本部事務所)	18	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 19:15)	○	—	—	要相談
8	エムズナーサリー ひだまりルーム武蔵境	A型	境南町 3-14-6 山桃ビル 1 階	34-8600	19	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 19:00)	○	○	—	要相談
9	カルガモ保育室	A型	境 5-18-10	52-6555	12	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 18:45)	○	—	△	要相談
10	みらいえ保育園吉祥寺南	A型	吉祥寺南町 2-17-2 リーラ南町 1 階	27-6726 (本部事務所)	19	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 19:15)	○	—	—	要相談
11	ひかり保育園武蔵境	A型	境 2-8-3 おおよクリニック 2 階	38-7401	19	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 20:00)	○	—	—	要相談
12	マミーぼぶら保育園	A型	中町 1-32-1 1 階	38-8377	19	7:30 ~ 18:30 (7:00 ~ 19:00)	○	○	—	要相談
13	チャイルドホーム武蔵境	A型	境南町 5-6-23 クレスト武蔵野 101	26-4722	19	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 18:30)	○	○	—	要相談
14	カルガモ第 2 保育室	A型	桜堤 1-2 サウジア桜堤 15 号棟 103 号室	56-8766	12	7:30 ~ 18:30 (7:30 ~ 18:45)	○	—	△	要相談

△: 定員に空きがある場合のみ実施します。

もっと詳しく知りたい!

1

ほいくしつ ひまわり保育室 みどり



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	緑町2丁目3番 武蔵野緑町パークタウン B8号棟 104号室			
アクセス	三鷹駅北口よりバス 15分 武蔵野市役所前停留所より徒歩 5分			
TEL	0422-27-7019	FAX	0422-27-7019	
設置・運営	NPO 法人 保育サービスひまわりママ			
開設年月日	平成23年5月1日			
類型	B型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	10			10
開園時間				
月曜～金曜	8:00～18:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 10,000円/30分～40,000円/2時間 ≪1回利用≫ 500円/30分		
		補食	なし	



その他	
アレルギー対応	対応不可
主な連携施設	吉祥寺保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	要相談

もっと詳しく知りたい!

2

ほいくしつ ひまわり保育室 さくら



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	桜堤1丁目2番 サンヴァリエ桜堤 14号棟 103号室			
アクセス	武蔵境駅北口よりバス5分 西部コミュニティセンター停留所より徒歩2分			
TEL	0422-27-7164	FAX	0422-27-7164	
設置・運営	NPO 法人 保育サービスひまわりママ			
開設年月日	平成23年5月1日			
類型	B型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	10			10
開園時間				
月曜～金曜	8:00～18:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 10,000円/30分～40,000円/2時間 ≪1回利用≫ 500円/30分		
		補食	なし	



その他	
アレルギー対応	対応不可
主な連携施設	桜堤保育園 境保育園 ひまわり保育園
見学方法	電話にて随時
一時保育	なし
ベビーカー置き場	要相談

3

すくすく泉 いずみのおうち

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町 3 丁目 27 番 17 号			
アクセス	三鷹駅北口より徒歩 13 分			
TEL	0422-77-0213	FAX	0422-90-7322	
設置・運営	NPO 法人 いずみの会 ※ 2 年後に運営団体を見直すプロポーザルがあります			
開設年月日	平成 26 年 8 月 1 日			
類型	A 型			
定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	10			10
開園時間				
月曜～金曜	7:30～19:00 ※満 1 歳未満は 18:00 まで			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:30～17:00 の時間内で 8 時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	契約時間外 200 円 / 15 分 予定外の遅刻等 (割増料) +100 円 / 15 分		
	補食	あり (18:00 以降)		



Ⅲ

小規模保育

その他	
アレルギー対応	卵アレルギーのみ要相談
主な連携施設	まちの保育園 吉祥寺 武蔵野赤十字保育園
見学方法	見学期間あり (要電話予約)
一時保育	併設「いずみのひろば」で実施
ベビーカー置き場	4 台程度

4

とことこ保育室 みんなのとことこ

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	関前 4 丁目 17 番 10 号 ユリイカマンション 1 階			
アクセス	武蔵境駅・三鷹駅北口よりバス 13 分 武蔵野大学前停留所より徒歩 1 分			
TEL	0422-27-7195	FAX	0422-27-7196	
設置・運営	NPO 法人子育て応援スペースとことこ			
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日			
類型	A 型			
定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	6	6	6	18
開園時間				
月曜～金曜	8:00～18:30			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:00～17:00 の時間内で 8 時間までの個別契約		
土曜	※土・日・祝 応相談			
延長保育	延長保育料	≪月額≫設定なし ≪1 回利用≫ 450 円 / 30 分		
	補食	あり		



その他	
アレルギー対応	卵アレルギーのみ要相談
主な連携施設	千川保育園
見学方法	随時 (要電話予約)
一時保育	あり 9:00～17:00 (詳細 P56～57)
ベビーカー置き場	応相談

5

どんぐり保育室

ほいくしつ

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	桜堤1丁目2番 サンヴァリエ桜堤19号棟101号			
アクセス	武蔵境駅北口よりバス5分 団地中央停留所より徒歩2分			
TEL	0422-52-9622	FAX	0422-52-9622	
設置・運営	NPO法人 ワークスどんぐり			
開設年月日	平成24年4月1日			
類型	B型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	2	4	4	10
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:30			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:30～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし		
		≪1回利用≫ 250円/15分 (保育短時間の方のみ該当)		
	補食	要相談		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	境保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	なし

6

吉祥寺南町すみれ保育園

きちじょうじみなみちょう

ほいくえん

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町3丁目6番2号アビタシオン1階			
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩8分			
TEL	0422-26-6329	FAX	0422-26-6329	
設置・運営	(株)すみれ			
開設年月日	平成26年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
		15		15
開園時間				
月曜～金曜	8:00～19:00 ※満1歳未満18:00まで			
	保育標準時間	8:00～19:00		
	保育短時間	① 8:30～16:30 ② 9:00～17:00 ①②どちらかの時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし		
		≪1回利用≫ 500円/30分 (保育短時間の方のみ該当)		
	補食	あり		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	南保育園
見学方法	見学日あり(要電話予約)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	なし



ほいくえんきちょうじ みらいえ保育園吉祥寺

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	吉祥寺本町2丁目4番14号 メディ・コープビル8 1階			
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩6分			
TEL	0422-27-6726 (本部事務所)	FAX	0422-27-6736 (本部事務所)	
設置・運営	(株)みらい開発研究所			
開設年月日	平成26年11月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	18			18
開園時間				
月曜～金曜	7:30～19:15			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:30～16:30		
土曜	8:30～17:30			
延長保育	延長保育料	≪月額≫設定なし ≪1回利用≫500円/30分 (19:15まで利用の場合750円)		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	北町保育園
見学方法	9月以降に当園HPでお知らせ
一時保育	なし
ベビーカー置き場	10台程度



むさしさい エムズナーサリーひだまりルーム武蔵境

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町3丁目14番6号 山桃ビル1階			
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩5分			
TEL	0422-34-8600	FAX	0422-34-8608	
設置・運営	(株)エムズライン			
開設年月日	平成26年12月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	5	14		19
開園時間				
月曜～金曜	7:30～19:00 ※満1歳未満18:00まで			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	7:30～18:30の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫設定なし ≪1回利用≫500円/30分		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	対応可(要相談)
主な連携施設	境南第2保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5台程度

9

カルガモ保育室

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	境5丁目18番10号			
アクセス	武蔵境駅北口よりムーバス4分 境西循環⑤番停留所よりすぐ			
TEL	0422-52-6555	FAX	0422-57-8434	
設置・運営	(株)カルガモ保育室			
開設年月日	平成27年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	12			12
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:45 ※満1歳未満18:00まで			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	個別契約にて要相談 時間外の保育に対して100円/5分		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	桜堤保育園 グローバルキッズ武蔵境園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	あり※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	駐輪場屋根有り5台程度

10

みらいえ保育園吉祥寺南

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町2丁目17番2号リーラ南町1階			
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩6分			
TEL	0422-27-6726 (本部事務所)	FAX	0422-27-6736 (本部事務所)	
設置・運営	(株)みらい開発研究所			
開設年月日	平成28年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	19			19
開園時間				
月曜～金曜	7:30～19:15			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:30～16:30		
土曜	8:30～17:30			
延長保育	延長保育料	≪月額≫設定なし ≪1回利用≫500円/30分 (19:15まで利用の場合750円)		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	東保育園
見学方法	9月以降に当園HPでお知らせ
一時保育	なし
ベビーカー置き場	7台程度



ほいくえん むさしさい
ひかり保育園武蔵境

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境 2 丁目 8 番 3 号 おおやクリニック 2 階			
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩 5 分			
TEL	0422-38-7401	FAX	0422-38-7402	
設置・運営	ひかりナーサリー (株)			
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日			
類型	A 型			
定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	5	14		19
開園時間				
月曜～金曜	7:30 ~ 20:00			
	保育標準時間	7:30 ~ 18:30		
	保育短時間	8:30 ~ 16:30		
土曜	7:30 ~ 18:30			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし ≪1 回利用≫ 500 円 / 30 分		
	補食	あり		



Ⅲ

小規模保育

その他	
アレルギー対応	対応可 (要相談)
主な連携施設	境こども園
見学方法	随時 (要電話予約)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5 台程度



ほいくえん
マミーぽぷら保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町 1 丁目 32 番 1 号 1 階			
アクセス	三鷹駅北口より徒歩 5 分			
TEL	0422-38-8377	FAX	0422-38-8378	
設置・運営	(株) ニューマン			
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日			
類型	A 型			
定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	3	8	8	19
開園時間				
月曜～金曜	7:00 ~ 19:00			
	保育標準時間	7:30 ~ 18:30		
	保育短時間	7:00 ~ 19:00 の時間内で 8 時間までの個別契約		
土曜	7:00 ~ 19:00			
延長保育	延長保育料	・基本保育時間外の保育に対して ・個別契約時間外の保育に対して 500 円 / 30 分		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	対応可 (要相談)
主な連携施設	ありんこ保育園
見学方法	随時 (要電話予約)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	3 ~ 4 台

13

チャイルドホーム武蔵境

む さ し さ か い

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	境南町5丁目6番23号クレスト武蔵野101			
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩12分			
TEL	0422-26-4722	FAX	0422-26-4722	
設置・運営	NPO法人チャイルドホーム			
開設年月日	平成28年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3	16		19
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:30 ※満1歳未満18:00まで			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫設定なし ≪1回利用≫500円/30分		
	補食	なし		
	延長保育	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	境南保育園
見学方法	電話で日程調整のうえ予約
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5台程度

14

カルガモ第2保育室

だ い に ほ い く し つ

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	桜堤1-2 サンヴァリエ桜堤15号棟103号			
アクセス	JR武蔵境駅北口よりバス5分 西部コミュニティーセンター停留所 徒歩2分			
TEL	0422-56-8766	FAX	0422-56-8766	
設置・運営	(株)カルガモ保育室			
開設年月日	平成29年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	12			12
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:45 ※満1歳未満18:00まで			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	個別契約にて要相談 時間外の保育に対して100円/5分		
	補食	なし		
	延長保育	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	境こども園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	あり※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	5台程度

IV 事業所内保育

IV

事業所内保育

事業所内保育とは…

“事業所内保育”とは、児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が認めた基準を満たし、市区町村が認可した事業です。会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。



対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を超した3月末日まで）

※産休明け保育：実施なし



対応している保育時間：保育短時間のみ

※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。



アレルギー対応：アレルギーがある場合は、必ず申込前に施設に確認が必要



障害児保育：受入れなし



市外へ転出の場合：継続通園は不可



その他

◆「主な連携施設」では、保育内容の支援として、連携施設の園庭や部屋を使用して遊んだり、行事に参加したりしています。また職員研修を合同で行うなど、職員同士の交流も行っています。

地図 No.	施設名	所在地	電話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
▲	ベリールーム	関前 1-2-20 特別養護老人ホーム とらいふ武蔵野内	38-5260	10	8:00～17:00 (8:00～18:00)	○	—	—	—

・定員のうちおおむね 5 名は事業所枠です。



ベリールーム

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	関前 1 丁目 2 番 20 号 特別養護老人ホームとらいふ武蔵野内			
アクセス	三鷹駅北口よりムーバス 4 号路線③久保公園・ とらいふ武蔵野停留所よりすぐ			
TEL	0422-38-5260	FAX	0422-38-5260	
設置・運営	設置：社会福祉法人とらいふ 運営：NPO 法人保育サービスひまわりママ			
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日			
定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	10			10
利用対象	6 か月～			
開園時間				
月曜～金曜	8:00～18:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:00～17:00 の時間内で 8 時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 10,000/30 分～40,000 円/2 時間 ≪1 回利用≫ 500 円/30 分		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	対応不可
主な連携施設	精華第二保育園
見学方法	随時（要電話予約）
一時保育	なし
ベビーカー置き場	1～2 台程度

V きよたくほうもんがたほいく 居宅訪問型保育

居宅訪問型保育とは…

居宅訪問型保育は、0～2歳児までのお子さんを対象に、障害・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村が認可した事業です。

入所前健康診断等において集団保育が難しいと判断された場合に、利用を検討する事業です。

入所の申込において希望施設に記入することはできません。利用についての詳細は子ども育成課にご相談ください。



対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を超した3月末日まで）



対応している保育時間：保育短時間のみ



市外に転出した場合：継続利用は不可

※運営事業者との面談により、自宅での保育が可能と判断された場合に利用できます。

V

居宅訪問型保育

VI 認証保育所

VI

認証保育所

認証保育所とは…

認証保育所は、都民の様々なニーズに応えるための東京都独自の制度であり、東京都が定めた基準を満たし東京都に認証された保育施設です。

A型は駅の近くに設置することを基本とし、B型は小規模で家庭的な保育を行うという特色があります。また、A型、B型のいずれも1日13時間以上開所しています。(令和4年9月現在、武蔵野市はA型の施設のみです。)



申込先：各施設へ直接申込 ※入所に関しては、施設と保護者で直接契約を締結します。



保育料：各施設で金額を設定し、各施設で徴収します。

※市の認可外保育施設入所児童保育助成金が対象となります。(支給要件あり・P60～61参照)

※幼児教育・保育の無償化による施設等利用費の助成についてはP62をご覧ください。

※武蔵野市民が認証保育所を利用した場合、毎月各施設から利用実績が市へ報告されます。その利用実績に基づき市から各施設に対して毎月運営費を支払います。

※保育時間や保育料などは変更になる場合があります。



その他

◆入所申込方法や空き情報は、子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」(P59参照)でもご覧いただけます。

地図 No.	施設名	種別	所在地	電話	年齢	定員 (名)	基本保育時間	延長保育	産休明け保育	障害児保育	一時保育
1	武蔵野 プチ・クレイシュ	A型	境南町 2-11-22 第一飛翔ビル 2階	33-4400	0～5	40	8:30～17:00	7:00～8:30 17:00～20:00	—	要相談	○
2	風の子保育園	A型	境 1-16-34 グリーンハムむさしの	55-9872	0～5	60	8:00～18:00	7:00～8:00 18:00～20:00	○	要相談	—
3	ポピンスナースクール 武蔵野	A型	中町 3-6-1	50-2125	0～5	40	7:30～20:30	20:30～22:00	○	要相談	△
4	かっぱの家保育所	A型	吉祥寺本町 2-17-4	23-5960	0～5	30	8:00～17:30	7:30～8:00 17:30～20:30	○	要相談	—
5	ポピンスナースクール 吉祥寺	A型	吉祥寺南町 1-6-3 吉祥寺東急 REI ホテル 2階	70-2171	0～5	30	7:30～20:30	20:30～22:00	○	要相談	△
6	ポピンスナースクール 武蔵野ワズ	A型	中町 1-12-10 武蔵野ワズスカイゲート ワズワズモール 5階	60-2180	0～5	40	7:30～20:30	7:00～7:30 20:30～22:00	○	要相談	△
7	グローバルキッズ コトア吉祥寺園	A型	吉祥寺南町 5-15-10	21-3355	0～5	32	8:00～18:00	7:00～7:59 18:01～20:30	○	要相談	△
8	ポピンスナースクール 武蔵境	A型	境 1-2-22 グリーンアトリス 1階	38-6731	0～5	33	7:30～20:30	個別契約時間外の 保育時間	○	要相談	△
9	マジオたんぽぽ 保育園吉祥寺	A型	吉祥寺本町 2-10-5 三慶ビル 4階	27-2870	0～3	39	7:00～20:00	個別契約時間外の 保育時間	○	要相談	△
10	中町第2すみれ保育園	A型	中町 3-8-1 グランドシティ武蔵野三鷹 701コート A棟	38-8710	0～2	21	8:30～17:30	7:30～8:30 17:30～20:30	○	—	—
11	八丁はなみずき保育園	A型	中町 2-21-14-103 ウエストコート	080-3556- 8732	0～5	30	7:30～20:30	個別契約時間外の 保育時間	○	—	—

△：定員に空きがある場合のみ実施します。

1

むさしの 武蔵野プチ・クレイシュ

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町2丁目11番22号 第一飛翔ビル2階					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩3分					
TEL	0422-33-4400	FAX	0422-33-4400			
設置・運営	(株) こどもの森					
開設年月日	平成13年11月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4	10	8	8	10		40
開園時間						
月曜～土曜	7:00～20:00					
	基本利用	8:30～17:00				
	延長利用	7:00～8:30 / 17:00～20:00				
入園料	17,000円					
保育料	46,000円～					
	《例：週5日・1日10時間利用の場合》					
	0歳児 65,900円					
	1歳児 61,900円					
2歳児 61,900円						
その他、詳細は直接施設へ。						
利用対象	生後3か月から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	除去対応可
一時保育	※6か月から9歳まで 0歳 1,200円/60分・1歳以上 1,000円/60分
ベビーカー置き場	10台以上あり

VI

認証保育所

2

かぜ こほいくえん 風の子保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境1丁目16番34号グリーンハイムむさしの					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩3分					
TEL	0422-55-9872	FAX	0422-55-9877			
設置・運営	武井 紀久子					
開設年月日	平成15年4月1日(認証B型) 平成26年10月1日(認証A型)					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	11	10	10	10	10	60
開園時間						
月曜～土曜	7:00～20:00					
	基本利用	8:00～18:00				
	延長利用	7:00～8:00 / 18:00～20:00				
入園料	50,000円					
保育料	45,000円～					
	《例：週5日・1日10時間利用の場合》					
	0歳児 69,000円					
	1歳児 69,000円					
2歳児 69,000円						
その他、詳細は直接施設へ。						
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可
一時保育	なし
ベビーカー置き場	10台程度

3

ポピンズナーサリースクール武蔵野

むさしの



むさしのすくすくナビ施設情報

もっと詳しく知りたい！



所在地	中町3丁目6番1号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-50-2125	FAX	0422-50-2126			
設置・運営	(株)ポピンズエデュケア					
開設年月日	平成18年9月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	8	16			40
開園時間						
月曜～土曜	7:30～22:00					
	基本利用	7:30～20:30				
	延長利用	20:30～22:00				
入園料	52,500円					
保育料	53,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 74,700円 1歳児 73,600円 2歳児 73,600円 その他、詳細は直接施設へ。					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可 ※医師の診断が必要
一時保育	あり 1時間 1,300円～2,700円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。
ベビーカー置き場	8台程度

VI

認証保育所

4

かっぱの家保育所

いえほいくしょ



むさしのすくすくナビ施設情報

もっと詳しく知りたい！



所在地	吉祥寺本町2丁目17番4号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-23-5960	FAX	0422-23-5960			
設置・運営	NPO法人かっぱの家					
開設年月日	平成19年7月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	6	6	12			30
開園時間						
月曜～土曜	7:30～20:30					
	基本利用	8:00～17:30				
	延長利用	7:30～8:00 / 17:30～20:30				
入園料	50,000円					
保育料	69,500円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 75,000円 1歳児 75,000円 2歳児 75,000円 その他、詳細は直接施設へ。					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可（要相談）
一時保育	なし
ベビーカー置き場	12台程度

5

ポピンズナーサリースクール吉祥寺

きちじょうじ

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町1丁目6番3号 吉祥寺東急REIホテル2階					
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩3分					
TEL	0422-70-2171	FAX	0422-70-2172			
設置・運営	(株)ポピンズエデュケア					
開設年月日	平成20年9月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
7	11	8	4			30
開園時間						
月曜～土曜	7:30～22:00					
	基本利用	7:30～20:30				
	延長利用	20:30～22:00				
入園料	52,500円					
保育料	58,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 78,000円 1歳児 78,000円 2歳児 78,000円 その他、詳細は直接施設へ。					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可 ※医師の診断が必要
一時保育	あり 1時間 1,300円～2,700円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。
ベビーカー置き場	6台程度

VI

認証保育所

6

ポピンズナーサリースクール武蔵野タワーズ

むさしの

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町1丁目12番10号 武蔵野タワーズスカイゲートタワー タワーズモール5階					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩3分					
TEL	0422-60-2180	FAX	0422-60-2181			
設置・運営	(株)ポピンズエデュケア					
開設年月日	平成22年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	9	8	15			40
開園時間						
月曜～土曜	7:00～22:00					
	基本利用	7:30～20:30				
	延長利用	7:00～7:30 / 20:30～22:00				
入園料	52,500円					
保育料	58,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 78,000円 1歳児 78,000円 2歳児 78,000円 その他、詳細は直接施設へ。					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可 ※医師の診断が必要
一時保育	あり 1時間 1,300円～2,700円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。
ベビーカー置き場	2～3台程度

7 グローバルキッズコトニア吉祥寺園

きちじょう じ えん

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町 5丁目 15番 10号						
アクセス	吉祥寺駅北口よりムーバス 17分 吉祥寺東循環 6-2 本田東公園東停留所すぐ						
TEL	0422-21-3355	FAX	0422-21-3370				
設置・運営	(株) グローバルキッズ						
開設年月日	平成 25年 3月 1日						
定員							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
3	13	16			32		
開園時間							
月曜～土曜	7:00～20:30						
	基本利用	8:00～18:00					
	延長利用	7:00～7:59 / 18:01～20:30					
入園料	なし						
保育料	47,550円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 68,250円～ 1歳児 65,100円～ 2歳児 65,100円～ その他、詳細は直接施設へ。						
利用対象	生後43日目から就学前まで						



その他	
アレルギー対応	対応可 ご相談の上、医師の指示のもと除去食で対応。
一時保育	月極保育の出席数により受け入れ変動。 事前登録 / 予約必要 平日1時間 1,000円～(1歳児以上)
ベビーカー置き場	10台程度

VI

認証保育所

8 ポピンズナーサリースクール武蔵境

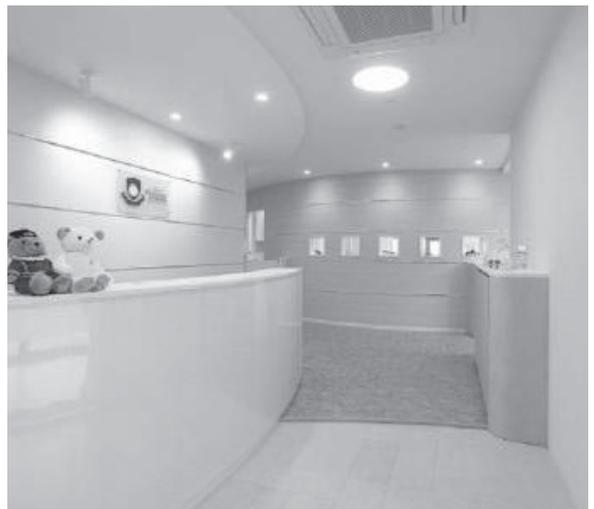
む さし さかい

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境 1丁目 2番 22号 ブリリアントパレス 1階						
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩 3分						
TEL	0422-38-6731	FAX	0422-38-6732				
設置・運営	(株) ポピンズエデュケア						
開設年月日	平成 29年 4月 1日						
定員							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
8	12	10	3			33	
開園時間							
月曜～土曜	7:30～20:30						
	基本利用	7:30～20:30					
	延長利用	個別契約時間外の保育時間					
入園料	52,500円						
保育料	58,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 78,000円 1歳児 78,000円 2歳児 78,000円 その他、詳細は直接施設へ。						
利用対象	生後57日目から就学前まで						



その他	
アレルギー対応	対応可※医師の診断が必要
一時保育	あり 1時間 1,300円～2,700円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。
ベビーカー置き場	5台程度

9

マジオたんぽぽ保育園吉祥寺

ほいくえんきちじょうじ

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町2丁目10番5号 三慶ビル4階					
アクセス	JR 吉祥寺駅北口より 徒歩 5分					
TEL	0422-27-2870	FAX	0422-27-2872			
設置・運営	(株)マジオネット多摩					
開設年月日	平成30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	10	10	10			39
開園時間						
月曜～土曜	7:00～20:00					
	基本利用	7:00～20:00				
	延長利用	個別契約時間外の保育時間				
入園料	30,000円					
保育料	53,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 74,000円 1歳児 68,000円 2歳児 68,000円 その他、詳細は直接施設へ。					
利用対象	生後57日目から3歳児まで					



その他	
アレルギー対応	あり(要相談)
一時保育	あり1時間1,000円～1,300円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。 ※離乳食は持参となります。
ベビーカー置き場	10台程度

VI

認証保育所

10

中町第2すみれ保育園

なかちょうだい に

ほいくえん

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町3丁目8番1号 プラウドシティ武蔵野三鷹 フロントコートA棟					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩12分					
TEL	0422-38-8710	FAX	0422-38-8711			
設置・運営	(株)すみれ					
開設年月日	平成30年10月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5	9	7				21
開園時間						
月曜～土曜	7:30～20:30					
	基本利用	8:30～17:30				
	延長利用	7:30～8:30/17:30～20:30				
入園料	30,000円					
保育料	60,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 69,000円 1歳児 68,000円 2歳児 68,000円 その他、詳細は直接施設へ。					
利用対象	生後57日目から2歳児まで					



その他	
アレルギー対応	要相談
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5台程度



所在地	中町2丁目21番14号103ウエストコート					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩5分					
TEL	080-3556-8732	FAX	03-6685-6943			
設置・運営	一般社団法人ハナミズキ					
開設年月日	平成30年11月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	6	18				30
開園時間						
月曜～土曜	7:30～20:30					
	基本利用	7:30～20:30				
	延長利用	個別契約時間外の保育時間				
入園料	50,000円					
保育料	56,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 71,000円 1歳児 70,000円 2歳児 68,000円 その他、詳細は直接施設へ。					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	除去対応可
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5台程度(自転車置き場有)



Ⅶ 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは・・・

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とした施設です。

- ◆ 地域枠の認定がある園を記載しています。
- ◆ 利用しやすい利用保育料金とするため内閣府から委託を受けた児童育成協会が運営費の助成を行います。(認可外保育施設入所児童保育助成金の対象ではありません。)
- ◆ 無償化の対象となる子どもの利用料については、標準的な利用料が減額されています。
- ◆ 空き状況、対象年齢、保育時間、保育料、利用の申込などについては、直接各施設へお問合せください。一部、ご利用できる方が限られる場合もあります。

Ⅶ

① ふじむら fujimura ナーサリー



所在地	吉祥寺本町 2-16-3 藤村女子中学・高等学校内	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	吉祥寺駅北口より 徒歩5分		土	7:30～20:30
TEL	0422-20-1210	定員(地域枠)	18(9)名	
設置者名	学校法人 井之頭学園	対象年齢	生後57日目～5歳児	
開設年月日	平成29年4月1日	一時保育	あり(定員に空きがある場合)	

② さかいりんごの木保育園



所在地	境 1-3-2 すきっぷITビル 2・3・4階	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	武蔵境駅北口より 徒歩1分		土	7:30～18:30
TEL	0422-27-8117	定員(地域枠)	12(6)名	
設置者名	(株)武蔵境自動車教習所	対象年齢	生後57日目～2歳児	
開設年月日	平成30年3月1日	一時保育	あり(定員6名)	

③ りとるういず吉祥寺保育園



所在地	吉祥寺本町 2-35-12 3階	開所時間	月～金	7:00～20:00
アクセス	吉祥寺駅北口より 徒歩5分		土・日	7:00～20:00
TEL	0422-27-5447	定員(地域枠)	30(半数以下)名	
設置者名	(株)WITH	対象年齢	生後6か月～5歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	あり(定員に空きがある場合)	

④ ピノキオ幼児舎吉祥寺アネックス



所在地	吉祥寺本町 4-10-10 大信吉祥寺ビル 4階	開所時間	月～金	7:30～18:30
アクセス	吉祥寺駅北口より 徒歩13分		土	7:30～18:30
TEL	0422-27-6521	定員(地域枠)	15(7)名	
設置者名	(株)ピノコーポレーション	対象年齢	生後57日目～2歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	なし	

⑤ ポピンズナーサリースクール武蔵野中町すみせいキッズ



所在地	中町 2-2-3 住友生命武蔵野ビル 2階	開所時間	月～金	8:00～19:00
アクセス	三鷹駅北口より 徒歩7分		土	なし
TEL	0422-56-8761	定員(地域枠)	18(9)名	
設置者名	(株)ポピンズエデュケア	対象年齢	生後57日目～2歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	なし	

⑥ ぴかぴか保育園吉祥寺



所在地	吉祥寺南町 4-28-10 ストリートライフ吉祥寺	開所時間	月～金	7:30～19:30
アクセス	吉祥寺駅北口徒歩15分、西荻窪駅徒歩9分		土	7:30～19:30
TEL	0422-26-8916	定員(地域枠)	12(6)名	
設置者名	(株)Cozy Village	対象年齢	生後3か月～2歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	あり(定員に空きがある場合)	

⑦ 生活教育 こどもと幼児園



所在地	吉祥寺東町 1-19-23	開所時間	月～金	7:30～20:00
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩5分		土	なし
TEL	0422-23-5377	定員(地域枠)	60(半数以下)名	
設置者名	メリーランド(株)	対象年齢	1歳児～5歳児	
開設年月日	平成28年4月1日	一時保育	なし	

⑧ キッズナーサリー吉祥寺園



所在地	吉祥寺本町 3-28-19	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分・吉祥寺駅公園口より徒歩18分		土	7:30～20:30
TEL	0422-38-9977	定員(地域枠)	30(15)名	
設置者名	(株)KJ不動産開発	対象年齢	生後57日目～5歳児	
開設年月日	平成31年3月29日	一時保育	なし	

⑨ 企業主導型ひかり保育園



所在地	境 2-10-18 アドミス 1階	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	武蔵境駅北口より 徒歩5分		土	7:30～20:30
TEL	0422-38-8702	定員(地域枠)	40(20)名	
設置者名	ひかりナーサリー(株)	対象年齢	1歳児～5歳児	
開設年月日	令和3年3月22日	一時保育	あり(定員に空きがある場合)	

Ⅷ ベビーホテル

ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、1. 午後8時以降の保育を行っているもの、2. 児童の宿泊を伴う保育を行っているもの、3. 一時預かり（利用児童のうち一時保育の児童が半数以上を占めているもの）を行っているものいずれかに1つでも該当する施設です。すべての施設が開設、変更、休止、廃止の際に東京都に届出を行う必要があります。

施設名	所在地	電話	設置者名
託児室 キュートエンジェル	吉祥寺南町 2-10-6 ジョージパーク布袋堂 106号	0422-47-1230	小林 美津子

- ※ 空き状況、対象年齢、保育時間、保育料、利用の申込などについては、直接各施設へお問合せください。
- ※ ベビーホテルは、認可外保育施設入所児童保育助成金の対象ではありません。
- ※ 幼児教育・保育の無償化による施設等利用費の助成については P62 をご覧ください。

Ⅷ

ベビーホテル





武蔵野市

子ども家庭部 子ども育成課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

T E L : 0422-60-1854 保育認定担当・保育コンシェルジュ
0422-60-1843 管理担当・保育施策調整担当

F A X : 0422-51-9223

E-mail : SEC-KODOMOIKUSEI@city.musashino.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.musashino.lg.jp/>



武蔵野市ホームページ

令和5年度 保育施設マップ



- 認可保育所
- 家庭的保育
- 小規模保育
- 事業所内保育
- 認証保育所
- 企業主導型保育事業
- 武蔵境地域
- 中央地域
- 吉祥寺地域



認可保育所

1	吉祥寺保育園	27	武蔵野もじの森保育園
2	武蔵野赤十字保育園	28	このえ武蔵境保育園
3	西久保保育園	29	中町すみれ保育園
4	千川保育園	30	吉祥寺きらめき保育園
5	南保育園	31	まなびの森保育園武蔵境
6	桜堤保育園	32	吉祥寺東町すみれ保育園
7	境保育園	33	ピノキオ幼稚園 吉祥寺保育園本園・分園
8	東保育園	34	むくむくみらい保育園
9	精華第一保育園	35	ミアヘルサ保育園ひびき 武蔵野西久保
10	境南保育園	36	キッズいながき保育園吉祥寺
11	北町保育園	37	武蔵境すみれ保育園
12	境南第2保育園		
13	ふじの実保育園		
14	ありんこ保育園		
15	精華第二保育園		
16	境こども園 (認定こども園 保育所型)		
17	まちの保育園 吉祥寺		
18	ニチキッズ武蔵野やはた保育園		
19	武蔵境コスモ保育園		
20	グローバルキッズ武蔵境園		
21	キッズガーデン武蔵野関前		
22	境南すみれ保育園		
23	ういず吉祥寺第一保育園		
24	ういず吉祥寺第二保育園		
25	マミー吉祥寺保育園		
26	ひまわり保育園		

家庭的保育

1	鈴木ママの家 鈴木 かすみ
2	い〜ままん家 小泉 佳子
3	家庭的保育室はぐ 佐藤 喜世子

小規模保育

1	ひまわり保育室みどり
2	ひまわり保育室さくら
3	すくすく泉 いずみのおうち
4	とことこ保育室みんなのとことこ
5	どんぐり保育室
6	吉祥寺南町すみれ保育園
7	みらい保育園吉祥寺
8	エムズナーサリー ひだまりルーム武蔵境
9	カルガモ保育室
10	みらい保育園吉祥寺南
11	ひかり保育園武蔵境
12	マミーぼら保育園

事業所内保育

13	チャイルドホーム武蔵境
14	カルガモ第2保育室
▲	ベリールーム

認証保育所

1	武蔵野プチ・クレイシュ
2	風の子保育園
3	ポピンズナーサリースクール 武蔵野
4	かっぱの家保育所
5	ポピンズナーサリースクール 吉祥寺
6	ポピンズナーサリースクール 武蔵野タワース
7	グローバルキッズコトニア吉祥寺園
8	ポピンズナーサリースクール 武蔵境
9	マジオたんぼ保育園吉祥寺
10	中町第2すみれ保育園
11	八丁はなみずき保育園

企業主導型保育事業

1	fujimura ナーサリー
2	さかいりんごの木保育園
3	りとるういず吉祥寺保育園
4	ピノキオ幼稚園吉祥寺アネックス
5	ポピンズナーサリースクール 武蔵野中町すみせいキッズ
6	ぴかぴか保育園吉祥寺
7	生活教育 こどもと幼児園
8	キッズナーサリー吉祥寺園
9	企業主導型ひかり保育園